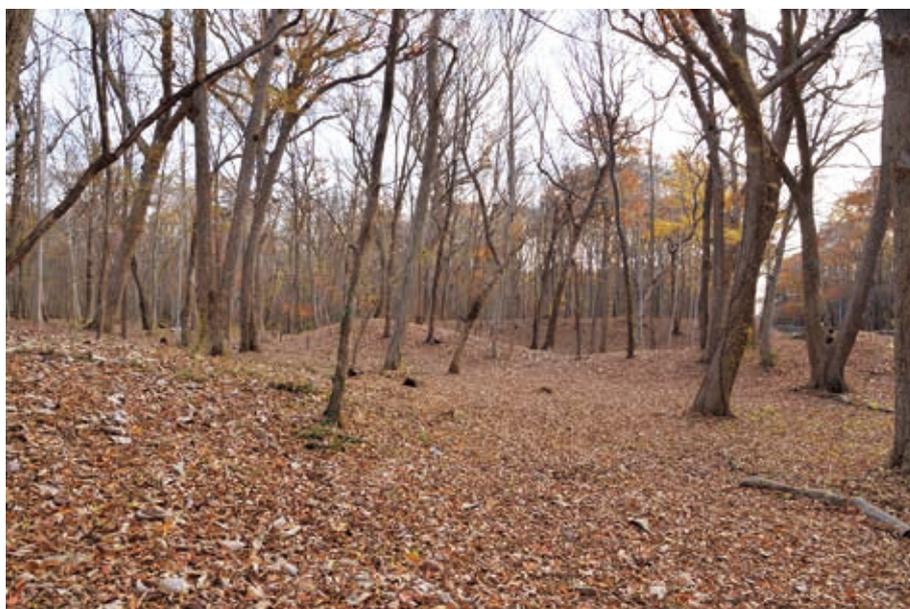


史跡キウス周堤墓群整備基本計画



千歳市教育委員会

史跡キウス周堤墓群整備基本計画

千歳市教育委員会

[表紙写真 キウス2号周堤墓近景]

解説) 竪穴のくぼみが約4.7mと最も深い2号周堤墓は、外側から見ると地上高約2mの周堤が取り囲んでいる。出入口と推定される低下部を通しその奥行きが見て取れ、「浅い谷」を挟んだ手前左の1号周堤墓との、相互の配置が作り出す土地の起伏が、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡景観をなしている。(北より)



史跡キウス周堤墓群空中写真（2013年9月27日撮影）



史跡キウス周堤墓群空中写真（1947年9月4日 国土地理院撮影）

序

キウス周堤墓群は、縄文時代後期後葉につくられた大規模な集団墓地です。当時遺跡の眼前には、オサツトーやマオイトーといった大きな湖沼とその周辺の湿地帯が広がり、背後には馬追丘陵へ続くなだらかな斜面地形に豊かな森林環境があり、サケやシカ、堅果類などの食料資源に恵まれた豊かな場所だったと考えられています。

明治時代の後半に調査の手が入り、大正時代に学会に知られるところとなったキウスは、戦前までアイヌのチャシとして広く認識されるとともに遺跡の保護が図られてきました。戦後、発掘調査によって縄文時代の集団墓地と判明し、昭和54年（1979）に国史跡に指定され、さらに令和元年（2019）には追加指定を受けました。

令和2年（2020）、市は史跡を適切に保存し、次世代へと継承していくために、その本質的価値と構成要素を明確化し、それらを適切に保存・活用していくための基本方針を定めた保存活用計画を策定しました。本整備計画は、この保存活用計画にもとづき、整備・公開・活用の基本方針、整備の方法、維持管理、運営体制など、史跡の整備と公開活用に関する基本的な計画を定めたものです。

今後、千歳市では本計画にもとづき、史跡の整備と活用を進め、地域の人々とともに将来にわたって守り、継承するとともに、まちづくりや人づくりの糧としていきたいと考えています。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご指導・ご協力を賜りました文化庁、北海道教育委員会並びに整備基本計画検討委員会の皆さまをはじめ、関係機関の方々に厚く御礼申し上げますとともに、今後の整備事業及び公開活用事業につきましても引き続きのご支援をお願い申し上げます。

令和3年12月

千歳市教育委員会

教育長 佐々木 智

例 言

1. 本書は、北海道千歳市中央2777番ほかに所在する史跡キウス周堤墓群の整備基本計画書である。
2. 本計画は、千歳市教育委員会が令和2年（2020）度に設置した「史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会」（佐藤正知委員長）における審議結果を踏まえ、千歳市教育委員会が策定した。
3. 本計画の策定に当たっては、文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導、助言を得た。
4. 本計画の策定に係わる支援業務は、㈱シン技術コンサルに委託した。
5. 本計画の策定に係わる事務は、千歳市教育委員会教育部主幹（国指定史跡担当）（執筆・編集）、同教育部埋蔵文化財センターが担当した。

目 次

序

例言

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯	1
2 計画の目的	2
3 委員会の設置	2
4 関連計画との関係	3

第2章 計画地の現状

1 自然的環境	5
(1) 位置と立地	5
(2) 気象	5
(3) 地形・地質	5
(4) 植生	9
2 歴史的環境	10
3 社会的環境	13
(1) 人口	13
(2) 産業	13
(3) 交通	14
(4) 土地所有及び土地利用	15
(5) 法的規制	17

第3章 史跡の概要及び現状と課題

1 史跡指定の状況	21
(1) 指定告示	21
(2) 指定説明文とその範囲	22
2 史跡の概要	24
(1) 史跡の沿革	24
(2) 史跡の本質的価値	27
(3) 史跡の構成要素の保存状況・分布状況	27
(4) 保護を要する範囲の構成要素の保存状況・分布状況	31
(5) 公有地化の状況	34
3 現状と課題	34
(1) 史跡の保存、公開・活用の現状と課題	34
(2) 地元住民等の公開・活用に対する要望	37
(3) 文化・教育行政、都市計画行政、農林水産行政等に関連する諸条件	38
4 広域関連整備計画	39

第4章 基本方針

1 基本理念と基本方針	41
(1) 基本理念	41
(2) 基本方針	41

第5章 整備基本計画

1 全体計画及び地区区分計画	43
(1) 全体計画	43

(2) 地区区分計画	43
2 遺構保存に関する計画	49
(1) 破損及び劣化又は風化の防止対策に関する基本的な考え方	49
(2) き損又は衰亡している場合の復旧（修理）の在り方についての方向性・目標	51
(3) 適切な区域の追加指定についての方向性と目標	51
3 動線計画	52
(1) 見学者動線・管理用動線	52
(2) 来跡動線	55
4 地形造成に関する計画	55
(1) 地形復元	55
(2) 公開・活用のための施設	55
5 遺構の表現に関する計画	56
6 修景、植栽及び植生管理に関する計画	56
7 案内・解説施設に関する計画	56
(1) 案内板	56
(2) 解説板	58
8 管理施設及び便益施設に関する計画	58
(1) 管理施設	58
(2) 便益施設	59
9 公開・活用及びそのための施設に関する計画	59
(1) 公開・活用施設	59
(2) 「ガイダンス施設」	62
(3) その他の施設	63
10 周辺地域の環境保全に関する計画	64
11 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	65
(1) キウス4遺跡・キウス7号周堤墓	65
(2) 千歳市埋蔵文化財センター	65
(3) 史跡ウサクマイ遺跡群・市史跡美々貝塚・末広遺跡	65
(4) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産	67
12 整備事業に必要となる調査等に関する計画	67
(1) 発掘調査	67
(2) 植生調査	67
(3) 測量調査	69
(4) 地盤調査	69
13 公開・活用に関する計画	69
(1) 公開	69
(2) 活用	70
14 管理・運営に関する計画	71
(1) 管理・運営体制の基本的な考え方	71
(2) 維持管理計画	72
(3) 運営計画	72
15 事業計画	73
第6章 完成予想図	
1 整備完成予想図	77

第1章 計画策定の経緯と目的

1 計画策定の経緯

史跡キウス周堤墓群は縄文時代後期後葉の集団墓地群であり、文化財保護法により昭和54年（1979）10月23日に史跡指定された（文部省告示第160号）。

千歳市教育委員会は、昭和62年（1987）以降、史跡の見回り看視、枯損木の処理等の環境整備を地域住民に委託して、史跡の維持管理を実施している。また、平成7年（1995）に史跡見学者に供する解説板を設け、平成20年（2008）に見学者用バス待機場（駐車場）を指定地の南に整備し、平成26年（2014）には遺構等の説明板を暫定的に設置して、史跡の公開に努めてきた。

平成21年（2009）8月、千歳市は、文化財保護法第113条第1項及び第172条第1項の規定に基づく管理団体に指定された（文部省告示第20号）。このことから、市は平成23年（2011）3月策定の「千歳市第6期総合計画」（平成23年度～平成32年（2020）度）の中で、史跡の保存、管理及び公開・活用を取り組むべき基本的施策に位置づけた。また、平成24年（2012）12月、キウス周堤墓群は、世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」の構成資産に追加された。これらを契機として、千歳市教育委員会は史跡キウス周堤墓群の保存管理計画の策定に動き始め、文化庁文化財部記念物課史跡部門（当時）、北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課による指導、助言を受け、平成27年（2015）3月の北海道縄文遺跡群保存管理計画検討会議による提言（『北海道縄文遺跡群保存管理計画に対する提言書』）を踏まえて、平成28年（2016）1月、『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』を策定した。

一方で、文化庁は史跡のより万全な保存を目指す観点から、史跡指定範囲が詳細分布調査等を経ずに周堤が現存し現地表面の起伏で周堤墓の形を視認できる公有地、民有地を対象区域としていた経緯を踏まえ、第一に指定地の隣接地区において地表からは確認できない周堤墓及びこれに関連する遺構群等の有無を調査し、遺跡の広がりに関する情報を得る必要があることを指摘し、千歳市教育委員会はこれを受けて史跡保存管理計画の策定に先立ち、平成25年度から史跡指定地隣接地区における保存目的の確認調査（発掘調査）・現況測量及び事業報告書作成を行った。

この発掘調査と現況測量の成果をもって、平成31年（2019）1月、千歳市教育委員会は文化財保護法第189条の規定に基づき、史跡の追加指定について意見具申を行った。令和元年（2019）6月の文化審議会の答申を経て、史跡キウス周堤墓群は同年10月16日に追加指定された（文部科学省告示第83号）。

千歳市教育委員会は「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産一覧表への記載を推進する中、追加指定の答申を受けて、史跡キウス周堤墓群の保存活用事業を適切に実施するため、令和元年7月から「史跡キウス周堤墓群保存活用計画検討委員会」による専門的見地からの調査検討を経て、令和2年（2020）8月28日に保存管理計画の増補・改訂と活用・整備の方針等を盛り込んだ『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』を策定し、翌年2月22日に文化庁長官から認定を受けた。

検討委員会での保存活用計画の検討がほぼ結論に達したのに伴い、史跡キウス周堤墓群の保存・継承と活用・公開の両立を図るための整備基本計画の検討に入り、令和2年7月から「史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会」による専門的見地からの調査検討を経て、令和3年（2021）12月21日に『史跡キウス周堤墓群整備基本計画』を策定した。

2 計画の目的

本計画は、千歳の縄文文化の魅力を発信するために史跡キウス周堤墓群を適切に保存し、地域の歴史資源、文化資源、教育資源として活用し、市民とともに、その価値を後世に継承していくことを目的としている。この基本計画は、以上の目的を踏まえて、令和2年（2020）8月に策定した史跡キウス周堤墓群保存活用計画に基づき、史跡の整備に向けた基本的な考え方と具体的な整備方針をまとめたものである。

3 委員会の設置

史跡キウス周堤墓群整備基本計画の策定に当たり、整備に向けた基本的な考え方と具体的な整備方針その他必要な事項を検討するため、千歳市教育委員会は、令和2年（2020）7月、「史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を附属機関として設置し、翌年度にかけて現地視察を含む4回の会議を開催した。検討委員会は、学識経験者、千歳市文化財保護審議会委員から構成された。検討委員会では、文化庁文化資源活用課並びに北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課の指導助言を得た。

◇史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会名簿

◆検討委員会委員

区 分	氏 名	備 考
学識経験者	◎ 佐藤正知	元文化庁文化財部記念物課史跡部門主任文化財調査官
	よし 吉田 恵介	札幌市立大学名誉教授
	こ 小杉 康	北海道大学大学院文学研究院教授
千歳市文化財保護審議会	○ やま 山田 悟郎	元北海道開拓記念館主任学芸員

(◎委員長、○副委員長)

◆指導助言者

区 分	氏 名	備 考
オブザーバー	なか い 中井 将胤	文化庁文化資源活用課整備部門（記念物）文化財調査官
	にし わき 西脇 つな 対名夫	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課課長補佐（文化財調査係担当）
	あか い 赤井 文 人	北海道教育庁生涯学習推進局文化財・博物館課文化財保護係 専門主任

◇審議経過

会 議	開 催 日	主な議題等
第1回会議	令和2年9月28日（月）	史跡キウス周堤墓群整備基本計画の構成（案）、来訪者動線（案）の検討
第2回会議	令和2年11月9日（月）	現地指導（来訪者動線、見学ポイント（案）ほかの検討）
第3回会議	令和3年5月26日（水）	史跡キウス周堤墓群整備基本計画（全体案）の検討
第4回会議	令和3年6月23日（水）	史跡キウス周堤墓群整備基本計画（全体案）の検討

◇要綱

史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会設置要綱（令和2年6月29日教育長決裁）

（設置）

第1条 史跡キウス周堤墓群の整備基本計画（以下「整備基本計画」という。）の策定に当たり、有識者等の助言を求めるとともに、意見を計画に広く反映させるため、史跡キウス周堤墓群整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、史跡キウス周堤墓群の具体的な整備等についての基本方針その他必要な事項を検討する。

（組織等）

第3条 委員会は、史跡の保存活用及び整備等に関する学識経験者、地域住民及び市民団体、その他教育長が必要と認める者7人以内をもって組織し、委員は、教育長が依頼する。

2 委員会は、史跡キウス周堤墓群の整備方針等に関し必要な事項の検討が終了したときに解散する。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、埋蔵文化財センターにおいて行う。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

（実施期日）

1 この要綱は、令和2年6月29日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、委員会の解散をもって効力を失う。

4 関連計画との関係

千歳市に所在する史跡の保存、管理及び公開・活用に係る事業は、千歳市第6期総合計画（平成23年（2011）3月策定。計画期間：平成23年度～令和2年（2020）度）において、取り組むべき基本的施策に位置づけられてきた。史跡キウス周堤墓群の整備事業は、この施策の具現化のため、第3期実施計画（平成25年（2013）度～平成27年（2015）度）以降、市の重点施策に掲げる事業「国指定史跡整備事業（キウス周堤墓群）」として実施計画に示されてきた。事業は令和3年（2021）度からの千歳市第7期総合計画（令和3年3月策定。計画期間：令和3年度～令和12年（2030）度）においても引き継がれ、史跡キウス周堤墓群の整備事業は第1期実施計画（令和3年度～令和5年（2023）度）に位置づけられている。

本計画は、千歳市第7期総合計画、千歳市教育振興基本計画（令和3年3月策定。計画期間：令和3年度～令和12年度）を上位計画とする史跡キウス周堤墓群保存活用計画（令和2年度策定）の実施計画という性格を有する（図1）。

千歳市第7期総合計画は、「将来にわたり人口増加が続く活気あふれるまちづくりに向け、次の時代を担う

若い世代の方々の様々な意見や、国際都市として多様な価値観を受け入れながら、市民の誇りである新千歳空港や支笏湖及び周辺の山々、また、豊富で澄んだ水が流れる千歳川や内別川など、変わることのない千歳らしさを保ちつつ、全ての市民にとって住み良く、安全で安心できる魅力的なまちとしていく」ことを基本理念として、将来都市像『人をつなぐ 世界をつなぐ 空のまち ちとせ』を実現していくための、長期的な展望に基づくまちづくりの指針であり、まちづくりの目標とその取組方向を示した本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画である。

文化財の保存と活用は、総合計画が目指す将来都市像を達成するために定めた7つの基本目標の中の「第4 充実

した学びと豊かな文化・スポーツのまち」の下、展開方針「5 文化芸術の振興と文化財の保護・継承に努めます。」に位置づけられており、「文化財の保存と活用の推進」及び「ユネスコ世界文化遺産への登録と保全の推進」の2つの基本的施策において取り組むこととしている。

千歳市教育振興基本計画は、千歳市第7期総合計画に基づく学校教育分野及び生涯学習分野の個別計画であり、史跡キウス周堤墓群保存活用計画の上位計画である。この計画では、「未来を拓く つながりの教育による ふるさと千歳を育む 人づくり」を基本理念として定め、基本目標「6 まちの魅力を高め、心を豊かにする文化芸術の振興と文化財の保護・継承」に基づき、施策「文化財の保存と調査・研究及び継承の支援」、「文化財の活用の推進」、「世界文化遺産登録と資産保護の取組の推進」を掲げて、国指定史跡整備事業（キウス周堤墓群）、指定史跡維持管理事業、文化財普及啓発事業等の各種事業に取り組むこととしている。

世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての観点からは、「北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画」（令和元年（2019）縄文遺跡群世界遺産登録推進本部策定）において、資産全体の保存・管理及び整備に関する方針と具体的な方策が示され、また「縄文遺跡群保存活用推進行動計画」（同上）において、縄文遺跡群の価値の保全と両立した公開・活用のための基本的な理念や方針の実現のために必要な施策の方向性、取組内容等が示されており、これらを踏まえた事業を推進するため、本整備基本計画は、上記管理計画及び行動計画との整合性を図る。

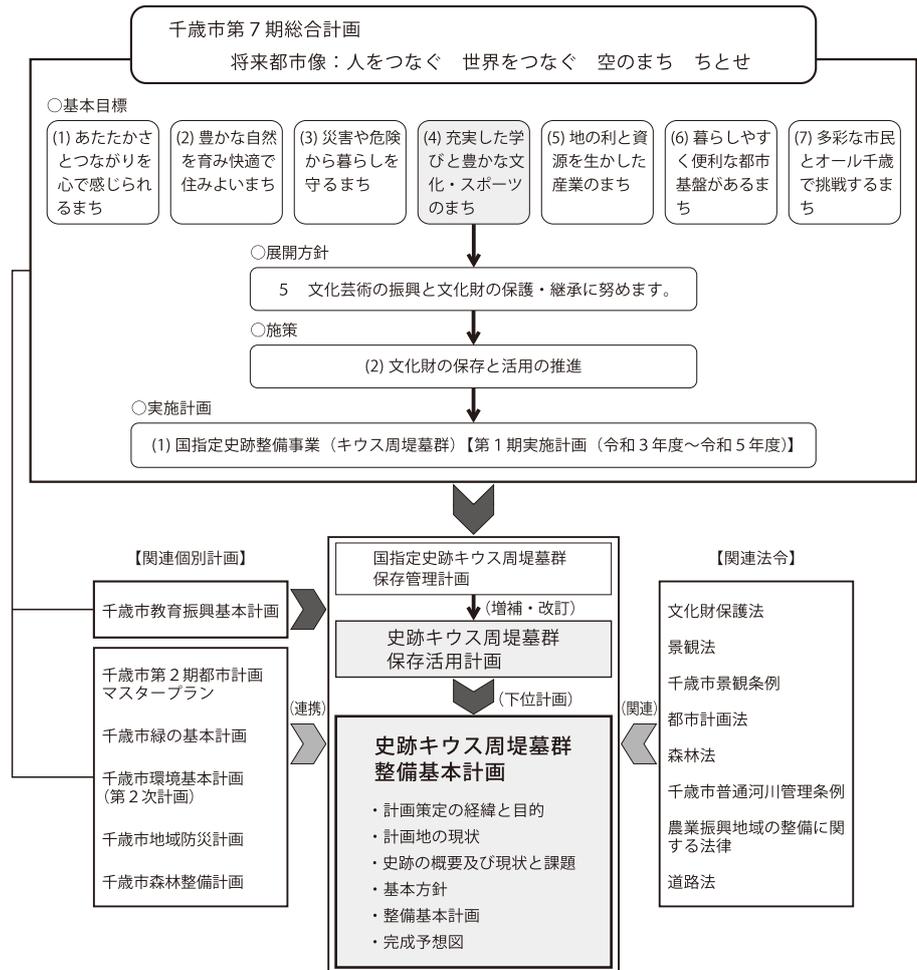


図1 関連計画との位置づけ

第2章 計画地の現状

1 自然的環境

(1) 位置と立地

史跡キウス周堤墓群は、千歳市中央2777番ほかに所在する。市域の北東部、J R千歳駅の北東約8km、北海道横断自動車道（道東自動車道）千歳東インターチェンジの北東約700mに位置している。史跡の中心位置は、北緯42° 53′ 11″・東経141° 43′ 00″であり、平面直角座標系第Ⅻ系座標値（世界測地系）では、X座標＝-123,554.640・Y座標＝-43,562.3775である（図2）。

本史跡は、北海道中央部に広がる石狩低地帯南部、長沼低地東縁にある馬追丘陵^{まおい}の西裾に所在する。ここはかつてのオサツト^{おさつ}ー（長都沼）・マオイトー（馬追沼）やその周辺の湿原湿地帯を臨む地点であり、史跡は、北流して湿地帯に流れ込んでいた旧オリカ川（現在では改修され第十五号排水川となる）右岸の、段丘縁から約500～600m東に離れたオリカ川の支流、チャシ川とこれに接続する無名川（通称：チャシ川）の両岸に広がり、標高15～21mの緩やかな傾斜を持つ段丘面に立地する（図3）。

「キウス」とは地名であり、アイヌ語で「キ・ウシ」（カヤ・群生するところ）という意味である。

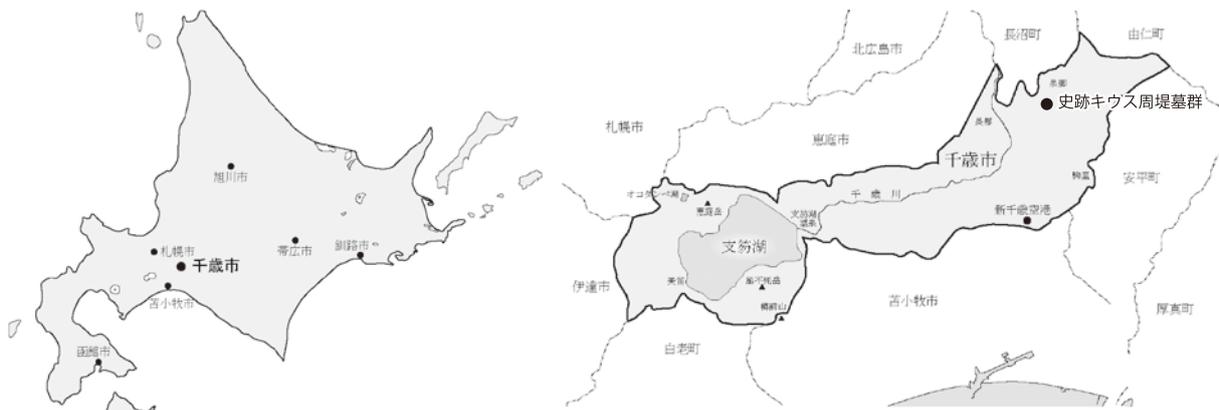


図2 千歳市の位置図

(2) 気象

北海道は冷帯に属し、年間を通して気温と湿度が低く、四季の変化が明確である。その気候区分は道南・日本海側・太平洋側・オホーツク海側・内陸であり、千歳市は太平洋側気候的であるが、日本海側気候の影響も受ける。平成27年（2015）～令和元年（2019）の千歳市の年平均気温は7.6℃であり、低温を顕著な特徴とする北海道の気候を示す。年降水量平均は1,023mm、年降雪量平均は215cmである（新千歳空港測候所観測課）。風向は10月から2月までは北風、3月から9月までは南風が卓越する。

(3) 地形・地質

千歳市は、東は馬追丘陵から西は支笏湖西方のフレ岳周辺の山地に至る東西57.2km、南北30.4kmに広がり、面積は594.95km²である。市域の大部分は丘陵～低山地で、西高東低の地形である。市域の西部は山岳地帯で国立公園支笏湖地域を形成し、市街地^{こまさと}は駒里台地の北縁に位置し石狩川水系千歳川の沖積地に広がり、東部は丘陵地帯である。構成する地質は新第三系中新統を基盤として、第四紀の火山噴出物とその表面を覆っている。

日本海と太平洋をつなぐ石狩低地帯の中央部に位置する千歳は、西・南部北海道と中央部北海道の接点をなしている。石狩低地帯とは、南は太平洋側の勇払海岸^{ゆうふつ}から北は石狩川中流域の砂川付近まで、西は日本海の石狩湾と東は馬追丘陵に挟まれた長さ72km、最大幅34km、平均幅20kmの広域の地域のことをいう。千歳市駒里付近にあ

この図は国土地理院発行の地形図 50000「千歳」(平成 11 年 2 月 1 日発行)「恵庭」(平成 13 年 10 月 1 日発行)を複製(縮小)、合成、加筆したものである。

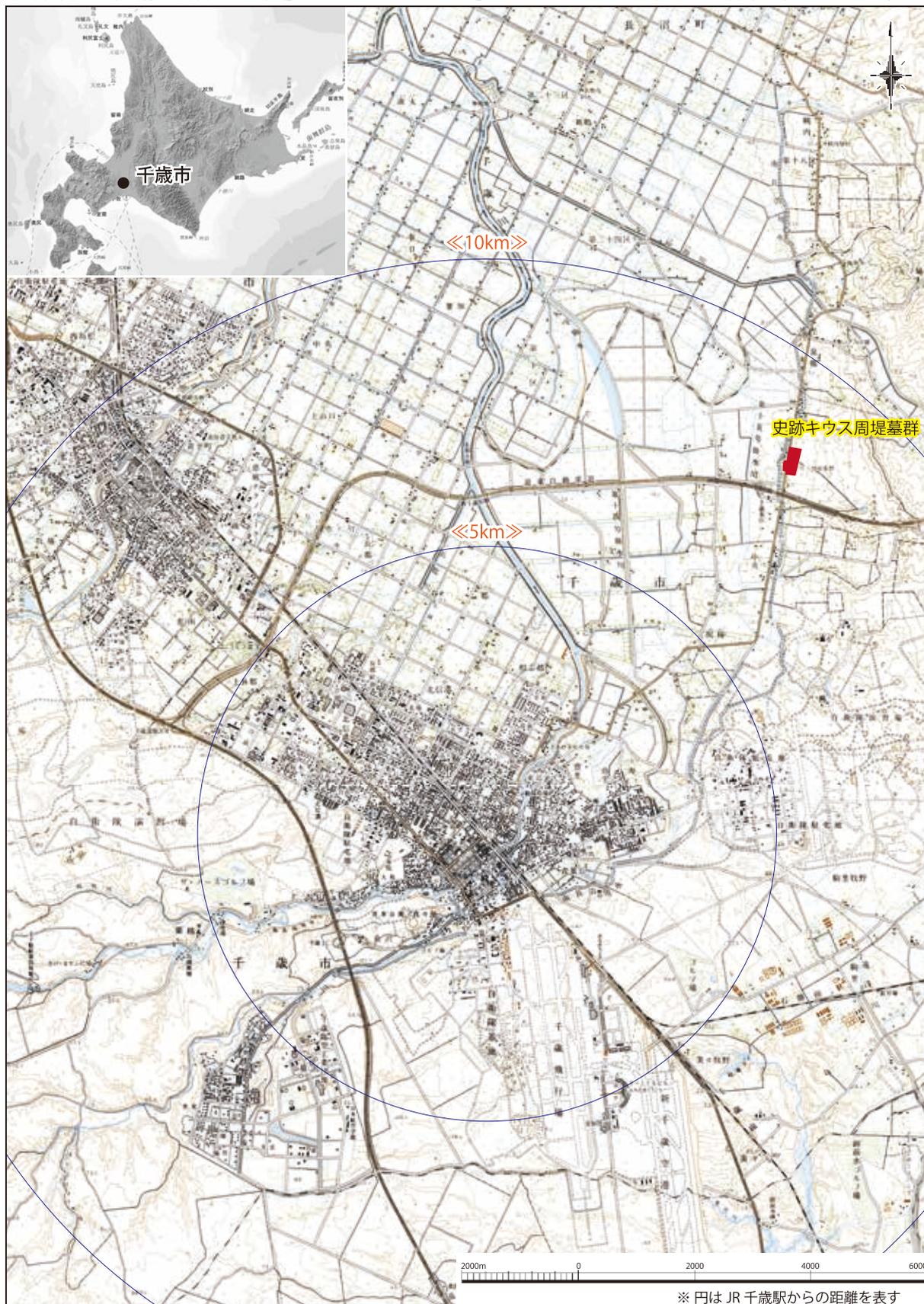


図3 史跡キウス周堤墓群位置図

この図は陸地測量部発行の北海道仮製五万分一図「漁」千歳（明治29年製版同42年部分修正測図同43年改版）を複製、合成、加筆したものである。

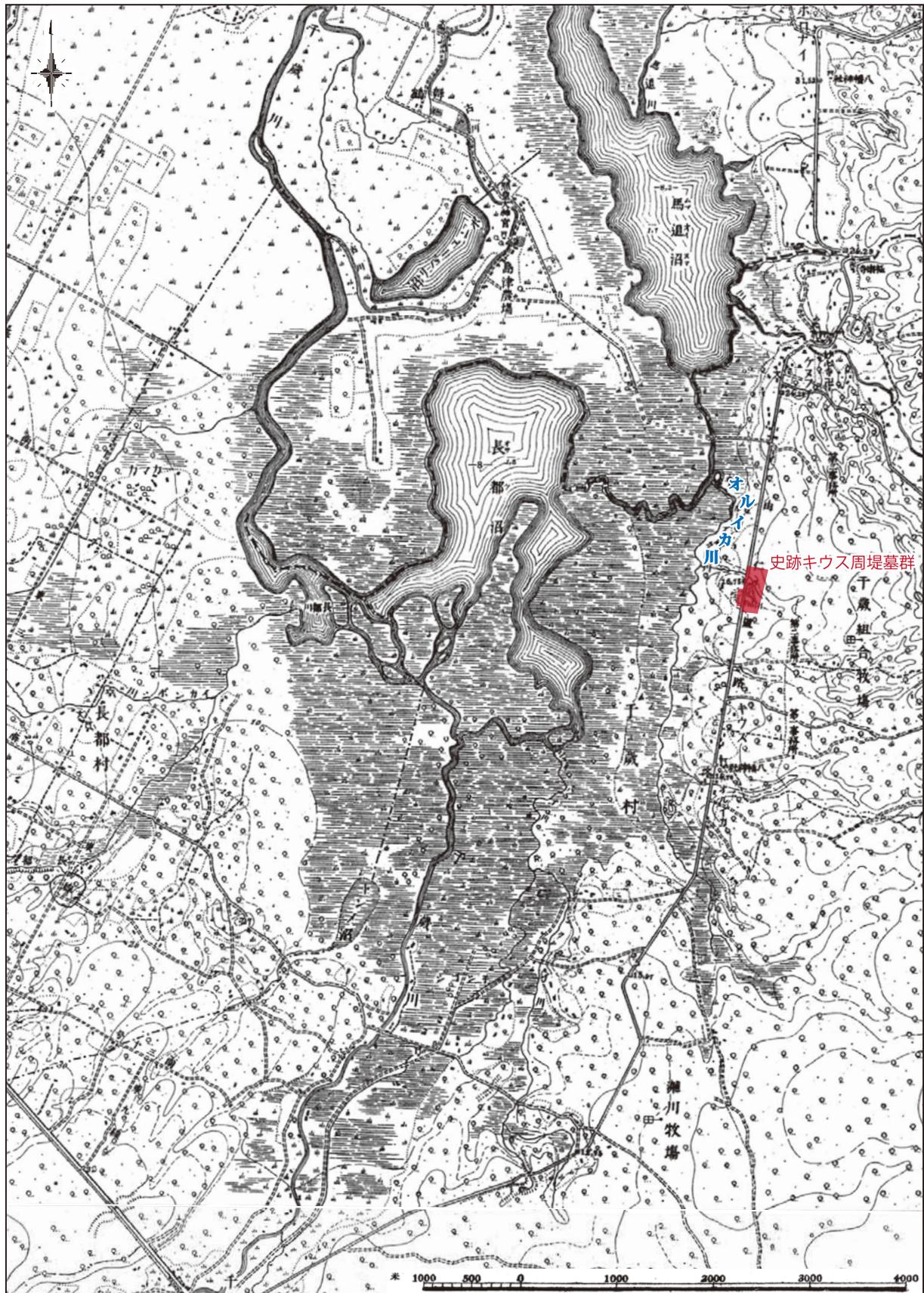


図4 地形図（明治43年発行）

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 26 年 12 月 22 日調整)及び治水地形分類図「長都」(平成 22 年 3 月作成)を複製、加筆したものである。

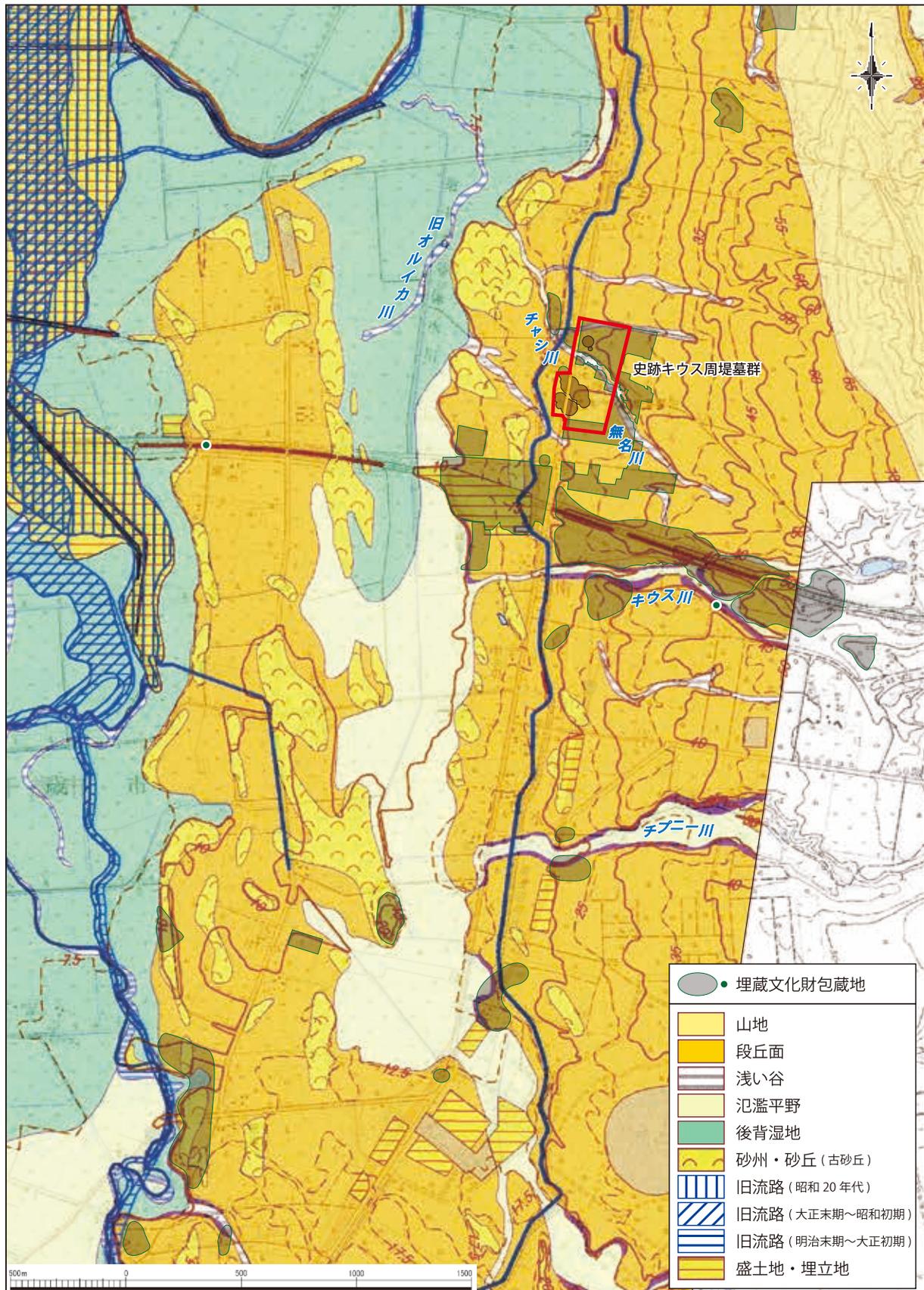


図5 地形分類図

る標高25m前後の台地は太平洋と日本海を分ける分水界となっているが、石狩低地帯をも南北に分けている。石狩低地帯のうちの長沼低地（360～400km²）は千歳川流域部分を指し、千歳川が火山灰台地を通過してのち低地部に至って石狩川に注ぐまでの馬追丘陵から野幌丘陵の間に広がる低地をいう。

千歳川は千歳市域西端の支笏湖周辺の火山地帯に源を発し、火山灰台地を東に流れ下り、千歳市街地の広がる扇状地を抜け標高約7mの沖積平野長沼低地に流れ出ると、方向を北に転じる。長沼低地では平均勾配が1：7000と極めて緩やかになるため、河道はかつて大きく蛇行し、兩岸には河跡湖のオサツトー（長都沼。3.9km²）・マオイトー（馬追沼。1.9km²）を含め広大な湿地帯が広がっていた（図4）が、戦後の灌漑排水事業によって現在はほぼ完全に消滅している。

長沼低地の東縁には平均標高100m未満（最高点275m）の馬追丘陵が南北に伸びる（図5）。馬追丘陵はこの30～40万年間隆起を続けており、長沼低地は反対に沈降し続けている地帯である。千歳地域は、新第三紀中～鮮新世（2300万年前～500万年前）の地殻変動を経て次第に陸化した。キウス周堤墓群が立地する馬追丘陵付近は、この時期顕著な上昇地帯として褶曲構造や断層を発達させている。鮮新世初期に入り、現在の支笏湖周辺などでは火山活動が始まり、第四紀更新世には支笏火山の活動が活発化し、6万年前頃から大規模な爆発をくり返すようになった。4万6千年前までの大規模な火山活動によってもたらされた大量の降下軽石堆積物及び軽石流堆積物は、現在の千歳地域の基盤となった。これに続く恵庭火山、樽前火山の噴出物が逐次その上位に堆積し、現在の地形、地質を形成することとなった。

本史跡は馬追丘陵西側の裾野部に位置し、国土地理院発行の治水地形分類図（平成22年3月）によれば、長沼低地南方の駒里台地から続く段丘面に分類される。馬追丘陵の主稜線は南北に延びるため、丘陵を刻む小河川は基本的に東西方向を向く。史跡付近の丘陵西斜面には北から順にチャシ川、キウス川、チプニー川などが西方向もしくは北西方向に流れ、丘陵裾野部の段丘面を浅く開析しながら北流するオルイカ川に合流し、かつては千歳川右岸の後背湿地に流入していた（図4・5）。丘陵裾野部は傾斜1：100から1：50程度の緩やかな斜面であり、長沼低地に接続している。このような立地条件から、丘陵裾野部は日本海海域から千歳川流域に回帰するサケ・マス類や眼前に広がる湿地帯に生息する魚介類、背後の丘陵の広葉樹林から得られる堅果類や多くの動物など食料資源に恵まれ、かつ地形的に起伏が少なく、生活に適した環境条件が揃っていたと考えられ、上記河川の周囲を中心に多くの遺跡が残されてきた。

史跡近辺には段丘面を開析する小河川及び「浅い谷」が発達しており、周堤墓群の分布を画している（図5）。指定地内には支笏火山及び恵庭火山噴出物層が厚く堆積する。その上位に形成された腐植土層が縄文時代後期後葉の時期を含む地層であり、縄文時代晩期後葉の樽前c降下火砕堆積物、元文4年（1739）噴出の樽前a降下軽石堆積物がさらに上位を覆っている。

(4) 植生

史跡が所在する中央地区を含む市街化区域北～東方の長都地域、幌加地域と美々地域には針葉樹は少なく、自然林はほとんどがミズナラ、コナラ、カシワ、シラカンバ、オオヤマザクラなどの広葉樹林が卓越し、しばしばコナラやカシワを伴うミズナラ林が多い。史跡周辺においては、史跡の北～西～南方に畑雑草群落が大きく広がる中、近傍ではシラカンバーミズナラ群落、コナラミズナラ群落、カラマツ植林を主体として、指定地内から続く森林が史跡を取り囲み、東方では広く馬追丘陵の森林に連なる（図6）。

史跡指定地における植生は、民有地においては営林地でのカラマツ林となり、一部にシラカンバ林（人工林）があり、無名川沿いには広葉樹の自然林が育つ。カラマツ林は史跡総面積の約30%を占める。林床にはササ・シダ類が卓越する。公有地においては、2777番・2778番（原野）は江戸時代の樽前a降下軽石の堆積以降未開墾のまま遺されてきた国有樹林地で、コナラやミズナラ、アサダを主として、ホオノキ、エゾヤマザクラ等22種の樹木から構成される落葉広葉樹の自然林となっており、コナラ・ミズナラには樹齢200年～300年程度の大木も少数確認されて

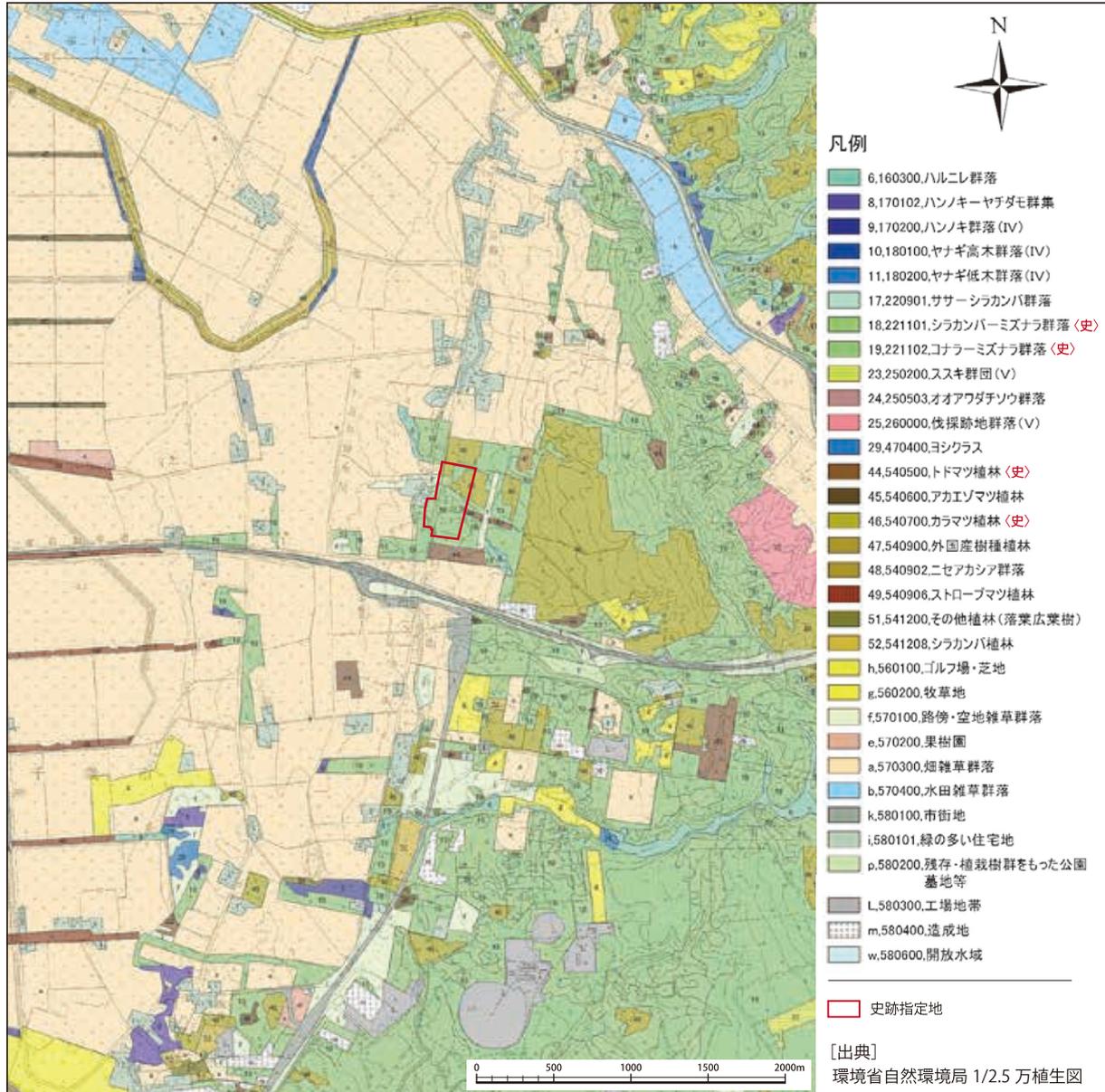


図6 史跡周辺植生図

いる。この落葉広葉樹林は、縄文時代後半期の史跡周辺に推定される植生とほぼ同様である。史跡総面積の36.2%を占める。林床の維管束植物（シダ植物・種子植物）は、環境省レッドリストや北海道レッドリストで選定されている重要種を含む51科97種が確認されている（令和元年8月植物相調査。図17参照）。

2 歴史的環境

史跡キウス周堤墓群は、流路長約1.5kmの小河川、チャシ川・無名川沿いに分布するキウス1号・2号・3号・4号・5号・6号・11号・12号周堤墓の8基の周堤墓及びキウス11遺跡、キウス12遺跡の縄文時代後期後葉の遺構・遺物をもって構成されている（図7）。直近には下流側に中央目黒遺跡、キウス1遺跡、上流側にキウス3遺跡があり、現在の源頭部から中流域にかけて連なって分布する上記遺跡群は、後期旧石器時代、縄文時代（早期末葉、中期後半、後期前葉・中葉・後葉、晩期前葉・後葉）、続縄文時代、擦文文化期の各時期にわたる。流域の集落的様相は縄文時代後期中葉にキウス11遺跡で竪穴住居群、盛土遺構からなる居住域、後期後葉に

この図は国土地理院発行の電子地形図 25000「長都」(平成 26 年 12 月 22 日調整)を複製、加筆したものである。



図7 史跡周辺遺跡分布図

本史跡に見られる墓域として現れ、「平地住居址」がキウス1遺跡で確認された。続縄文時代に土坑墓群、擦文文化期には堅穴住居がキウス11遺跡（上流部）に現れる。

馬追丘陵西方旧オリカ川流域の史跡周辺地域（本史跡を中心とする東西約4km、南北約6kmの範囲）においても、史跡近傍にあって東西約2kmに広がるキウス川流域の遺跡群を中心に、後期旧石器時代から中近世（1739年以前・アイヌ文化期）にかけての遺跡が数多く分布する（図7）。

後期旧石器時代 周辺地域で最古の遺跡は該期前半期の約2万6000年前に残された丸子山遺跡で、搔器を主体とする不定形剥片石器群を持つ。同後半期の細石刃文化の遺跡には湧別技法による札滑型細石刃核のブロックが4か所で確認されたオリカ2遺跡のほか、キウス7遺跡（峠下型細石刃石器群）、キウス5遺跡・丸子山遺跡（忍路子型細石刃核石器群）、キウス9遺跡（広郷型細石刃核石器群）がある。キウス4遺跡、チプニー2遺跡では有舌尖頭器が単体で見られ、縄文時代草創期の石器とされる小型鋸歯縁尖頭器（夏木大吾 2018 「北海道における縄文時代草創期文化」『論集忍路子』V）がキウス9遺跡、キウス12遺跡から出土した。

縄文時代 住居群などの集落的な様相は早期中葉に現れる。イカベツ2遺跡（暁式期、虎杖浜式期）、キウス5遺跡（暁式期）、キウス9遺跡（東釧路Ⅲ式期）で堅穴住居（群）が検出された。キウス9遺跡では90点以上の石刃鏃が出土した。早期後葉の住居群はキウス7・キウス4・キウス5の各遺跡ほかで見られる。前期前半ではキウス5遺跡で急斜面に40軒以上の堅穴が密集していたほか、土坑墓が検出された。キウス4遺跡では西側低位部に大型住居がある。中期後半にはキウス4・キウス5・キウス7遺跡に集落が分布し、特にキウス5遺跡では多数の住居跡が重複して見ついている。チプニー2遺跡やオリカ2遺跡（天神山式期）でも住居跡が確認された。丸子山遺跡では旧オリカ川右岸の独立丘陵（古砂丘）上に全長約170mの環壕（天神山式期）が構築された。キウス5遺跡では中期末葉もしくは後期前葉の「シカ捕獲用の柵列」が発見された。後期前葉ではキウス7遺跡に堅穴住居・大型貯蔵穴が残され、キウス4遺跡、キウス5遺跡、丸子山遺跡、オリカ1遺跡にも住居跡がある。中葉ではキウス5遺跡の東端部付近から対岸のキウス7遺跡全域に堅穴住居や平地住居、貯蔵穴、土坑墓など多数の遺構が見られ、オリカ1遺跡でも堅穴住居がある。後葉では周堤墓を有する遺跡が周辺地域にも所在する。キウス4遺跡では周堤墓・盛土遺構・道跡・建物跡・水場遺構・貯蔵穴などが確認され、周堤墓20基が群在する東側の墓域と266軒の住居や建物が集まる西側の居住域やそれを囲む南北2列の長大な盛土遺構など、集落構成の全体がほぼ明らかとなった。周堤墓は遺構確認調査によって保存が図られた11基と発掘調査中に新たに発見された9基がある。造営時期は周堤墓造営期間の中でやや古い段階のものが多く、規模は内径が6m程度で周堤の低いものから内径27mの大きなものまであり、時期を経るにつれて規模が拡大していく様相がうかがわれた。埋葬形態には伸展葬と屈葬があり、2体や4体の合葬例や小児墓も見られる。道跡は2条の約10～15m間隔で並列した「直線状盛土」に挟まれて、遺跡北東部の周堤墓群・キウス7号周堤墓方面に延びている。キウス7号周堤墓では石柱を伴う墓坑が確認された。丸子山遺跡では周堤墓が2基検出され、イカベツ2遺跡では該期の土坑墓群がそのあり方から周堤墓の土坑墓群と推定され、また該期の住居跡が検出された。晩期前葉・中葉の遺構は未確認で、後葉ではキウス5・キウス7遺跡で多数の土坑や焼土が集中して見られ墓域と推定された。

続縄文時代 キウス5遺跡で縄文晩期末葉から続縄文時代初頭の住居跡、キウス7遺跡で後葉の土坑墓を含む土坑群が検出されている。

擦文文化期 丸子山遺跡、キウス5遺跡、キウス9遺跡で8～9世紀の集落跡、チプニー2遺跡で後半期の土坑墓が確認されている。

中・近世 平地住居跡や建物跡等からなる集落遺跡は、キウス9遺跡、チプニー2遺跡、オリカ1遺跡、オリカ2遺跡で確認され、キウス5遺跡、オサツトー1遺跡で土坑墓、キウス5遺跡で畑跡が検出されている。

このように、本史跡及び周辺地域には縄文時代を主体として後期旧石器時代から中近世にいたる人々の生活跡が連続と残されており、なかでも縄文時代後期後葉の周堤墓が集中する地域的な様相は特筆される。

3 社会的環境

(1) 人口

令和3年（2021）1月1日現在の住民基本台帳によると、千歳市の総人口は97,919人、世帯数は50,790世帯である。全国的に人口が減少傾向にある中、前年同時期と比較すると約390人増加している。北海道において人口増加を続ける数少ない都市である。平均年齢は42.9歳で、北海道の中で最も年齢層の若い都市でもある。移動人口（現住市区町村による5年前の常住人口）の割合が30.5%と道内市部で最も高いことも特徴的である。

史跡所在地である千歳市中央の人口は106人、世帯数は47世帯である（令和3年1月1日現在「住民基本台帳」）。

(2) 産業

ア 産業構造

平成26年（2014）の経済センサス（基礎調査）では、千歳市内の事業所数は3,269事業所、従業員数は50,231人で、事業所数・従業員数の産業別構成比において、宿泊・飲食サービス業と運輸・郵便業の割合が北海道内構成比を上回り、高いことが特徴である。千歳市の産業別人口の構成比は、80.83%を第3次産業が占め、次いで第2次産業の18.29%、第1次産業の0.87%となっている。中でも第2次産業である製造業の従業者数構成比は14.28%であり（北海道全体は8.2%）、第3次産業である公務の19.99%、卸売業・小売業の15.36%に次ぐ人口規模となっており、千歳市を支える主要な産業となっている。また、1事業所当たりの従業者数が多い大規模な工場が多く立地していることも特徴といえる。

イ 農業・林業

千歳市は、農業基盤整備を図りながら大規模経営と近代化を進め、石狩管内有数の農業生産地帯となっている。小麦、てん菜、大豆などの畑作、かぼちゃ、馬鈴薯、だいこん、ブロッコリーなどの野菜生産、さらには酪農、養豚、養鶏などの畜産が盛んに行われて、これらによる平成30年（2018）の農業産出額合計（推計）は石狩管内第1位（道内18位）である。令和元年（2019）の全作付面積は5,870haで、そのうち田が638ha、畑が5,230haであり、耕地面積に対する畑作の割合が89%と非常に高いことが特徴である。

令和元年の森林面積は31,882haであり、林野率は54%、そのうち82%が国立公園支笏湖地域から市街地へと続く国有林野となっている。民有林は主に東部地区に点在し、森林面積は3,909ha、占有率は12%、人工林率は国有林、民有林とも25%前後となっている。

ウ 水産業

国立研究開発法人水産研究・教育機構北海道区水産研究所千歳さけます事業所が、明治21年（1888）から続くサケ・マス増殖のため、千歳川でサケ・サクラマスの人工ふ化放流事業を実施し、北海道日本海地域におけるサケ・マス増殖事業の中心的な役割を担っている。支笏湖ではヒメマスの資源保護と増殖のために明治以降100年以上にわたり、ふ化事業が実施されている。平成10年（1998）からは千歳市が水産庁から施設及び事業を引き継ぎ、千歳市支笏湖ヒメマスふ化場において、親魚の採捕、採卵、ふ化・放流などのヒメマス保護事業を実施している。平成20年（2008）3月には支笏湖漁業協同組合が漁業権を取得し、ヒメマスを次の世代に継承するための増殖事業を行っている。

エ 工業

千歳市は、豊富な地下水や上下水道、天然ガスなどの産業インフラが充実し、企業立地に適した環境が整う北海道屈指の工場適地である。昭和39年（1964）の北海道初の市営工業団地の造成以降、現在まで11か所の工業団地が配置されている。この工業団地のすべてが新千歳空港から約10km圏内にあり、食品、飲料、電子部品、自動車、機械関連など260社を超える企業が立地し操業している。令和元年（2019）の工業統計調査結果によると、製造品出荷額は約2,535億円で全道35市中、苫小牧市、室蘭市、札幌市に次ぐ第4位であり、道内有数の工業集積都市となっている。

オ 観光産業・商業

千歳市は、日帰り中心の近郊型観光地である。令和元年（2019）度の市内観光入込客は454万人を数え、そのうち日帰り客が425万人（94%）である。市街地にある道の駅サーモンパーク千歳が市内観光の拠点となっており、隣接するサケのふるさと千歳水族館には同年度約26万人が訪れている。水族館裏手の千歳川には8月中旬～12月上旬にサケの捕獲車（通称：インディアン水車）が設置され、サケの捕獲風景を間近で見ることができる。

国立公園支笏湖は、春の新緑に始まり、ヒメマス（チップ）釣り、キャンプ、登山、サイクリング、紅葉で彩られる原始林等、多彩な季節の移り変わりがあり、湖畔にある温泉にも多くの来遊者をみている。

新千歳空港旅客ターミナルビルと、JR南千歳駅に隣接する道内最大級の大型オープン型アウトレットモールは、道内外や海外からの観光客のみならず市内、近郊の消費者を幅広く集客する一大商業集積施設である。

(3) 交通

新千歳空港が所在する千歳市は、道央圏の交通の大動脈である国道36号や道央自動車道と道東自動車道の結節点となっているほか、北海道の中心である札幌市まで鉄道で30分、国際拠点港湾として道外や海外向けの海上輸送の要を担う苫小牧港へは車で約30分でアクセスできるなど、「空・陸・海」が一体となった交通ネットワークが形成された交通の要衝である（図8）。

新千歳空港は令和元年（2019）実績で国内31路線、海外26路線が就航し、北海道と日本各地、さらには世界各地を結ぶ拠点として重要な役割を担っており、同年の年間乗降客数は国内線・国際線合わせて約2,459万人である。

都市間輸送を担うJR千歳線はJR北海道の最大幹線で、道内主要都市からの空港連絡鉄道のほか本州連絡鉄道としての性格を帯びている。千歳市内には千歳駅、南千歳駅、新千歳空港駅、長都駅の4つの旅客駅が設置されており、南千歳駅は十勝方面石勝線（南千歳駅—新得駅）の発着駅となっている。

千歳市は、高速道路2路線や国道6路線、道道14路線により札幌を始めとする道内主要都市や観光地、産業拠点などと結ばれている。国道36号は札幌市—千歳市—苫小牧市—室蘭市を結ぶ道内の幹線である。高速自動車国道の路線は、北海道縦貫自動車道（森町—士別市）の道央自動車道と北海道横断自動車道（千歳市—釧路市・あしよろ足寄町）の道東自動車道が市内の千歳恵庭ジャンクションで接続する。地域高規格道路である道央圏連絡道路は道央都市圏の外郭環状道路として新千歳空港と石狩湾新港を結ぶ。史跡の最寄りインターチェンジは史跡の南西約700mに位置する道東自動車道千歳東インターチェンジで、インターチェンジは道央圏連絡道路中央ランプに接続しており、中央ランプから新千歳空港までの所要時間は約9分となっている。



図8 千歳市交通網図

(4) 土地所有及び土地利用

ア 土地等の所有関係

史跡指定地の面積は、108,772.06㎡である。指定地の土地所有関係は、国有地47,241.56㎡、道有地444.46㎡、市有地7,355.01㎡、民有地53,731.03㎡である（図9）。史跡指定地の境界線が屈折する地点は、公共座標で管理されている。

イ 土地利用

史跡指定地は、地目別に整理すると、宅地2,388.25㎡（2.2%）、畑6,450.00㎡（5.9%）、山林45,827.29㎡（42.1%）、原野46,613.50㎡（42.9%）、雑種地224.00㎡（0.2%）、公衆用道路（無番地道路敷を含む）5,308.47㎡（4.9%）、その他（水路敷）1,960.55㎡（1.8%）となる（図10、表1・2）。

無名川の南岸には宅地（410番1）があり、住宅1軒、倉庫1棟が建設されている。道路敷、公衆用道路及び410番6（山林）・7（雑種地）・8（原野）、2785番（原野）は、国道337号の道路用地である。

410番3は昭和54年指定時に畑があったが、現在は4号周堤墓に重複するシラカンバ林（千歳市森林整備計画対象林（保健・文化機能等維持林））と草地となっている。410番2は、無名川沿いの私道と6号・14号周堤墓の区域を除き森林計画対象林の水源涵養林・木材等生産林重複であり、私道の北側森林が長伐期施業林（2044年皆伐計画のカラマツ林）となっている。410番5（原野）も水源涵養林・木材等生産林重複であるが、410番2の私道南側森林と同じく木材生産を目的としない広葉樹林である。1473番1（山林）は全域が千歳市教育委員会所管の水源涵養林である。2777番・2778番（原野）は江戸時代の樽前a降下軽石の堆積以降未開墾のまま遺されてきた国有樹林地で、史跡総面積の36.2%を占める落葉広葉樹の自然林となっている。

水路敷は普通河川チャシ川の上流に位置しており、水路としての機能がある法定外公共物（道路法や河川法が適用されない公共物）である。千歳市普通河川条例に基づいて千歳市が管理している。

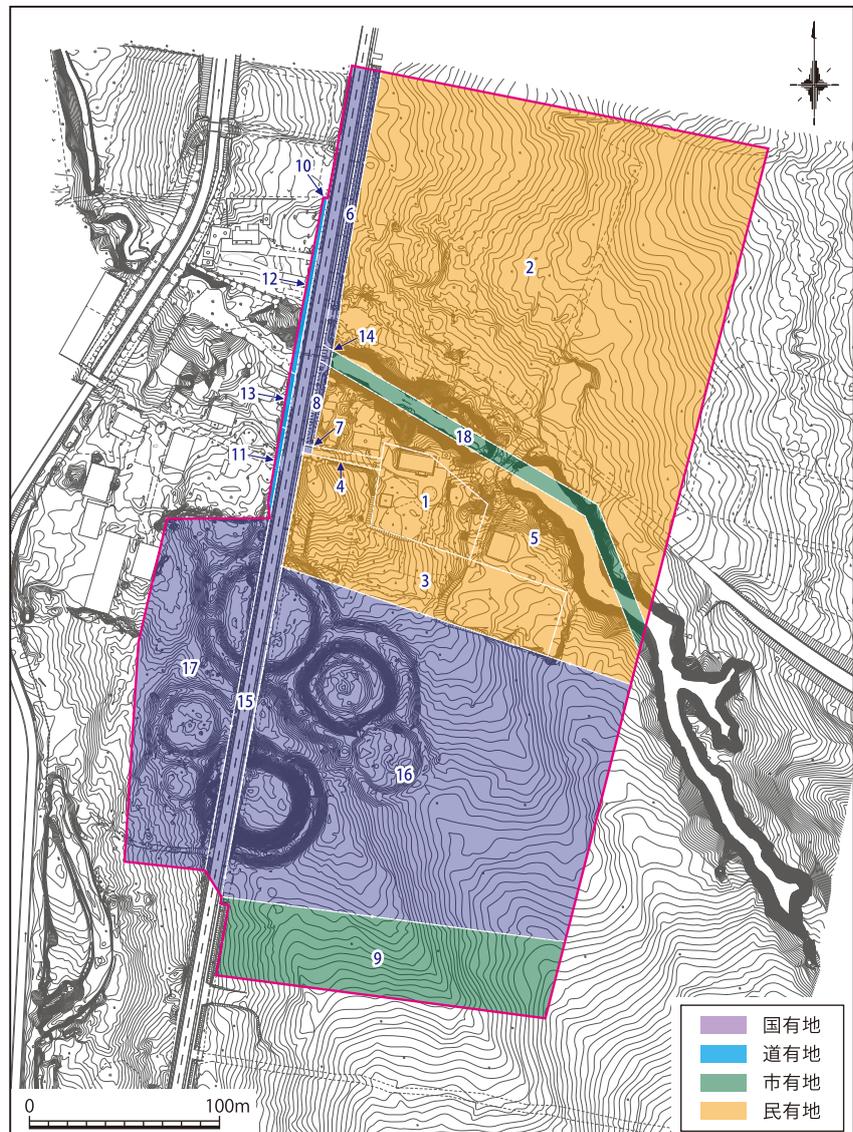


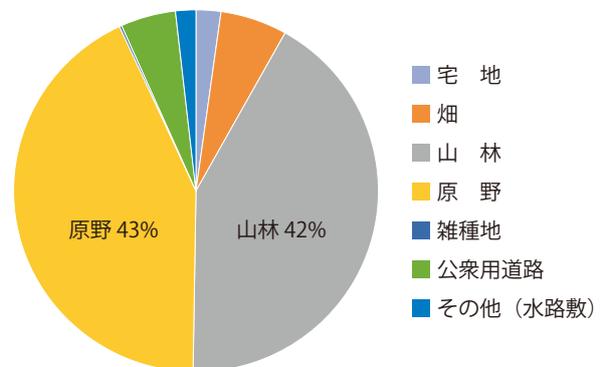
図9 土地所有関係図

表1 史跡指定地の土地利用

No.	字名	地番等	面積 (㎡)	地目	所有者	史跡指定年	備考
1	中央	410番1	2,388.25	宅地	個人	令和元年	
2	中央	410番2	3,600.00	山林	個人	昭和54年	410番2のうち 実測
			34,142.28	山林	個人	令和元年	
3	中央	410番3	6,450.00	畑	個人	昭和54年	
4	中央	410番4	202.00	雑種地	個人	令和元年	
5	中央	410番5	6,948.50	原野	個人	令和元年	410番5のうち 実測
6	中央	410番6	730.00	山林	国土交通省	令和元年	
7	中央	410番7	22.00	雑種地	国土交通省	令和元年	
8	中央	410番8	224.00	原野	国土交通省	令和元年	
9	中央	1473番1	7,355.01	山林	千歳市	令和元年	1473番1のうち 実測
10	中央	1748番2	0.46	公衆用道路	北海道	令和元年	
11	中央	2406番3	117.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
12	中央	2406番4	237.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
13	中央	2406番5	90.00	公衆用道路	北海道	令和元年	
14	中央	2785番	50.00	原野	国土交通省	令和元年	
15	中央	410番6に西接し同 2777番と同2778番に 挟まれるまでの道路 敷	4,864.01	—	国土交通省	令和元年	実測
16	中央	2777番	29,838.00	原野	文部科学省	昭和54年	
17	中央	2778番	9,553.00	原野	文部科学省	昭和54年	
18	中央	2785番に東接する水 路敷	1,960.55	—	千歳市	令和元年	実測 文部科学省告示 第83号「右の地 域に介在する水 路敷」
合 計			108,772.06				

表2 史跡の地目別面積

地目別	面積 (㎡)	構成比 (%)
総 数	108,772.06	100.0
宅 地	2,388.25	2.2
畑	6,450.00	5.9
山 林	45,827.29	42.1
原 野	46,613.50	42.9
雑種地	224.00	0.2
公衆用道路	5,308.47	4.9
その他 (水路敷)	1,960.55	1.8



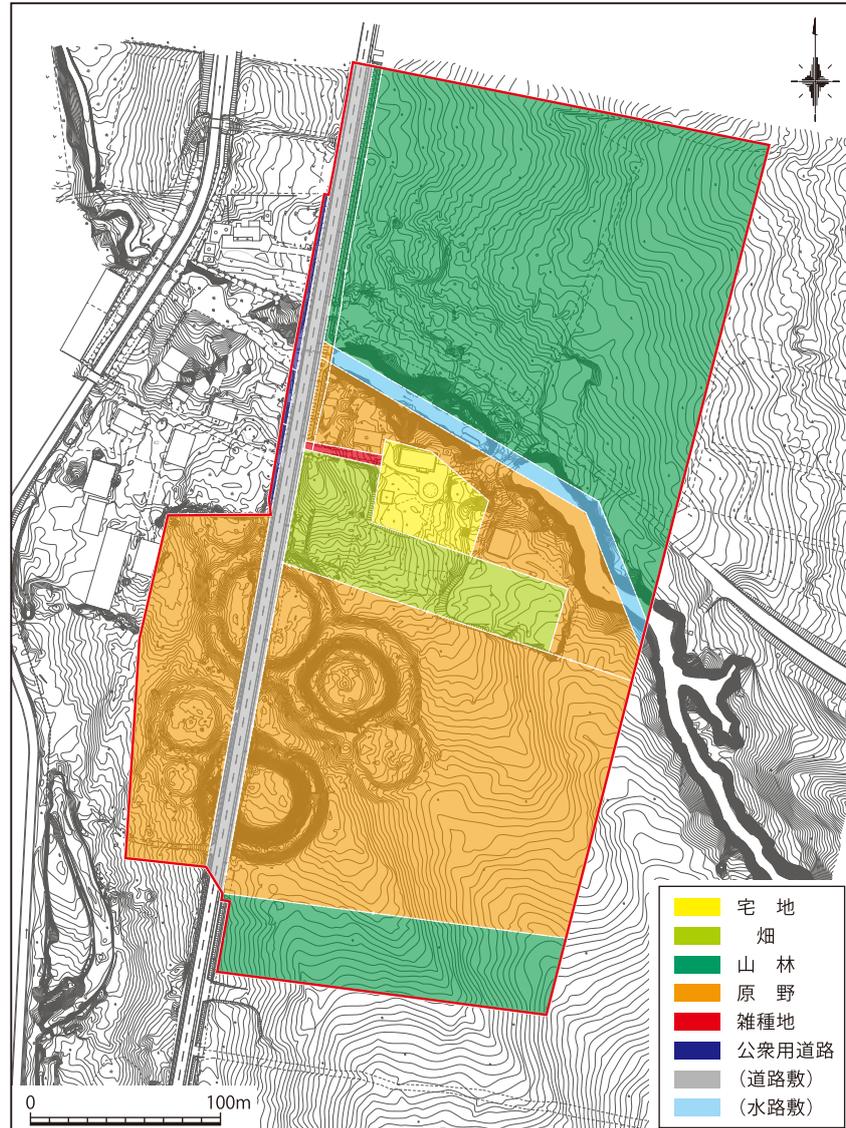


図10 地目区分図

(5) 法的規制 (図11)

ア 文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四号)

史跡指定地における各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対する許可、周知の埋蔵文化財包蔵地における開発行為等の届出・通知に対する指示・勧告等を行い、史跡及び周知の埋蔵文化財包蔵地の保護を図る。

(7) 対象となる区域：史跡

○第125条第1項：文化庁長官の許可（軽微な現状変更は、市長の許可）

史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(イ) 対象となる区域：史跡周辺区域の「周知の埋蔵文化財包蔵地」

○第93条第1項：道教育委員会教育長への届出

土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には届け出なければならない。

○第94条第1項：道教育委員会教育長への通知

国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものが、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合には通知しなければならない。

イ 景観法（平成十六年法律第十号）/千歳市景観条例

千歳市では、景観法に基づく「千歳市景観計画」を定め、良好な景観形成を目指した規制を実施しており、史跡指定地及び世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産としての「緩衝地帯」においてはこの計画による「景観重点区域」として建築物等の高さや形態意匠等の規制を行い、重点的かつ積極的に景観保全を図ることとしている（表3）。

表3 千歳市景観条例に基づく景観重点区域における主な届出対象行為（抜粋）

種 類	規制（届出）対象範囲	
建築物の新築、増築、改築又は移転	延べ面積が10㎡を超えるもの	
工作物の新築、増築、改築 又は移転	さく、塀等	高さが1.5mを超えるもの
	煙突、排気塔等	高さが5mを超えるもの
	太陽電池発電設備	事業の敷地面積300㎡を超えるもの
都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	土地面積300㎡又は法面又は擁壁の高さ1.5mを超えるもの	

(7) 対象となる区域：景観計画区域（市全域）

○第16条：景観行政団体の長（市長）への届出

建築物及び工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更、開発行為その他土地の形質の変更、土石の採取又は鉱物の掘採、屋外における物件の堆積、水面の埋め立て又は干拓、木竹の伐採等を行う場合には、届け出なければならない。

ウ 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）

史跡指定地及び「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産としての「緩衝地帯」を含む「保護を要する範囲」・「史跡周辺区域」（史跡キウス周堤墓群保存活用計画）に適用されている市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、開発を規制している（都市基盤施設整備や面的整備事業は原則として行わない、原則として開発禁止、開発を行う場合には農林漁業用など特定の場合を除き許可が必要、農地転用に際しては許可が必要）。

(7) 対象となる区域：市街化調整区域

○第29条第1項：知事の許可

開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）をしようとする者は許可を受けなければならない。

【開発区域の面積】

- ・市街化調整区域：面積の要件なし（原則として全て許可が必要）

エ 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）

砂利の採取に伴う災害を防止するため、砂利の採取計画の認可その他の規制を行っている。

○第16条：知事の認可

砂利採取業者は、砂利の採取を行おうとするときは、当該採取に係る砂利採取場ごとに採取計画を定め、認可を受けなければならない。

オ 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）

公益的機能の発揮を必要とする森林は、その機能を損なうことがないように、土地の現状変更や伐採などの行為を規制している。

【凡例】

- 史跡範囲
- 縄文遺跡群緩衝地帯
- 文化財保護法
- 景観重点区域
(千歳市景観条例)
- 森林法(民有林)
- 森林法(市有林)
- 河川法
- 農振法・農地法
- 道路法

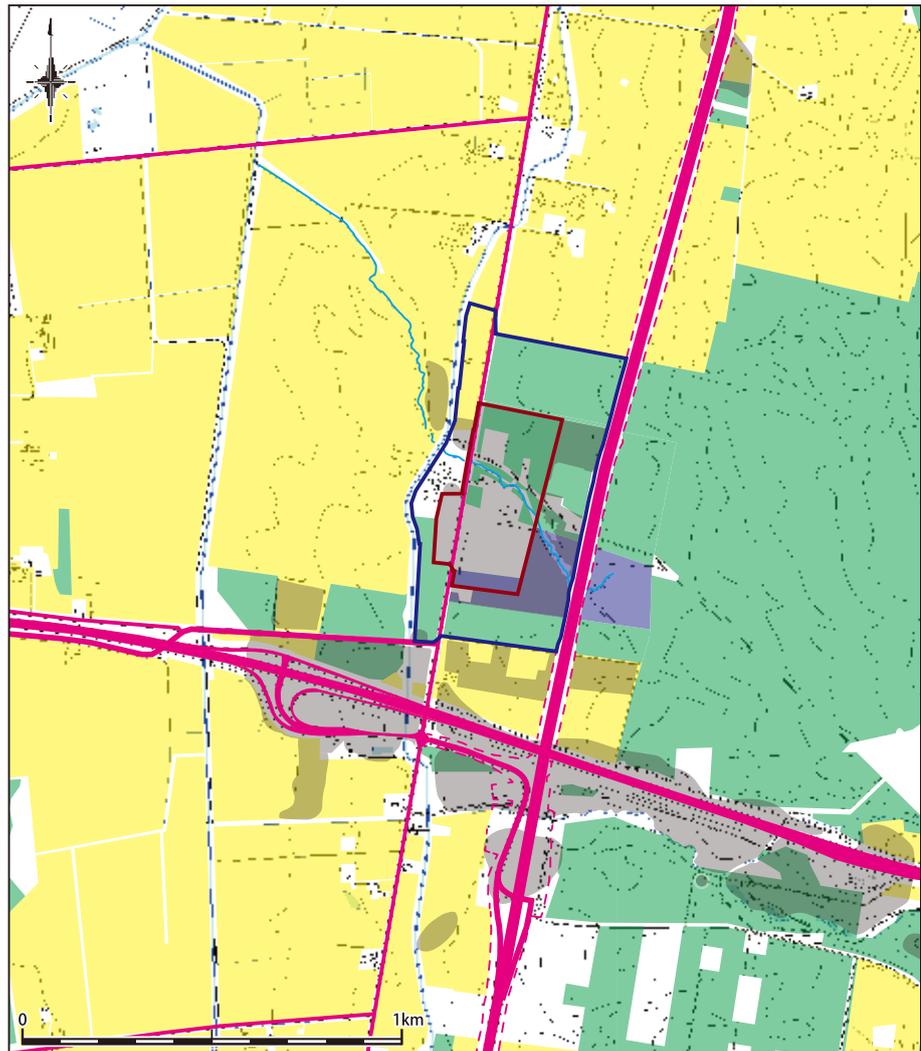


図11 法的規制図
(土地利用規制)

(7) 対象となる区域：地域森林計画対象民有林・市有林

○第10条の2第1項：知事の許可

開発行為（土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為）をしようとする者は許可を受けなければならない。

○第10条の8第1項：市長への届出

立木を伐採するには、伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。

カ 河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）/千歳市普通河川管理条例

河川流域の正常な機能を維持するため、河川流域における土地の掘削、土石の採取、竹木の伐採など、現状を変更する行為を規制している。

(7) 対象となる区域：普通河川

○第20条：河川管理者（知事）の承認

承認を受けて、河川工事又は河川の維持を行うことができる。

○第24条：河川管理者（知事）の許可

河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）を占有しようとする者は、許可を受けなければならない。

○第25条：河川管理者（知事）の許可

土石（砂を含む。）を採取しようとする者は、許可を受けなければならない。

○第26条第1項：河川管理者（知事）の許可

工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、許可を受けなければならない。

○第27条第1項：河川管理者（知事）の許可

土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為（前条第一項の許可に係る行為のためにするものを除く。）又は竹木の栽植若しくは伐採しようとする者は、許可を受けなければならない。

(イ) 対象となる区域：河川保全区域

○第55条第1項：河川管理者（知事）の許可

土地の掘さく、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の新築又は改築をしようとする者は、許可を受けなければならない。

キ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）

農業の健全な発展を図るために指定された農用地区域内では、宅地の造成、土石の採取、その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築、若しくは増築を規制している。

(ア) 対象となる区域：農業振興地域（農用地区域）

○第15条の2第1項：知事の許可

開発行為（宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更又は建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築）をしようとする者は、許可を受けなければならない。

(イ) 対象となる区域：農業振興地域

○第15条の4第1項：知事の勧告

開発行為により、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、その事態を除去するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

ク 道路法（昭和二十七年法律第八十号）

交通の発達に寄与するため、路線の管理、構造、保全、費用の負担区分等に関する事項を定めている。

(ア) 対象となる区域：道路区域

○第24条：道路管理者（道知事、市長）の承認

道路に関する工事の設計及び実施計画について承認を受けて工事又は維持を行うことができる。

○第32条第1項：道路管理者（知事、市長）の許可

工作物、物件又は施設を設け、継続して使用しようとする場合においては、許可を受けなければならない。

○第101条：道路管理者（知事、市長）

みだりに道路を損壊し、若しくは道路の附属物を移転し、若しくは損壊して道路の効用を害し、又は道路における交通に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

ケ 北海道自然環境等保全条例（昭和48年12月11日 条例第64号）

環境の破壊や災害の発生を未然に防止するため、一定規模以上のゴルフ場の建設、宅地の造成、土石の採取などの特定の開発行為を規制している。

(ア) 対象となる区域：北海道全域（適用除外の区域を除く）

○第30条第1項：知事の許可

1ヘクタール以上の一団の土地で行われる特定の開発行為（スキー場の建設、キャンプ場、乗馬場その他の規則で定める施設の建設、上記施設を2以上有する施設の建設、資材置場又は工場用地の造成、土石の採取）をしようとする者は許可を受けなければならない。

第3章 史跡の概要及び現状と課題

1 史跡指定の状況

(1) 指定告示

《名称》 史跡キウス周堤墓群

《史跡等の類型》 史跡

《所在地》 北海道千歳市中央

《地域》 410番1、410番2のうち実測37,742.28㎡、410番3、410番4、410番5のうち実測6,948.50㎡、410番6、410番7、410番8、1473番1のうち実測7,355.01㎡、1748番2、2406番3、2406番4、2406番5、2777番、2778番、2785番、410番6に西接し同2777番と同2778番に挟まれるまでの道路敷実測4,864.01㎡、2785番に東接する水路敷実測1,960.55㎡（図12）

《面積》 108,772.06㎡（指定後地積更正登記、追加指定分を含む）

《指定履歴》 史跡指定：昭和54年（1979）10月23日付け官報第15829号 文部省告示第160号

追加指定：令和元年（2019）10月16日付け官報号外第139号 文部科学省告示第83号

《指定基準》 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の1「貝塚、集落跡、古墳その他この類いの遺跡」

◇昭和54年（1979）10月23日付け官報第15829号 文部省告示第160号

○文部省告示第百六十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和五十四年十月二十三日

文部大臣 内藤誉三郎

名称 キウス周堤墓群

所在地 北海道千歳市中央

地域 四一〇番ノ二のうち実測三、六〇〇・〇〇平方メートル、四一〇番ノ三、国有無番地のうち一二九四番ノ四、一二九四番ノ六及び二四〇六番ノ一に東接する部分実測九、六三一・二七平方メートル、国有無番地のうち一四七三番の北西に接する部分実測三〇、六二五・四八平方メートル

国有無番地に関する実測図を北海道教育委員会及び千歳市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。

◇令和元年（2019）10月16日付け官報号外第139号 文部科学省告示第83号

○文部省告示第八十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第九十九条第一項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

令和元年十月十六日

文部科学大臣 荻生田光一

（上欄）

名称 キウス周堤墓群

関係告示 昭和五十四年文部省告示第百六十号

（下欄）

所在地 北海道千歳市中央

地域 四一〇番一、四一〇番二のうち実測三四一四二・二八平方メートル、四一〇番四、四一〇番五のうち実測六九四八・五〇平方メートル、四一〇番六、四一〇番七、四一〇番八、一四七三番一のうち実測七三五五・

〇一平方メートル、一七四八番二、二四〇六番三、二四〇六番四、二四〇六番五、二七八五番

北海道千歳市中央四一〇番六に西接し同中央二七七七番と同中央二七七八番に挟まれるまでの道路敷、右の地域に介在する水路敷を含む。

備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を北海道文化財担当部局及び千歳市文化財担当部局に備え置いて縦覧に供する。

昭和54年の史跡指定における「地域」のうち、「国有無番地のうち一二九四番ノ四、一二九四番ノ六及び二四〇六番ノ一に東接する部分実測九、六三一・二七平方メートル」及び「国有無番地のうち一四七三番の北西に接する部分実測三〇、六二五・四八平方メートル」は、昭和57年（1982）12月8日に地番「2777番」及び「2778番」で登記されている。

(2) 指定説明文とその範囲

◇史跡指定 昭和54年（1979）10月23日

キウス周堤墓群は、勇払平野から石狩平野にかけての低地帯東寄りの馬追丘陵の側にある縄文時代の集合墓である。外径18～75メートル、周堤幅6～20メートル、堤の高さ1～5メートルの環状の堤が8基所在し、その内側に立石、小穴を伴う墓壙等がある。この種の遺跡の中でも特に規模が大きく、土木構築物として特異な景観を残し、環状列石との関連も考えられる重要な遺跡である。

（昭和54年10月23日付け庁保記第2の55号「史跡の指定について（通知）」より転載）

北海道の道央部・勇払原野から石狩平野にかけての低地帯の東寄り、馬追丘陵の西側にキウス周堤墓群がある。この遺跡は、大正13年に河野常吉が「キウスのチャシ」として学会に報じ、昭和5年には内務省が史跡に仮指定したことがある。昭和25年頃、その一部（第7号）で石柱が発見され、河野広道が調査し、石柱を伴う墓壙一を確認している。このころからこの種の遺跡は「環状石籬」と関連させて「環状土籬」と呼ばれるようになったが、この呼称は近年の研究成果により適切でないといわれるに至っている。昭和39年～40年には、千歳市教育委員会による発掘調査が行われている。

この遺跡は、東側の丘陵から長都沼にそそぐ小河川の南側に7基、北側に1基、及びその西南方3キロメートルほどにわたる広い範囲に6基、合わせて14基の環状の周堤が存在していたもので、その内10基は顕著な景観をなして現認される。周堤は大小あるが、外径最大例75メートルから最小例18メートル、周堤幅数メートルから約20メートルに及び、高さは周堤内部から掘りとった土を積んだものである。周堤は互いに接しているものもあり、また周堤の一部が低くなるものもある。このうち第1号「環状土籬」の内部に設定されたトレンチ発掘調査で土壙墓五が検出された。墓壙は長径1～2メートルの長円形のもので、立石等や小穴を伴うものがあり、その一部からは遺体の一部の遺存が認められている。さらに土壙上には多数の土器が認められた。これにより先述の第7号の成果と合わせて、周堤内に多数の墓が営まれた集団墓の一種であることが明らかとなった。また、周堤外辺でも墓壙が確認されている。

墓壙内外からの出土品は縄文時代後期末～晩期初頭に属する土器や石棒等であり、この遺跡の造営年代を示している。

この種の遺跡は、北海道内で相当数が知られ、しかも一遺跡で複数の周堤とその内部に多数の土壙墓がある例が多いもので、時期的に縄文時代後期・晩期に営まれたものである。それらの遺跡の中でキウス周堤墓群は最も多数の周堤が集合し、かつ個々の規模も大であり、全体規模も最も広大なもので、道内における「環状列石」や通常の土壙墓と共通する点を有し、ひいては本州以西の「環状列石」等とも関連する点をもつものである。

（文化庁文化財保護部監修『月刊文化財 6月号（189号）』（昭和54年）より転載）

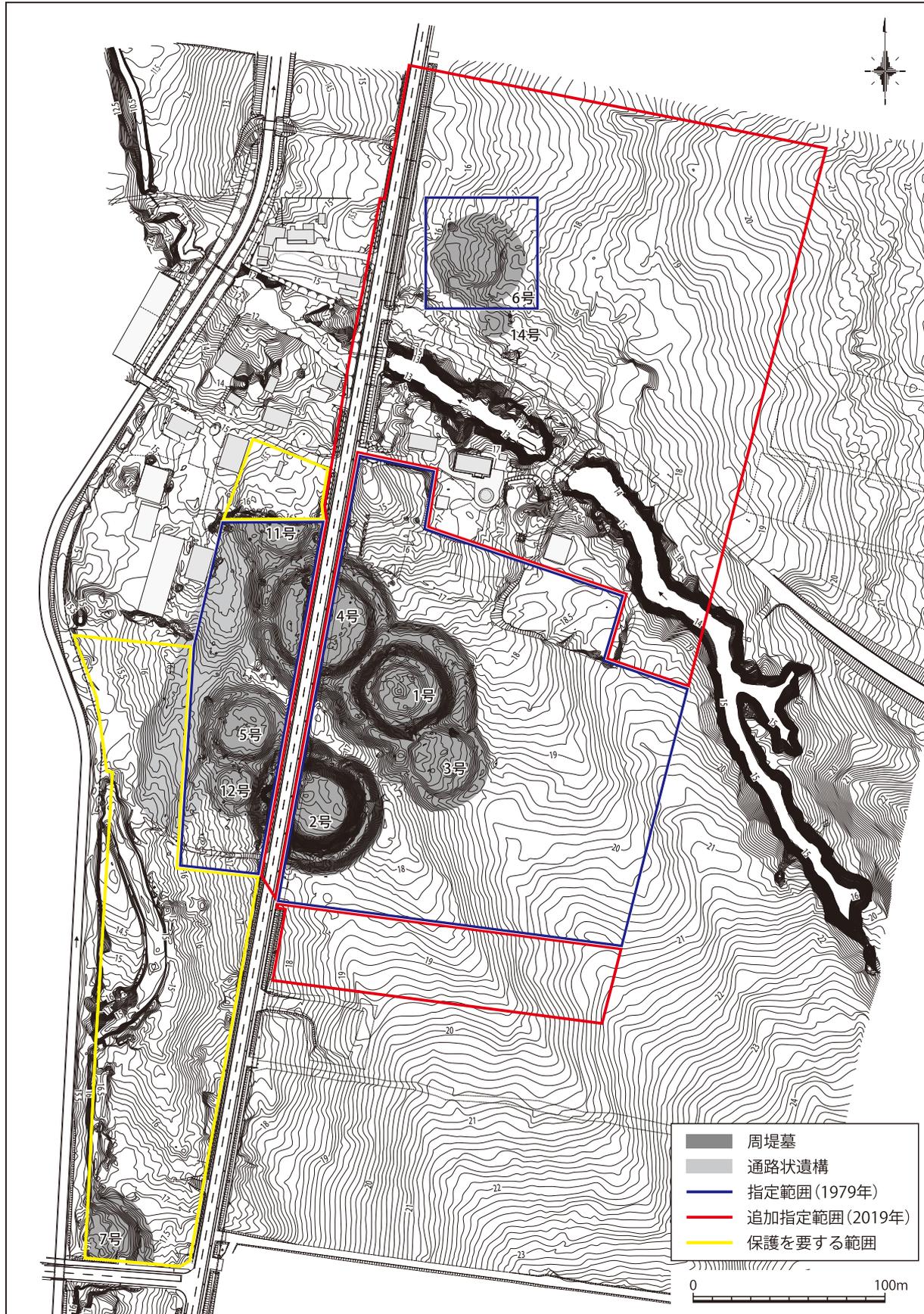


図12 史跡指定範囲図

◇追加指定 令和元年（2019）10月16日

キウス周堤墓群

北海道千歳市

キウス周堤墓群は北海道中央部に広がる石狩低地帯の東部、馬追丘陵の西裾の長沼低地に面する、標高一五から二一メートルの緩やかな傾斜を持つ段丘面に立地する。周堤墓は縄文時代後期後葉に造られた北海道に固有の集団墓で、地面を円形に掘りくぼめ、その土を周囲に環状に積み上げて構築した周堤の内部に、複数の土壌墓を設けたもので、これまで約七〇基確認されている。このうち約六〇基が石狩低地帯に集中して分布しており、キウス周堤墓群付近で約半数の三〇基が発見されている。

北海道庁が大正七年（一九一八）に刊行した『北海道史附録地図』に「先史時代原始時代の遺址」のひとつ「キウスの遺跡」として、「土塁を繞らしたる円穴五箇」が掲載されている。「キウスの遺跡」は、大正八年に『人類学雑誌』第三四卷第一〇号で報告された「北海道の土城」において、「アイヌ」の「^(三十九)チャシ」と見るべからざる特殊のもの」であり、「キウスの土城」として説明されている。昭和三十から四十年に千歳市教育委員会が発掘調査を実施し、現在の一から五号周堤墓のほか、六号・七号を発見した。昭和五十三年には千歳市教育委員会が遺構の内容を確認するために奈良国立文化財研究所の協力を得て遺跡の地形測量を行って、従来見落としていた一一号・一二号周堤墓の存在を確認し、この成果をもって昭和五十四年十月二十三日に八基の周堤墓が史跡指定された。

平成二十五年から二十九年には、これまで飛び地状に分断していた指定地の一体的保護を図るため、史跡指定地周辺で初の詳細分布調査を実施し、指定地の間を流れる無名川の北側において六号周堤墓に南接した新たな周堤墓（一四号）などを確認した。同時に行った地形測量により、周堤墓群に付随するとみられる通路状の地形を確認している。一四号を除く八基の周堤墓は、外径三〇から七五メートル、周堤幅七から二メートル、堤の高さ〇・五から五・四メートルと、破格の規模を誇る。このように、キウス周堤墓群は極めて大型の周堤墓が集中した周堤墓群で、世界史的にも狩猟採集民が築いた構造物としては最大級である。新たに確認した通路状遺構を含め、周堤墓群の形成過程や構造を知る上で重要であり、また縄文時代後半期における墓制、社会構造を考える上で欠くことのできない遺跡である。

今回、条件の整った部分を追加指定し、保護の万全を図るものである。

（文化庁監修『月刊文化財 9月号（672号）』（令和元年）所収 文化庁文化財第二課「新指定の文化財—記念物—」より転載）

2 史跡の概要

(1) 史跡の沿革

キウス周堤墓群の保護の歴史は古く、今から100年以上前に遡る。明治34年（1901）頃に所在が確認されていたキウス周堤墓群では、大正元年（1912）には「旧土人城址「チャシコツ）」と記した標柱が建てられていて、大正6年（1917）に北海道庁技手らによってはじめて測量と発掘の現地調査が行われた。その結果、北海道庁が大正7年（1918）に刊行した『北海道史附録地図』に「先史時代原始時代の遺址」のひとつとして「キウスの遺跡」の「土塁を繞らしたる円穴5箇」（現在のキウス1号～5号周堤墓）の図が掲載され、また大正8年（1919）に東京の学会誌で、遺跡は「チャシ」とは異質の「キウスの土城」と紹介された。

大正8年の史蹟名勝天然記念物保存法の制定・施行を受けて、北海道庁は大正10年（1921）から仮指定候補物件の調査を進め、大正13年（1924）に『北海道史蹟名勝天然記念物調査報告書』を刊行した。遺跡はこの中で「「キウス」のチャシ」と題して、「八、工作物其他 明治二十四年開削せる道路円穴二個を貫通す」る状態においても、「十二、保存条件 此形式の「チャシ」は本道に於て他に類例を見ず珍しき遺跡なれば保存するを要す 標木を建設すべし。管理者を囑託すべし。道路修繕等の際此遺跡を損傷せざるやう注意すべし」と報告され、昭和5年（1930）同法に基づき「キウスノ「チャシ）」の名称で史跡に仮指定された。

戦後、昭和25年（1950）の文化財保護法制定に伴い仮指定は解除となった。この頃から遺跡はチャシや土城で

表4 史跡キウス周堤墓群の沿革

和暦 / 西暦	事項
明治の頃	「キウスの堅穴」(河野常吉の聞き取り「アイヌの話」) (宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』)
大正元年 (1912)	「チャシ即蝦夷の砦」各支庁長・各区長宛て照会(北海道(内務部長)) 「チャシ ^(中) 一、千歳郡千歳郡字キウス 四隣は民有地にして現今は何れも畑地に開墾するも、 「チャシ」の所在地は千歳・由仁街道の東、道路添の官有地樹林中にありて、其箇所に、旧土人城址「チャシコツ」と記せし標柱を建設し居れり」回答(札幌支庁) (宇田川洋校註 1983 『河野常吉ノート考古篇2—北海道先史時代遺物—』)
大正6年 (1917)	キウス周堤墓群実地調査(河野常吉) (宇田川洋校註 1981 『河野常吉ノート考古篇1—北海道先史時代遺跡—』) 遺構実測(北海道庁(松坂修吾)) ・キウス1号～5号周堤墓 キウス1号周堤墓発掘調査(北海道庁(阿部正巳)) ・発掘区:「約9尺四方」「深さ9尺」・遺構、遺物の発見なし
大正7年 (1918)	「キウスの遺跡」『北海道史附録地図』(北海道庁)
大正8年 (1919)	史跡「チャシコツ」『千歳村勢一斑』(千歳村) 「キウスの土城」『人類学雑誌』第34巻第10号(阿部正巳)
大正13年 (1924)	「「キウス」のチャシ」『北海道史蹟名勝天然記念物調査報告書』(北海道庁)
昭和5年 (1930)	史蹟名勝天然記念物保存法に基づく仮指定 史蹟「キウスノ「チャシ」」(北海道告示史第4号)
昭和12年 (1937)	「北海道千歳村のチャシに就て」『軍事史研究』第2巻第3号(原田二郎)
昭和25年 (1950)	文化財保護法制定に伴い仮指定解除
昭和25年頃	キウス7号周堤墓発掘調査(河野広道) ・「土塁のほぼ中央部に石柱があつて、その付近から墳墓1ヶを発見し発掘」
昭和39年 (1964)	キウス1号周堤墓発掘調査(千歳市教育委員会) ・発掘区面積:67㎡・墓坑5基調査
昭和40年 (1965)	キウス2号周堤墓発掘調査(千歳市教育委員会) ・発掘区面積:48㎡(推定値)・墓坑1基調査 キウス4号周堤墓外縁部土坑墓発掘調査(石川徹) ・墓坑1基(石棒副葬)調査
昭和42年 (1967)	『千歳遺跡』(千歳市教育委員会)
昭和43年 (1968)	北海道文化財保護条例に基づく北海道文化財(史跡)指定「千歳キウス環状土籬群」(北海道教育委員会告示第118号)
昭和53年 (1978)	地形測量(千歳市教育委員会・奈良国立文化財研究所) ・新規周堤墓2基(11号・12号)発見
昭和54年 (1979)	文化財保護法に基づく史跡指定「キウス周堤墓群」(文部省告示第160号)
平成21年 (2009)	文化財保護法に基づく管理団体指定「千歳市」(文化庁告示第20号)
平成24年 (2012)	世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」構成資産に追加
平成25～ 29年 (2013～ 2017)	史跡周辺地域詳細分布調査(千歳市教育委員会) ・新規周堤墓1基(14号)、「通路状遺構」発見
平成28年 (2016)	『国指定史跡キウス周堤墓群保存管理計画』(千歳市教育委員会)
平成30年 (2018)	世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北の縄文遺跡群」国内推薦候補
令和元年 (2019)	『史跡キウス周堤墓群総括報告書』(千歳市教育委員会) 文化財保護法に基づく史跡追加指定(文部科学省告示第83号)
令和2年 (2020)	世界遺産暫定一覧表記載資産「北海道・北東北の縄文遺跡群」国内推薦資産 『史跡キウス周堤墓群保存活用計画』(千歳市教育委員会)※文化庁認定(令和3年2月)
令和3年 (2021)	「北海道・北東北の縄文遺跡群」世界遺産一覧表記載

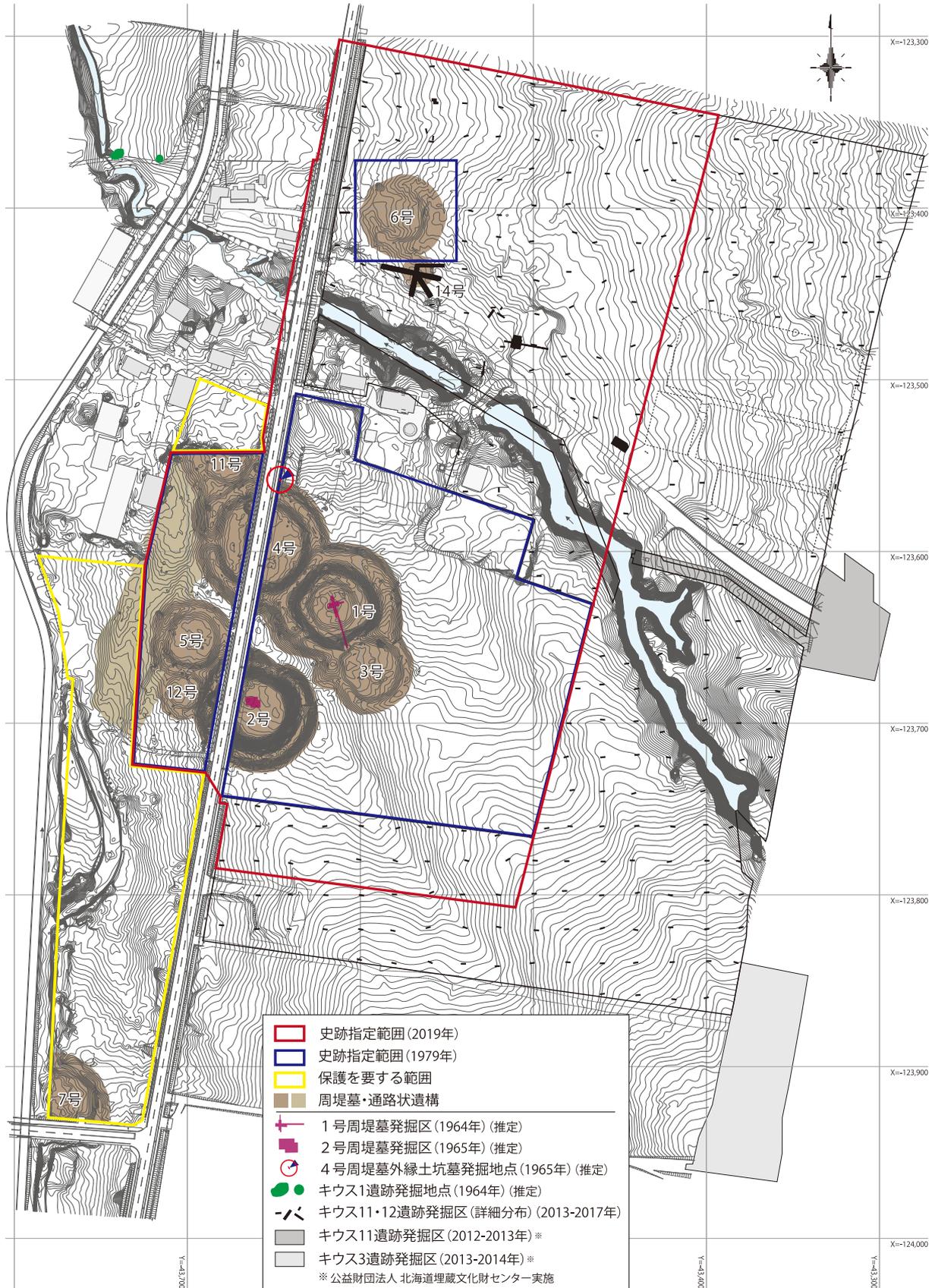


図 13 発掘調査地点図

なく、縄文文化の墳墓「環状土籬^{かんじょうどり}」と考えられるようになっていた。昭和39年（1964）～40年（1965）の千歳市教育委員会による1号・2号周堤墓の発掘調査はこれを裏付け、周堤墓群（1号～6号）は昭和43年（1968）に「千歳キウス環状土籬群」の名称で北海道文化財（史跡）に指定された。

約5haに及ぶ遺跡は、昭和53年（1978）に奈良国立文化財研究所（当時）の協力を得て千歳市教育委員会が行った地形実測で周堤墓2基の新発見など集合墓の実態が把握されて、翌年、改称「キウス周堤墓群」をもって文化財保護法に基づく史跡に指定された。

この指定から30年が経過した平成21年（2009）、千歳市は史跡キウス周堤墓群を管理すべき地方公共団体に指定された。その後、平成25年（2013）～29年（2017）に千歳市教育委員会が実施した詳細分布調査と現況測量で新たな周堤墓が1基追加され（14号）、通路状遺構の存在が把握されて、令和元年（2019）に史跡は追加指定された。

現在、周堤墓9基と通路状遺構を含む約10.9haのエリアが土地所有者や施設管理者の協力を得て、史跡として保護されている（図12・13、表4）。

(2) 史跡の本質的価値

周堤墓は、地面を円形に掘りくぼめ、その土を周囲に環状に積み上げて構築した周堤の内部に複数の土坑墓を設けた、縄文時代後期後葉の北海道に固有の墓地遺構である。キウス周堤墓群は最大級の規模を有する周堤墓が群在する点に特徴があり、縄文時代の墓制・葬制や社会構造を考える上で欠くことのできない遺跡である。

その本質的価値は、大きく以下の3点にまとめられる。

- ◆キウス周堤墓群は、周堤の外径が最大で83m（1号周堤墓）、くぼみ底面から周堤天端までの高さが最大で4.7m（2号周堤墓）にも及ぶ大型のものを含む周堤墓が群集し、中には互いに周堤が接するものがあり、全体として広域な墓地の集合体を形成していること。
- ◆これまでの調査により、立石（石柱）を伴うものや石棒を副葬したもの、ベンガラを散布したものなど、埋葬の多様なあり方を示す土坑墓が良好に遺存することが確認されていること。
- ◆周堤墓群はのちに火山灰や腐植土によって覆われるが、昭和初期に保護がなされ、構築時の外観を現地表面でもそのまま確認することができる。周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていること。

(3) 史跡の構成要素の保存状況・分布状況

史跡キウス周堤墓群を構成する要素には、後世に保存・継承すべき「史跡の本質的価値を構成する要素」、「史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素」（「史跡の本質的価値に準ずる要素」と略す場合がある。）と、「史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）」がある（図14、表5、写真1～15）。平成19年（2007）のキウス6号周堤墓の区域において「その他の要素（人工的要素）」に該当していた立木の伐採以降、現状変更及び保存に影響を及ぼす行為はなく、史跡地は良好に保存されている。

ア 保存状況【史跡の本質的価値を構成する要素】

(7) 遺構

- ・周堤墓（キウス1号～6号周堤墓・11号周堤墓・12号周堤墓・14号周堤墓）（9基確認）（表6）
- ・「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（1条確認）
- ・土坑墓（周堤墓と同時期のもの）（3基確認）

周堤墓、通路状遺構及び土坑墓は、縄文時代以降に生成した陸成堆積物に約60cmの厚さで被覆されて、往時の生活面を伴って現存する。これまで周堤墓は9基、通路状遺構は1条、土坑墓は3基確認されているが、そのうち小型の周堤墓1基（14号）と土坑墓を除いて、現地表面でその形をしっかりと視認することができる。

表5 史跡の構成要素

区 分		要 素	備 考	
史跡の構成要素	本質的価値を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓（キウス1号～6号周堤墓・11号周堤墓・12号周堤墓・14号周堤墓） 「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」 土坑墓（周堤墓と同時期のもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・9基確認 ・1条確認 ・3基確認
		遺物	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓及び土坑墓の埋蔵・出土遺物：土器、土製品（土偶）、石器、石製品（石棒） 史跡指定地の埋蔵・出土遺物：土器・石器 	<ul style="list-style-type: none"> ・堂林式期・「三ツ谷式併行」段階 ・同上
		地形	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓等が立地する馬追丘陵西麓段丘地形 段丘地形に介在する無名川（チャシ川に東接する水路） 	
	本質的価値に準ずる要素	遺構・遺物	<ul style="list-style-type: none"> 史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺構： 竪穴住居跡・土坑墓・土坑・炉跡 史跡指定地内の周堤墓の属する時代・時期以外の遺物： 土器・石器 	
		(自然的要素)	被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）	
	上記以外の要素（その他の要素）	(自然的要素)	落葉広葉樹林（公有地）	
		(保存活用施設)	<ul style="list-style-type: none"> 史跡説明板 遺構説明板 ウッドチップ舗装（ウッドチップを10cmの厚さで敷いたもの） 	<ul style="list-style-type: none"> ・1基 ・6基、4月～11月仮設 ・L=360m
		(人工的要素)	<ul style="list-style-type: none"> 人工林・自然林（民有地。木材等生産林ほか） 住宅、倉庫、土橋（水路敷架設）、コンクリート土台、エントランス舗装等 私道、パークゴルフ場設備（看板・出入口柵）、指定林看板 電柱、電線、水道管 国道（337号既存指定区間）（道路附属物を含む） 	
	保護を要する範囲を構成する要素	遺構	<ul style="list-style-type: none"> 周堤墓（キウス7号周堤墓、キウス11号周堤墓（指定地外箇所）） 「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（指定地外箇所） 	本質的価値を構成する要素に同等の要素
		地形	周堤墓等が立地する馬追丘陵西麓段丘地形	
(自然的要素)		被覆土（腐植土・樽前a降下軽石堆積物・樽前c降下火砕堆積物）	本質的価値に準ずる要素に同等の要素	
(人工的要素)		<ul style="list-style-type: none"> 落葉広葉樹林（民有地。生活環境保全林） 倉庫、電柱等 	その他の要素に同等の要素	
指定地の周辺地域を構成する要素	周知の埋蔵文化財包蔵地	<ul style="list-style-type: none"> 縄文時代後期後葉の遺跡： キウス1遺跡・キウス11遺跡・キウス12遺跡・中央目黒遺跡 縄文時代（後期後葉は未確認）の遺跡： キウス2遺跡 		
	地形	<ul style="list-style-type: none"> 馬追丘陵西麓段丘地形 チャシ川、第十五号排水川（旧オルイカ川）と低地 		
	(自然的要素)	落葉広葉樹林（公有地。水源涵養林）		
	(保存活用施設)	<ul style="list-style-type: none"> 見学者用駐車場 駐車場案内看板 仮設トイレ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産説明板 	・4月～11月仮設	
	(人工的要素)	<ul style="list-style-type: none"> 人工林・自然林（民有地。木材等生産林ほか） 農地（畑） 住宅、倉庫、ビニールハウス、エントランス舗装、出入口看板、敷地柵等 電柱、電線、水道管 国道（337号同上）、市道（中央都線）（道路附属物を含む） 南長沼甲幹線用水路 		

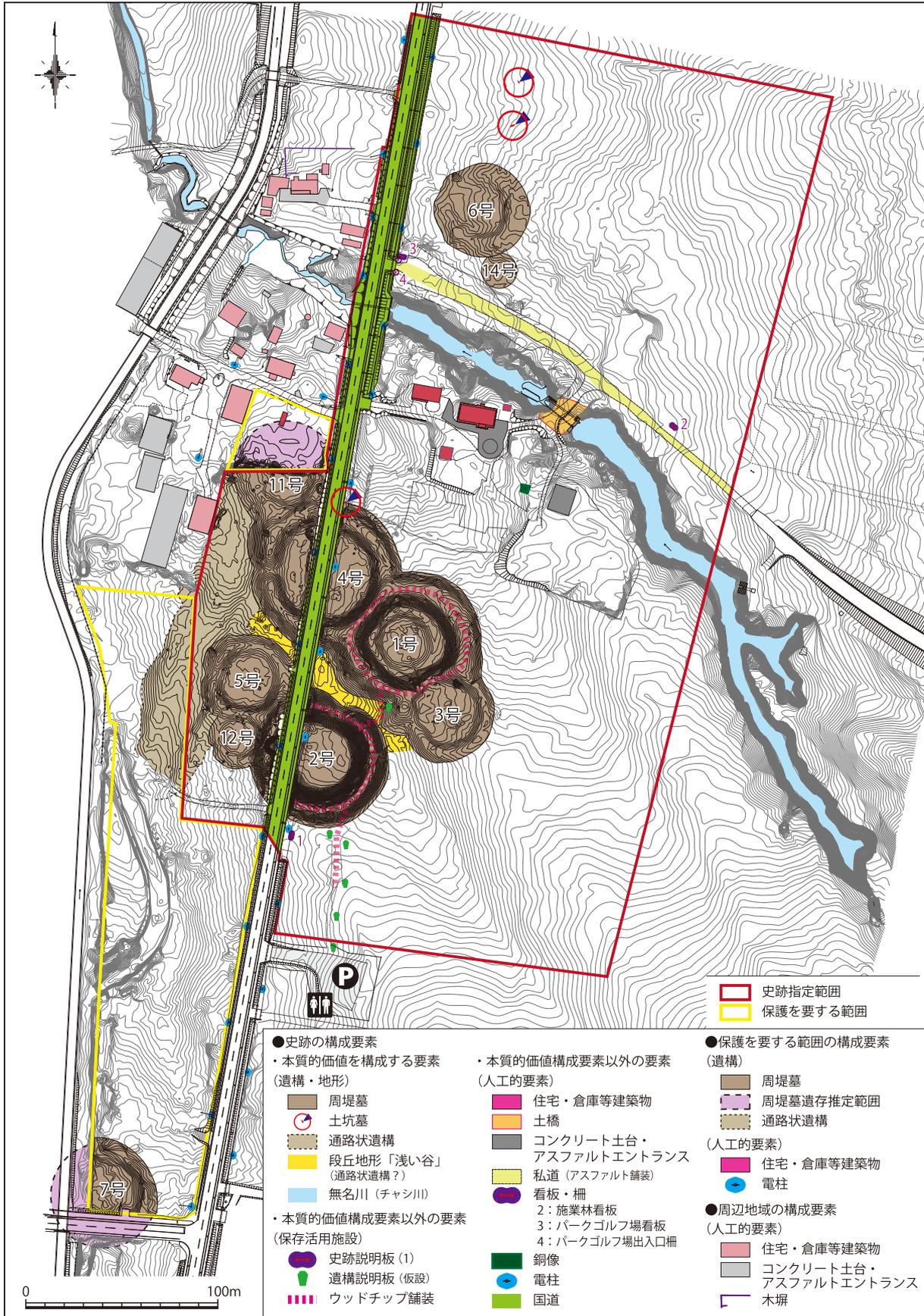


図14 史跡の構成要素分布図

表6 史跡を構成する周堤墓の概要

周堤墓名称	外径 (m)	内径 (m)	周堤の高さ (m)	周堤の幅 (m)	周堤低下部の 位置	周堤低下部の 方面	発掘調査年	き損箇所
キウス1号周堤墓	83	36	2.8 (2.1)	23.5	南西	浅い谷地形	1917・1964	竪穴内 (風倒木)
キウス2号周堤墓	73	30	4.7 (4.2)	21.5	北東	浅い谷地形	1965	竪穴・周堤 (国道・倒木)
キウス3号周堤墓	51	27	0.8 (0.6)	12.0	南西	浅い谷地形	—	竪穴内 (倒木)
キウス4号周堤墓	79	43	1.5 (1.4)	18.5	西	通路状遺構	—	竪穴・周堤 (国道)
キウス5号周堤墓	51	24	0.8 (0.6)	13.5	西	通路状遺構	—	周堤 (国道)
キウス6号周堤墓	52	22	0.6 (0.6)	15.0	北西	—	—	—
キウス11号周堤墓	53	23	0.6 (0.5)	15.0	(不明)	(不明)	—	周堤 (国道・整地)
キウス12号周堤墓	33	16	0.4 (0.4)	8.5	西	通路状遺構	—	—
キウス14号周堤墓	18.6	10.7	0.6	4.3	(不明)	—	2017	—

※ 各計測値（推定）は、1～12号が2013年地形実測（細部測量・現地表面）、14号が2015～2017年詳細分布調査（一部遺構調査・遺構面）の成果に基づく。周堤の高さは天端とくぼみ側（竪穴）下端との比高差をいい、値は他の周堤と重複していない箇所での最高値であり、カッコ内に1～6号が周堤低下部の対面、11号が南西部分、12号が南部分での値を示す。

そうした中、キウス2号・4号・5号及び11号の各周堤墓は、史跡西側を縦貫する道路の敷設（明治24年（1891）竣工。現国道）により一部破壊され、2号及び4号周堤墓は周堤墓が分断された様相を呈する（図12）。道路と重複した2号・4号周堤墓の竪穴部は周堤を崩した土砂で埋められており（阿部正己 1919 「キウスの土城」『人類学雑誌』第34巻第10号）、この範囲での掘削はないものと推測されるが、道路擁壁基礎箇所ではき損している。また、キウス11号周堤墓は昭和53年（1978）以前の切土整地のため、北側半分の周堤が消失している（該当範囲は史跡指定地外）。

史跡キウス周堤墓群は、こうした個々の部分的な欠損状態を含みながらも、眼前の光景として、広大な「特異な景観」「顕著な景観」（文化庁）と評された縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観となっている現状をもって保存されている。

国道西側の区域に所在するキウス11号周堤墓及び通路状遺構は指定範囲の外側まで広がっているが、史跡指定条件が整った範囲が国有地のみであったため、それらの一部が保護（史跡指定）されている現状にある。

維持管理は、無名川南側の周堤墓が群集する範囲について、地域住民が昭和62年（1987）から毎年継続して草刈りを行い、またキウス6号・14号周堤墓の範囲では土地所有者が随時草刈りをして、遺構及び史跡景観の保存を実施している。

史跡は、国道及びキウス6号・14号周堤墓の範囲等を除いてほとんどが森林環境下にあるため、くぼみとなった風倒木跡が大小多数地表に認められるが、周堤墓について、地表下の遺構を損壊した、あるいは損壊した可能性のある大型の倒木跡は、2号周堤墓では周堤南東部天端付近に長径1.5～2m程度のくぼみが10か所ほどあり、1号周堤墓では竪穴部中央東側に竪穴基底面に達する平面径約2mの倒木跡、3号周堤墓では竪穴部北東周堤縁にほぼ同規模の倒木跡などが認められる。1号周堤墓では風倒木発生後程なく倒木跡空洞部分に土砂を充填して遺構と「被覆土」の崩落を防いでいる。このほかの箇所は空洞部分に土砂が自然堆積してくぼみとなり、地表が草本で被覆されて安定した状態で保存されている。

発掘調査が行われた1号周堤墓及び2号周堤墓では、土坑墓を含めた発掘トレンチが埋め戻されてからすでに半世紀が経過している。該当箇所の地表は全体的に浅いくぼみとなり、1号周堤墓では発掘トレンチのおおよそ

の形が見てわかるが、両者ともに特に深く陥没している箇所は認められず、地表面が草本で被覆されて安定した状態が保たれている。14号周堤墓の発掘トレンチ箇所は、平成29年（2017）に埋め戻されてから原状に復された状態を保っている。いずれの状態も周堤墓の史跡景観に対する負の影響は認められない。

(イ) 遺物

- ・周堤墓及び土坑墓の埋蔵・出土遺物：土器、土製品（土偶）、石器、石製品（石棒）
- ・史跡指定地の埋蔵・出土遺物（堂林式期・「三ツ谷式併行」段階）：土器、石器

出土遺物は、千歳市教育委員会により展示（千歳市埋蔵文化財センター）、収納保管（上長都文化財収蔵施設）されている。出土遺物の経歴を整理し、管理台帳の作成を進めている。

(ウ) 地形

- ・周堤墓等が立地する段丘地形及び介在する河道（無名川（チャシ川に東接する水路））

地形は、一部宅地（図9の1：410番1）や農業用施設跡地（図9の3：410番3）等民有地に改変（切土整地）が認められるものの、全体として火山灰等に覆われ、往時の段丘地形が保全されている。

イ 分布状況〔史跡の本質的価値を構成する要素〕

(7) 遺構

史跡キウス周堤墓群には、周堤墓が9基存在している。これらは小河川（チャシ川・無名川）の両岸に分かれていて、北側に2基、南側に7基の周堤墓が分布する。南側の周堤墓群の西側には南北に走る「通路状遺構」があり、またキウス4号周堤墓の北側外縁部では石棒を副葬した土坑墓が存在していた。6号周堤墓の北側に土坑墓が2基確認されている。

北側の周堤墓群は、キウス6号周堤墓・キウス14号周堤墓であり、南北に並び接して所在する。

南側の周堤墓群は、キウス1号周堤墓・キウス2号周堤墓・キウス3号周堤墓・キウス4号周堤墓・キウス5号周堤墓・キウス11号周堤墓・キウス12号周堤墓であり、通路状遺構沿いに4基、これに交差して南東に延びる浅い谷地形に沿って3基が造られ、周堤墓内部への出入口はこれら往時の道と推定される遺構・地形に面している。ここの周堤墓群は浅い谷を介して南北に分かれそれぞれ周堤を接続させた配置をとり、北には3号・1号・4号・11号周堤墓が列をなし、南には2号・5号・12号周堤墓がまとまり群在するが、現況においては、これらは国道によって分断され、道路の東側と西側の遺構群に分けられている。

(イ) 地形

旧オリカ川の支流であった無名の小川は史跡指定地の中央付近を東西に横断する形で北西方向に流れ、台地を深度約5m侵食しており、流路と兩岸の台地との間は急崖となっている。

指定地は無名川を除きおおむね平坦な地形であるが、全般に東から西方向に向かって約1：50の勾配をもって緩やかに傾斜している。無名川の南西には並行する極めて浅い谷地形が2本認められ、そのうち南西側の1本は2号周堤墓北東端へ向かって伸びている。

(4) 保護を要する範囲の構成要素の保存状況・分布状況

「保護を要する範囲（現時点で史跡指定地と同等の遺構の存在が確認でき、追加指定を目指す区域）」（史跡キウス周堤墓群保存活用計画）を構成する要素には、「史跡の本質的価値を構成する要素」に同等の要素、「史跡の本質的価値に準ずる要素」に同等の要素と、「史跡の本質的価値を構成する要素及び史跡の本質的価値に準ずる要素以外の要素（その他の要素）」に同等の要素がある（図14、表5）。

ア 保存状況・分布状況〔「史跡の本質的価値を構成する要素」に同等の要素〕

(7) 遺構

- ・周堤墓（キウス7号周堤墓、キウス11号周堤墓（指定地外箇所））（2基確認）
- ・「周堤墓に付随するとみられる通路状遺構」（指定地外箇所）（1条確認）



写真1 キウス1号周堤墓（北より）



写真2 キウス2号周堤墓（南より）



写真3 キウス3号周堤墓（西より）



写真4 キウス4号周堤墓（北西より）



写真5 キウス5号周堤墓（北より）



写真6 キウス6号周堤墓（南西より）



写真7 キウス11号周堤墓（東より）



写真8 キウス12号周堤墓（南東より）



写真9 キウス14号周堤墓（南西より）



写真10 通路状遺構（北より）



写真11 段丘「浅い谷」地形（北西より）



写真12 無名川（東側上流地点から土橋方面を望む）



写真13 土偶（キウス2号周堤墓）（左：腹面 右：背面）



写真14 土器（キウス1号周堤墓）



写真15 石棒（キウス4号周堤墓外縁部土坑墓）

キウス7号周堤墓は、キウス周堤墓群を特徴づける史跡内周堤墓と同規模の大型周堤墓であり、2号周堤墓から南南西約250mに位置する。周堤墓は南側及び西側を除いた部分の竪穴部のくぼみと周堤の高まりが地表に現れている。道路（市道）下には周堤墓が遺存すると推定されるが、西側箇所は南長沼用水敷設によって破壊されている。昭和25年（1950）頃の発掘歴を有し、石柱を伴う墓坑1基が確認されている（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）。

史跡指定地から続くキウス11号周堤墓は、切土整地されて周堤が消失した状態で北半部分（竪穴部のくぼみ）が遺存すると推定される。同様に史跡指定地から続く通路状遺構は、旧南長沼用水跡地に至るまでの範囲が現地表面の起伏でその形状を視認することができる。

(4) 地形

- ・周堤墓等が立地する段丘地形

旧南長沼用水跡地及び7号周堤墓付近に切土整地の痕跡が認められるが、7号周堤墓と史跡内2号・5号・12号周堤墓との間には、両者を地形的に画する浅い谷が現地形で認められ、地形は全体的に良好に保存されている。

(5) 公有地化の状況

史跡指定地の総面積は108,772.06㎡である。そのうち、公有地が55,041.03㎡であり、公有地率は50.60%である。

総面積の49.40%を占める私有地は土地所有者である個人1人の所有であり、これまで公有地化は実施されていない。史跡内に居住する土地所有者が現在地での生活を維持できることを条件として、令和元年（2019）の史跡指定（追加指定）の同意を得ており、該当地の公有地化を図っていない。なお、所有者は自ら所有地内のキウス6号・14号周堤墓の維持管理を行うなど、史跡の保存に積極的に理解と協力を示している。

3 現状と課題

(1) 史跡の保存、公開・活用の現状と課題

ア 現状

(7) 保存

- ① 標識、説明板が未設置であり、また境界標のうち、令和元年（2019）の追加指定範囲に係る境界標の一部が設置されていない。
- ② 道路敷設や整地により周堤墓の一部に損壊がみられる。史跡指定地を縦貫する国道337号において、通過する大型車両の振動や走行荷重が及ぼす遺構への影響が危惧される（大型車両史跡通過台数489台/日：令和2年（2020）7月3日（金）7：00～19：00調査）。〔第3章2（3）史跡の構成要素の保存状況・分布状況〕
- ③ 風倒木により遺構面がき損していると考えられる箇所がある。〔第3章2（3）史跡の構成要素の保存状況・分布状況〕
- ④ 現在の暫定的な公開・活用範囲において、園路等の公開・活用施設を設置しておらず、来訪者は範囲内を自由に行動することができる。
- ⑤ 史跡指定地を縦貫する国道337号において、ガードレールが設置されていない西側車線区間で稀に車両の路外逸脱が発生している。
- ⑥ 史跡指定地に隣接する「保護を要する範囲」（史跡キウス周堤墓群保存活用計画）に本質的価値を構成する遺構と同一・同等の遺構が確認されている。

(4) 公開・活用

- ⑦ 2号周堤墓と4号周堤墓が道路の縦貫によりそれぞれ分断された様相を呈している。
- ⑧ 現在の暫定的な公開・活用において、見学の要点がわからないとの来訪者の声を聴く。史跡パンフレッ

- ト、暫定的な解説板・見学ポイント看板の配置はあるものの、案内・誘導が十分でない。
- ⑨ 史跡へ案内する交通標識は、千歳市埋蔵文化財センターから史跡へ向かう農村地区の市道に2基設置している。
- ⑩ 周堤墓が群集する範囲において、既存樹木が「周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌」がなす「縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観」（本質的価値）の阻害要素となっている。
- ⑪ 無名川南側の7基の周堤墓範囲（周堤内部、周堤）に倒木が各所十数本ほど残置されている。1号・2号周堤墓では一部を玉切りし、その場に積んでいる。倒木は安定した状態にあり、多くが微生物による分解が進み、また苔むしている。伐採木は今後公開・活用を計画する区域において、特に1号周堤墓と3号周堤墓の東側の広い範囲に、数多く残置されている。
- ⑫ 現在の暫定的な公開・活用範囲及び今後公開・活用を計画する区域において、中高木の枝の落下が強風時のみならず発生している。
- ⑬ 現在の暫定的な公開・活用において、案内板・解説板は仮設であり、暫定的な仕様である。
- ⑭ 現在の暫定的な公開・活用において、管理施設はなく、便益施設はトイレ（仮設）を4月下旬から11月上旬まで設置している。
- ⑮ 現在の暫定的な公開・活用範囲以外の史跡内区域への立入を防ぐ措置は施されていない状況にある。
- ⑯ 現在の暫定的な公開・活用において、仮設建物を使用した解説ブースを設置している。「ガイダンス施設」は未設置である。
- ⑰ 史跡へアクセスするための公共交通機関がなく、来訪者の大半は自家用車で来跡している。
- ⑱ 史跡、千歳の縄文文化の理解に資する歴史的・文化的資源、自然的資源の有機的な利活用が十分でない。
- ⑲ 本史跡はユネスコ世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産であるから、統一サインを設置して、縄文遺跡群構成資産としての価値を説明している。
- ⑳ キウス1号周堤墓及び2号周堤墓の過去の発掘について、発掘区、墓坑の位置、遺構内堆積土の状態など内容に判然としない点が見られる。
- ㉑ 史跡指定地に民有地（史跡指定地内居住者の生活圏）及び公道が存在するため、公開・活用範囲が（指定地全域のうち、公道東側の周堤墓が群集する公有地の一部の）限定的な範囲にならざるを得ない状態にある。
- ㉒ 史跡の公開は4月～12月を目途に、冬期（積雪期）を除く期間に行っている。期間の周知はなされていない。
- ㉓ 史跡内を幹線道路（国道337号：道路部幅員15.50m・2車線・片側歩道）が縦貫している。史跡通行車両台数は2,445台（大型車489台、普通車1,956台。上記交通量調査による）である。史跡の見学者数は、令和2年4月1日～12月28日の期間において2,675人であり、そのうち団体見学者数は10団体155人である。「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録以降は、来訪者の増加が見込まれる。
- ㉔ 令和3年（2021）5月から、千歳市（担当課：埋蔵文化財センター）と市民活動団体「キウス周堤墓群を守り活かす会」との市民協働事業として、市民ボランティアの参画を得て、史跡ガイド活動を始めている。
- ㉕ 学校教育における史跡の活用について、毎年授業として史跡や埋蔵文化財センター展示を見学する市内小中学校は全26校のうち小学校3校（令和元年度）であり、子どもたちの歴史・文化の学習に史跡が十分いかされていない状況にある。市内小学校社会科副読本での史跡キウス周堤墓群の紹介は、令和3年度から実施している。
- ㉖ 来訪者の増加が見込まれるなか、市内観光マップに史跡の記載がなく、またタクシードライバーに史跡が

知られていないなど、文化的観光資源としての整備が不十分である。

- ㉗ 史跡の管理・運営について、市と協働して、昭和62年（1987）から地区住民が維持管理（林床の草刈、見回り看視）を、令和3年から市民活動団体が史跡ガイドサービスを行っている。

イ 課題

(7) 保存

- ① 史跡において、史跡の護るべき価値と護るべき範囲を来訪者に正確に伝達・周知できるよう、保存のための施設を適切に設置する必要がある。〔第5章2(1)ア 保存管理のための施設の設置〕
- ② 国道用地脇や整地箇所との境界部に見ることができる遺構の状態観察を継続して、保存管理を進める必要がある。〔第5章2(2) き損又は衰亡している場合の復旧（修理）の在り方についての方向性・目標、14(2)ア 史跡の本質的価値の保存を主な目的として行う維持管理〕
- ③ 今後既存樹木が風倒木となり、遺構をき損することがないように、遺構上の既存樹木（樹根の伸長を含む）を取り除いて保存を確実にする必要がある。〔第5章2(1)イ 植生管理〕
- ④ 来訪者圧力により、地上に表出した周堤墓等の遺構が損壊することのないよう、来訪者を適切に誘導する必要がある。〔第5章2(1)ウ 来訪者の誘導・規制〕
- ⑤ 国道用地内における遺構き損防止策について、道路管理者との管理協定に基づく協議を検討する必要がある。〔第5章2(1)エ 国道通行車両の路外逸脱の防止〕
- ⑥ 現状の指定地に不足があると判断される。追加指定を目指す必要がある。〔第5章2(3) 適切な区域の追加指定についての方向性と目標〕

(4) 公開・活用

- ⑦ 来訪者が分断された状態の周堤墓を連続した1つの周堤墓として把握できるよう、見学動線・見学ポイントの設置及びその解説方法等の検討が必要である。〔第5章3(1)ア 見学者動線、7 案内・解説施設に関する計画、9(2)「ガイダンス施設」〕
- ⑧ 史跡の来訪者に対して、史跡の本質的価値や魅力を十分伝達できるよう、見学ポイントや見学者動線の設置及びその案内・誘導方法の検討が必要である。〔第5章3(1)ア 見学者動線、7 案内・解説施設に関する計画、9(2)「ガイダンス施設」〕
- ⑨ 市街地や市内集客施設を通過する市内幹線道路からの誘導を検討し、市外からのアクセス情報や駐車可能台数等、受入情報の発信を充実させる必要がある。〔第5章3(2)ア 車両動線、13(2) 活用〕
- ⑩ 遺構の規模・形態を明示して、地形に表出している遺跡の形態上の特質「史跡景観」を視覚的に把握しやすくすることが必要である。〔第5章5 遺構の表現に関する計画、6 修景、植栽及び植生管理に関する計画〕
- ⑪ 現在の倒木・伐採木の残置状態が史跡景観を阻害したり、遺構の理解に負の影響を与えている、またはこれらが予想される場合には、残置倒木・伐採木を取り除いて景観の保全を確実にする必要がある。〔第5章6 修景、植栽及び植生管理に関する計画〕
- ⑫ 史跡の来訪者に対する安全な見学環境の確保・維持が必要である。〔第5章6 修景、植栽及び植生管理に関する計画、14(2)イ 史跡指定地内にある保存施設等の機能維持を主な目的として行う維持管理〕
- ⑬ 案内板・解説板は、整備に当たり、他の公開・活用のための施設に合わせた仕様・内容にする必要がある。〔第5章7 案内・解説施設に関する計画〕
- ⑭ 見学の快適性を確保・提供する便益施設・設備が不十分であり、設置場所・内容の検討が必要である。〔第5章8 管理施設及び便益施設に関する計画〕
- ⑮ 来訪者が私有地へ立ち入ることによって、史跡内居住者の生活に悪影響を及ぼすことのないよう、周知を行い、境界を明確にする必要がある。〔第5章7ア 案内板、8(1)ア(ハ) 私有地との境界柵〕

- ⑯ 来訪者が史跡を感じながら史跡の本質的価値に対する理解を十分深めることができるよう、隣接地に展示・解説を行う補完的な役割を担うための施設が必要である。〔第5章9(2)「ガイドンス施設」〕
- ⑰ 安全性を考慮しつつ、各駐車ゾーンを明確に区分した駐車場の拡張整備を行う必要がある。〔第5章9(3)ウ 駐車場〕
- ⑱ 史跡、千歳の縄文文化の理解に資する歴史的・文化的資源、自然的資源の有機的な利活用をとおして、千歳の特性をいかした学習機会の提供が必要である。〔第5章11 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画〕
- ⑲ 来訪者に対しては、縄文遺跡群構成資産個別の価値の説明に加えて「北海道・北東北の縄文遺跡群」全体の価値の説明が必要である。〔第5章11エ「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産〕
- ⑳ キウス1号周堤墓及び2号周堤墓についての過去の発掘調査について検証し、新たな情報を収集することにより、正確な遺構の説明、価値の伝達を行う必要がある。〔第5章12(1) 発掘調査〕
- ㉑ 史跡の本質的価値「全体として広域な墓地の集合体を形成していること」「(地勢・地貌が)縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡(遺跡)景観をなしていること」の価値の伝達が限定的・部分的なものにならないように手立てを講じる必要がある。〔第5章3(1)ア(イ) 第I期整備計画と見学ポイント〕
- ㉒ 史跡の公開期間が不定期であることにより、来訪者の来跡行動・計画に支障が生じるおそれがないよう、期間を検討し、発信を充実させる必要がある。〔第5章13(1)イ 公開の方法・ウ(イ) 広報計画〕
- ㉓ 来訪者の安全な見学を実現するための車両注意喚起や、駐車場出入口誘導などの交通計画を作る必要がある。〔第5章13(1)ウ(ア) サイン計画、14(3)ア(カ) 交通誘導〕
- ㉔ さらにガイドサービスの充実を図るための、継続したガイド育成とその仕組みづくりが必要である。〔第5章13(1)ウ(イ) ガイド計画、14(1) 管理・運営体制の基本的な考え方・(3) 運営計画〕
- ㉕ 千歳の縄文文化を体感できる史跡として、学校教育と連携した小中学校の校外学習(の場)としての活用を目指す必要がある。そのためのボランティア研修会や体験学習会などのプログラムを検討していく必要がある。〔第5章13(2) 活用〕
- ㉖ 史跡の本質的価値の理解をもって、これを保存、継承していくサポーターが地域外に広がるような取組や観光資源としての活用方法を検討する必要がある。〔第5章13(2) 活用〕
- ㉗ 史跡の管理・運営の取組を維持していくとともに、歴史・文化資源を始め、教育資源や観光資源として史跡を有効に活用していくためには、行政が主体的に関わり、市民等と連携した管理・運営体制を構築することが必要となる。〔第5章14(1) 管理・運営体制の基本的な考え方〕

(2) 地元住民等の公開・活用に対する要望

市民活動団体のキウス周堤墓群を守り活かす会及び千歳文化財保護協会から連名で、史跡キウス周堤墓群の公開・活用に関する9項目の要望があった(『キウス周堤墓群の活用に関する提案書』(令和2年(2020)1月))。

この提案に対する考え方は、次のとおりである。

- 1) 「見学者に対応するガイドの確保と育成」は、令和2年度に埋蔵文化財センターが「ガイド養成講座」を開催しており、今後も市民ボランティアや地域の方々との様々な連携手法について検討していく。
- 2) 「多言語通訳機能付きのタブレットの導入」は、後節(第5章13(1) 公開)において方向性を示した。
- 3) 「来訪者に対する多言語表示整備」は、後節(第5章13(1) 公開)において方向性を示した。
- 4) 「駐車場の拡幅」は、令和2年に「史跡将来入込調査」予測数(令和元年)に基づく拡幅整備を実施した。
- 5) 「車いす使用者、高齢者に対応したマットの設置」は、公開・活用区域をバリアフリー対応とする方向性を持って、幅広い世代や立場の方々を利用しやすい施設となるよう具体的に検討していく。

- 6) 「自動体外式除細動器 (AED) の設置」は、提案を参考に来訪者の安心・安全な見学環境づくりを検討していく。
- 7) 「管理棟の設置」は、後節 (第5章8(1) 管理施設・9(2) 「ガイダンス施設」) において方向性を示した。
- 8) 「夜間、冬期間の開場時間の明確化と周知」は、後節 (第5章13(1) 公開) において方向性を示した。
- 9) 「市内小学校の副読本「わたしたちのちとせ」でキウス周堤墓群を紹介することを始め教育現場での市内縄文遺跡について指導する機会を設ける」は、副読本での紹介は令和3年(2021)度から実施しており、指導については上記の課題を踏まえ、授業に活用しやすい資料や学びの場、学習メニューの提供など学習支援を検討していく(第5章13(2) 活用)。

(3) 文化・教育行政、都市計画行政、農林水産行政等に関連する諸条件

史跡の公開活用のための各種行政に関連する諸条件等は、各種行政計画等で把握される。

ア 史跡キウス周堤墓群保存活用計画 (令和2年(2020)8月策定)

指定地内で予想される各種の現状変更及び保存に影響を及ぼす行為に対する取扱基準が定められており、史跡整備に係る事項は下記のとおりである。

- ① 現状変更に対しては、保存の基本方針(遺跡は厳正な保存を図ること・史跡景観の保全を図ること)を尊重するとともに、原則として次の方針によるものとする。
 - ・遺構、遺物に影響を及ぼす行為は認めない。
 - ・地形の変更は、軽微なものを除いて認めない。
 - ・景観に大きく影響を及ぼす行為は認めない。
- ② 史跡がき損若しくは衰亡している場合に行う復旧や、整備及び史跡の保存管理に必要な施設の設置やこれの維持・改修・撤去等に係る現状変更は、必要なものは認めるものとする。ただし、設置場所、工法、形状、色彩等可能な限り史跡に及ぼす影響を軽減すること。また、現状変更の取扱いについては、関係する各種法令との調整を図るものとする。
- ③ 活用事業などに伴う掘削を伴わない一時的な仮設物の設置については認めることとするが、景観を損なわないように配慮するものとする。
- ④ 学術的調査などを目的とした掘削は認めることとする。ただし、外部有識者で構成される調査委員会などにおいて審議・検討を経た上で、現状変更許可申請を提出することとする。
- ⑤ 以下の行為は「維持管理」に当たり、現状変更の手続きは不要である。
 - ・A地区(図9の国有地16・17、市有地9)の保存管理、整備に伴う立木管理、及びB地区(図9の民有地)の千歳市森林整備計画対象林の森林施業におけるつる切り、枝打ちや倒木処理、小型林業機械(グラップル)を使用した集材。ただし、倒木処理においても樹根を切断する等の作業では、遺構・遺物に影響を与えないように留意して行うこととする。
 - ・日常的な枝の除去、草刈り等。

イ 千歳市教育振興基本計画 (令和3年(2021)3月策定)

史跡キウス周堤墓群保存活用計画の上位計画である教育振興基本計画においては、策定時に史跡キウス周堤墓群を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産推薦資産であった立場から施策項目「世界文化遺産登録と資産保護の取組の推進」を掲げ、「縄文遺跡群世界遺産登録推進本部・同推進会議の構成員として、登録審査に対応した取組を推進し、世界遺産としてユネスコが認める保護水準を維持した資産保護の取組を進めます。また、キウス周堤墓群が持つ普遍的価値を次世代に向けて確実に継承していくため、資産の適切な公開・活用を推進します。」をその概要として「包括的保存管理計画に基づく資産の経過観察(モニタリング)」「遺産影響評

価」「市民団体等との連携・協働による公開・活用の取組」を主な取組としている。

ウ 千歳市第2期都市計画マスタープラン（平成24年（2012）策定）

本マスタープランでは、全体構想における景観まちづくりの基本的な考え方として「地域の資源となる景観の保全（景観の骨格を形づくる森林・河川、農村景観、その他歴史的・文化的資源など、守るべき景観資源の保全）」を掲げており、史跡が所在する千歳市北東部においては、良好な農村景観の維持保全とともに、地域の歴史的資源としての史跡景観の保全が求められる。

エ 千歳市緑の基本計画（平成18年（2006）策定）

緑の基本計画では、史跡のある中央地区を含む「夕張山系に連なる馬追丘陵の森林」は、緑地の保全及び緑化の推進のための施策で、緑づくりの5つの方針のひとつ「多様な連携で森林、樹林地や水辺の環境をまもり伝える」の下、「森林所有者の意向を尊重しつつ、森林環境の保全に努める」とされ、総合的な緑の配置方針の基本的な考え方である、千歳市の都市の緑をかたちづくる3つの骨格のひとつに位置づけられている。

環境保全機能の配置方針では、基本的な考え方として、周辺の農地とともに「快適な都市環境の形成に寄与している市街地外周の自然環境は、農林業との調和を図りながら、計画的に保全」するとされており、史跡の環境保全に寄与する大切な観点ととらえていく必要がある。

4 広域関連整備計画

千歳市には豊かな自然とともに数多くの文化財が残されている。後期旧石器文化、縄文文化、続縄文文化、擦文文化、アイヌ文化に属する遺跡は約300か所を数え、国指定文化財には、史跡2か所（ウサクマイ遺跡群・キウス周堤墓群）、重要文化財3件（動物形土製品・土面・北海道美々8遺跡出土品）、市指定文化財には、史跡1か所（美々貝塚）、有形文化財3件（磨製石棒・男性土偶・蕨手刀）がある。埋蔵文化財以外では、市指定物件として、近世以降の歴史と文化を伝える有形文化財3件（山線鉄橋・駅通看板・釜加神社弁財天御厨子）、無形文化財1件（泉郷獅子舞）と、アイヌの人々が伝承してきた無形文化財1件（アイヌの伝統的芸能と工芸技術）がある。アイヌの古式舞踊は国の重要無形民俗文化財にも指定されている。

これらの文化財は、個々には所有者及び管理団体、保持団体が保存しており、全体的な状況・状態の把握について市教育委員会埋蔵文化財センターが行っている。

史跡キウス周堤墓群と同時期に国史跡に指定された史跡ウサクマイ遺跡群は、面積が146haにも及ぶ広大な史跡で、これを構成する21遺跡のうち公開しているのはウサクマイC遺跡1か所である。今後、保存活用計画の策定や出土遺物の再整理を始めとする学術的価値の整理など、取り組むべき課題は少なくない。

千歳市が管理する国史跡は仮に定めた見学環境で公開・活用されており、来訪者に史跡の本質的価値の理解を促すためには確実な保存を前提とした見学環境を作る必要がある。

市史跡美々貝塚は保存施設等の整備を経て貝層の断面を公開し、活用している。千歳市が所有する重要文化財（考古資料）は動物形土製品1件であり、現在千歳市埋蔵文化財センターで複製品を展示している。今後、実物を公開していくための環境・体制の整備が必要である。埋蔵文化財包蔵地では、該当地を盛土保存して住宅街の公園としている事例が2例見られるが、ここでは遺跡の内容が利用者に周知されていない課題がある。

そうした史跡や埋蔵文化財に係る全体的な課題を洗い出し、中長期的な取組の中に位置づけていく必要がある。

市内には、これら文化財のほか、文化財の調査研究及び保存を行うとともに、その活用を図るため設置された千歳市埋蔵文化財センターがあり、ここでは出土文化財・解説パネルの展示、体験活動を通して、千歳の先史文化が解説されている。市街地を流れる千歳川ではサケの遡上を間近に見ることができ、自然科学系施設であるサケのふるさと千歳水族館、千歳さけますの森さけます情報館においても、人と自然との関わりが展示説明されて

いる。

千歳では、こうした文化財や文化的資源等を保存・活用することによって、地域（千歳・石狩低地帯・北海道）の先史文化を理解し、その価値を享受することができる。史跡キウス周堤墓群の本質的価値の理解はこれに資することであるから、正しい理解を促すため史跡整備を行う。また、それらの理解を深めるためには、市域全体を視野に入れた文化財・文化的資源等の連携した保存・活用の取組が必要となる。それゆえ、史跡キウス周堤墓群の整備においても、常に市域全体を視野に入れて取組を進めていくこととし、この取組が市域全体の文化財の保存と活用を推進する力となるよう、配慮していく必要がある。

第4章 基本方針

1 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

千歳市は、市民と連携・協力し、史跡キウス周堤墓群についての調査研究を推進して、史跡の本質的な価値を構成する遺構・遺物の確実な保存を図るとともに、周堤墓という特徴的な構造を持ち縄文文化最大級の規模を有する墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観の保全を図り、ここで引き出される史跡の価値や魅力を広く伝え、史跡を我が国の歴史の中に正しく位置づけると同時に、市民に愛される史跡・市民の身近な文化的資産「市民遺産」として、まちづくり・地域づくりに活用しながら、市民と一緒に次代へ継承する。

◆整備のテーマ

縄文文化最大級の墓地群を映す史跡景観の協働継承～キウスにしかないものとしての価値の享受～

(2) 基本方針

ア 本質的価値の確実な保存と次世代への伝達

(7) 保存管理の方針と、そのための施設の整備の方針

史跡を確実に保存管理するためには、その位置及び範囲を明示して周知に努める。そのため文化財保護法第115条に記された施設である標識・説明板・境界標を設置し、既存樹木の整理（伐採）などの防災対策を実施する。

(4) き損又は衰亡の状態に対する復旧（修理）の方針

国道337号の縦貫によるキウス2号周堤墓及び4号周堤墓等のき損箇所について、当面は道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、今以上の史跡の価値の低下や遺跡の損壊を招かないよう経過観察を実施して保存管理を進める。

「保護を要する範囲」（史跡キウス周堤墓群保存活用計画）において追加指定・公有化がなされた場合には、キウス11号周堤墓の切土整地されて周堤が消失した北半部分について、見せ方（遺構表現）を検討する中で修復を考慮する。

イ 本質的価値の顕在化

史跡に関する学術的情報を専門家のみならず来訪者全員にわかりやすく説明し、史跡の有する価値を伝達するため、野外において遺構の展示及び表現等を行い、説明板等により適切な情報提供を行うことに加えて、出土遺物及び関連資料等を屋内に展示し、来訪者に必要な情報を提供することができる屋内施設を設置する。

(7) 整備の方針

ここでは、現状において極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえ、除草・伐採等の維持的措置などにより遺構の形態を明確化することを始め、修景等により景観を整える。

(4) 案内板、「ガイダンス施設」等の設置の方針

来訪者が効率よく史跡を見学、活用するために史跡を構成する要素の近傍及び動線との関係から必要となる場所に、園路・広場・解説板・案内板などの公開・活用施設を最小限設置する。史跡指定地の隣接地に、史跡が属する時代の歴史や文化を学習するための補完的建築施設である「ガイダンス施設」を建設し、指定地の整備と一体となった情報提供及び活用、運営を行う。

ウ 地域的文脈を踏まえ、関連文化財の連鎖に注目した整備

(7) 当該史跡とその周辺地域の一体的整備の方針

史跡の指定地内と一体の価値を有する遺構が指定地の外側にも展開することが判明している「保護を要する範

困」は整備の対象地に含めるとともに、追加指定を検討し、一体の保存と活用を図ることを目指す。現状ではこの範囲が私有地であることを踏まえ、史跡景観に連なる景観として現状を保存していくことの必要性を土地所有者等に理解してもらい協力を得ることに取り組み、景観を保全していく。

指定地内と植生環境が連続性を持つ「保護を要する範囲」及び「史跡周辺区域」の環境保全は、指定地内と一体の環境形成を図る。

(イ) 当該史跡と関連する文化財その他の文化的資産及び資源との有機的な整備・活用の方針

史跡キウス周堤墓群を始めとする史跡・遺跡と自然に見る千歳の特性をいかして、連携した文化財・文化的資産等への誘導情報の整備を図り、来訪者には史跡の価値の理解をより一層深めるための、千歳らしさのある縄文文化の学習機会を提供していく。

世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の観点においては、来訪者が縄文遺跡群を一つの歴史遺産として認識できるように、各構成資産と連携した情報提供の下に「ガイダンス施設」における解説を整備して、その価値を広く伝える。また、資産保護と同時に広域的な文化的観光を推進し、広報により各構成資産への誘導案内に取り組み、価値の発信に努める。

エ 地域に根ざし、保存と調和した、望ましい活用の方策

(ア) 地域住民による活用のための各種の施策

地域住民が日常的に千歳の歴史及び文化に接する場の提供として、遺構及び史跡景観の保存を前提に史跡を開放する。この空間において、いつでも地域住民が安全で快適に過ごし、史跡の本質的価値を理解できるように、サイン・ガイダンス展示の設置や広報・ガイド活動を通じて史跡の案内・解説を行い、実際の縄文時代の集団墓地群が目に見える形で現存する魅力を地域へ周知していく。

ここでは、地域住民の文化的活動の場としても親しまれるように、また学校教育と連携した小中学校の校外学習としての活用も目指し、ボランティア研修会や体験学習会などのプログラムを検討していく。

(イ) 地域外の住民との交流のための各種の施策

遺構及び史跡景観の保存を前提として、歴史や文化の教育的な場になり得る文化的観光資源としての活用を目指し、他の地域資源と包括し、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の観点からの情報発信も組み入れて、観光客の集客に向けた取組を行う。また、外国語解説の導入などインバウンドに向けた対応を検討していく。

オ 地域づくり及びまちづくりの核として位置づけ、歴史及び文化の側面からの適切な誘導

千歳市は、継続的な調査・研究を核とし、研修会・学習会や講座・講演会等の開催など多彩な史跡キウス周堤墓群の保存活用の取組をとおして、広く地域の方々や市民の運営への参画を求めつつ、地域の方々や市民ボランティアを恒常的に支援していくとともに、次代の担い手の育成が行われ、市民から市民へと発展的に活動が継承されていく体制の円滑な組織化をサポートしていく。

将来的には、市と市民が連携し、史跡キウス周堤墓群が国の史跡であると同時に市民の身近な文化的資産である点に注目し、それぞれの能力を最大限発揮することができる史跡の管理・運営を目指していく。そして、これが史跡キウス周堤墓群のみならず、市域全体の文化財の保存と活用を推進する力となることを目指していく。

また、そうした管理・運営体制は、協働の精神をまちの礎とする千歳にあって、協働の原点を今の風景に見せている巨大な縄文墓地群を、千歳を象徴する「市民遺産」として、将来に継承していく動力にもなっていく。

第5章 整備基本計画

1 全体計画及び地区区分計画

(1) 全体計画

ア 整備の対象とする範囲

本計画の対象とする範囲は、史跡指定地と、史跡キウス周堤墓群保存活用計画の対象とした「保護を要する範囲（現時点で史跡指定地と同等の遺構の存在が確認でき、追加指定を目指す区域）」・一部の「史跡周辺区域」である。

イ 将来像を含めた全体の構想

全体構想として、来訪者が整備後に目の当たりにすることができる周堤墓群が作り出す「特異な」史跡景観において、キウス周堤墓群にしかない縄文時代の広大な墓地群の有り様を理解し、この地に展開した縄文文化の一端を体感することができるような整備を行う。ここでは極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されているという特質を踏まえ、墓域における往時の空間の使われ方（個々の・複数の埋葬空間＝周堤墓（群）の規模と位置関係）を表現することに主眼をおき、空間を構成する要素である周堤墓を現在の遺存状況のまま保存展示し、また一部は復元を行い、あわせて墓地群に付随する道跡を表現して、墓地群の構造を理解できるように整備する。

来訪者の動線には、周堤低下部の位置及び通路状遺構、「浅い谷」地形から推測される周堤墓を連絡した「往時の動線」と、周堤墓（群）の分布や構成、立地する地形といった特徴を理解するために設けた現在の視点に基づく「活用上の動線」を設定する。動線上に遺跡保存のための最小限の園路を設けて来訪者の誘導を図り、効率のよい見学、活用のために要所に広場・見学ポイントを設け、解説板を付設して、本質的価値の理解を促す。

史跡指定地の隣接地においては「ガイダンス施設」を建設し、指定地の整備と一体となった情報提供及び活用、運営を行うとともに、便益施設及び駐車場を整備して、来訪者の利便性の向上を図る。

(2) 地区区分計画

史跡指定地を中心とした整備の対象範囲について、基本方針を実現していくため、史跡の本質的価値を構成する諸要素の分布状況及びそれらと緊密に関係する諸要素のあり方から、「遺構区域」「森林区域」「民家区域」「公道区域」「ガイダンス施設」区域の5つの区域を設定する（図15、表7）。遺構区域は、指定地内のA地点、B地点（細分：B1・B2・B3）、指定地外「保護を要する範囲」のC地点（細分：C1・C2・C3）に、森林区域は、指定地内のA地点、B地点、指定地外「保護を要する範囲」のC地点に細分される。

また、対象範囲は主に指定地内の土地所有状況や土地利用状況の関係から、計画の実行性の観点において「早期に整備を図るべき区域」「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」「営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域」「当面の間は現状保存を図り、追加指定を目指すべき区域」の4つに区分けされる（図16、表7）。

「早期に整備を図るべき区域」は、前段の遺構区域B2地点のほか、「ガイダンス施設」区域及び両者を結ぶ動線範囲に当たる森林区域B地点を含めた範囲で、いずれも土地の要件等が公開・活用の条件に適う。この区域を対象として第I期整備事業として実施を計画する。それ以後の整備は、追加指定等の状況に応じて検討していく。後節における細計画は「早期に整備を図るべき区域」を主体に述べていく（表8）。

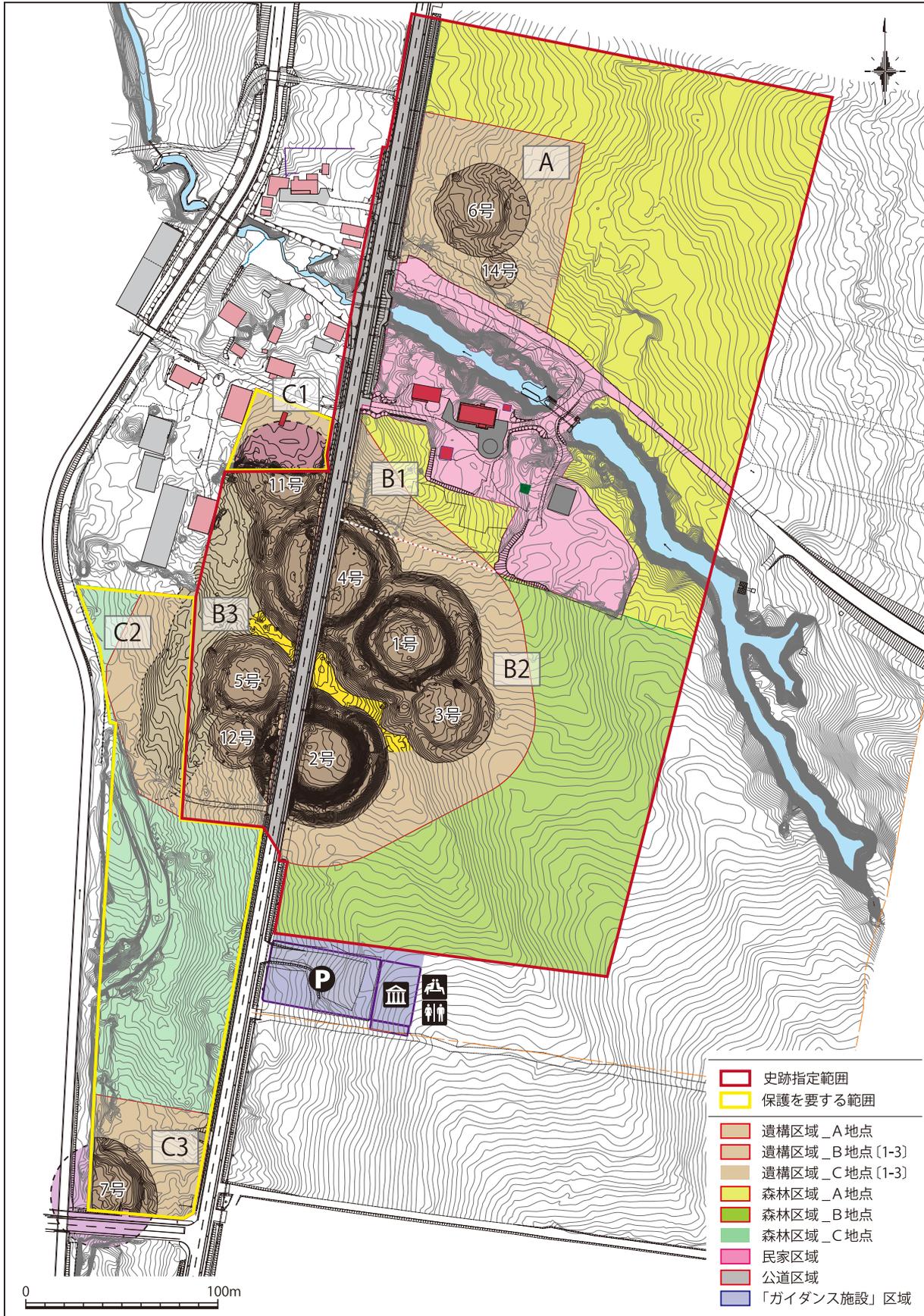


図 15 地区区分計画図

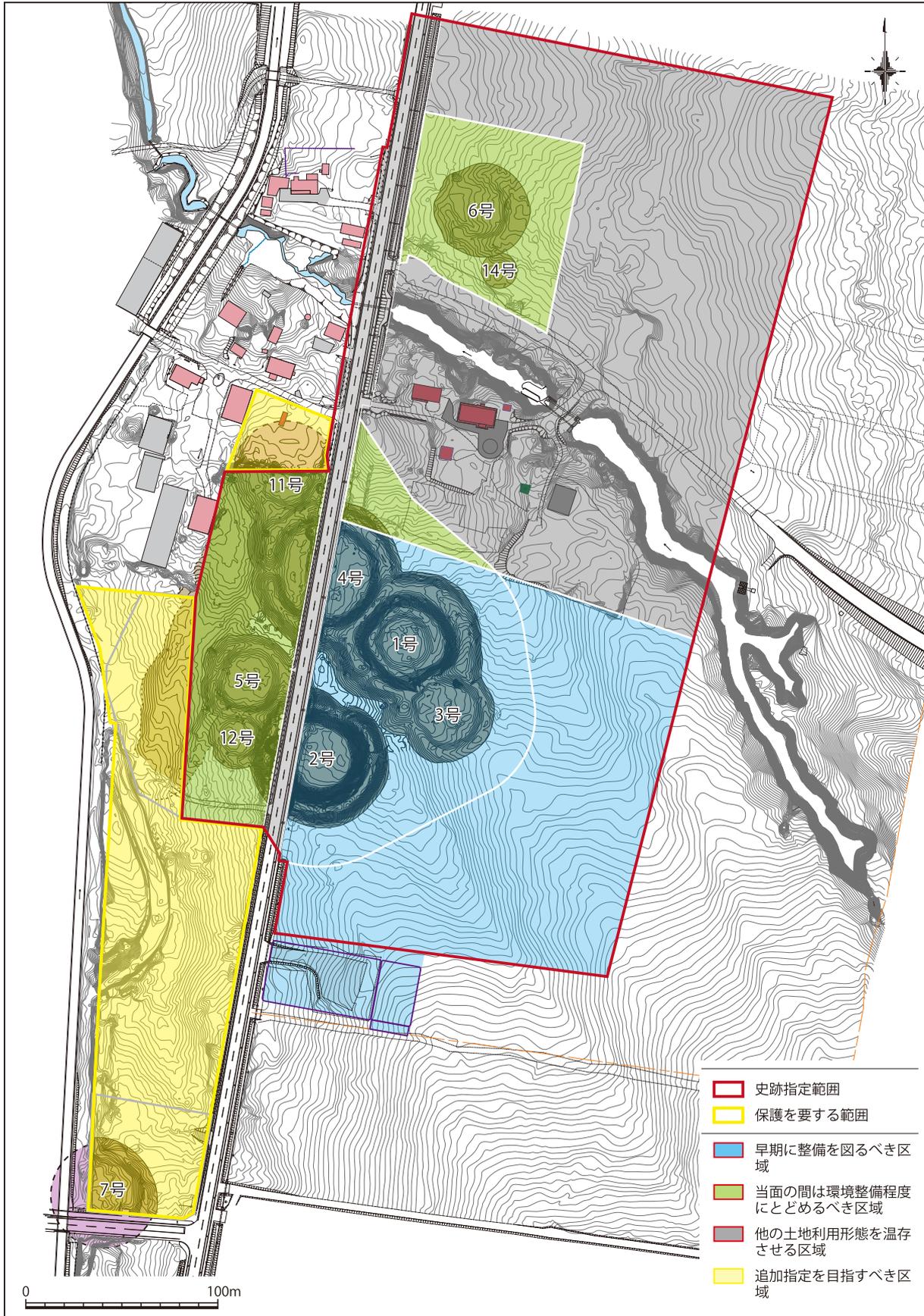


図16 整備区分計画図

表7 地区区分計画

史跡範囲	空間区分（ゾーニング）計画	地区区分		土地所有	特 性
史跡指定地	当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	遺構区域 (地上表出)	A地点	民有地	・土地所有者の生活区域 ・周堤墓（群）が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」
	営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域	森林区域	A地点	民有地 公有地	・土地所有者の生活区域 ・施業林（民有地） ・水路（チャン川に接続する無名川）（市有地）
	営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域	民家区域		民有地	・土地所有者の生活区域 ・すまい（住宅・倉庫等）
	当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	遺構区域 (地上表出)	B 1 地点	民有地	・土地所有者の生活区域 ・周堤墓（部分）が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」 ・キウス4号周堤墓周堤の一部が該当する。
	早期に整備を図るべき区域	遺構区域 (地上表出)	B 2 地点	公有地	・周堤墓（群）・「浅い谷」地形（道跡？）が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」 ・縄文時代の大規模墓地群を彷彿とさせる景観がある。
	当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	遺構区域 (地上表出)	B 3 地点	公有地	・周堤墓（群）・通路状遺構が地上に表れている。「極めて特徴的な構造を持つ縄文時代の大型墓地の集合体であることが地上に表されている」 ・縄文時代の大規模墓地群を彷彿とさせる景観がある。
	早期に整備を図るべき区域	森林区域	B地点	公有地	・自然林（落葉広葉樹林）
	営林地等の他の土地利用形態を温存させる区域	公道区域		公有地	・国道337号 ・公道の下に、周堤を欠失した状態で、遺構地区B地点から続く周堤墓群が遺存する。
〔保護を要する範囲〕 史跡指定地外	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	遺構区域	C 1 地点	民有地	・雑種地 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・キウス11号周堤墓の北半部が遺存する可能性地である。
	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	遺構区域 (地上表出)	C 2 地点	民有地	・自然林 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・遺構区域B地点から続く通路状遺構が地上に表れている。
	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	森林区域	C地点	民有地	・自然林 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・未調査であり、埋蔵文化財の遺存状況は不明である。地表に遺構は確認されていない。
	当面の間は現状保存を図る・追加指定を目指すべき区域	遺構区域 (地上表出)	C 3 地点	民有地	・自然林 ・現在、所有者等による積極的な利用は認められない土地である。 ・キウス7号周堤墓が地上に表れている。
史跡指定地外 史跡周辺区域	早期に整備を図るべき区域	「ガイダンス施設」 区域		公有地	・史跡指定地に隣接する。 ・現在、来訪者用駐車場（砂利敷き）と、これに続く自然林の一部区域である。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地（キウス12遺跡）の一部である。詳細分布調査により、周堤墓と同時代の遺構は確認されず、遺物は極めて少量の分布を示す区域である。

公開・活用の時期	整備方針
将来（公有化後）	【当面】 ・所有者が行う除草等の維持的措置により遺構の形態を明確にして景観を整えることを継続する。 【将来】 ・地上に表出していない遺構（キウス14号周堤墓）について遺構の表示を行う。 ・地域住民（所有者）による保存の来歴を紹介するポイントとする。
—	土地所有者の居住と生業の維持及び水路の公益性の確保を前提としつつ、史跡の保存管理に当たる。 【当面】 ・所有者の協力により、現状の景観・地形を維持する。 【将来】 ・所有者の了解を得て、遺構区域A地点～B1・B2地点を結ぶ見学経路として一部を使用し、無名川沿いに地形説明ポイントを設ける。
—	土地所有者の居住と生業の維持を前提としつつ、史跡の保存管理に当たる。 【当面】 ・所有者の協力により、現状の景観・地形を維持する。 【将来】 ・所有者の了解を得て、遺構区域A地点～B1・B2地点を結ぶ見学経路として一部を使用する。
将来（公有化後）	【当面】 ・所有者が行う除草等の維持的措置により遺構の形態を明確にして景観を整えることを継続する。 【将来】 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
本計画	【本計画】 ・除草、伐採等の維持的措置や修景などにより遺構の形態を明確にして景観を整える。 ・景観を損なわないよう施設（園路・広場・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
将来： 国道西側区域の公開・活用は、「保護を要する範囲」の追加指定・公有化の進捗状況をふまえ検討。	【当面】 ・除草、伐採等の維持的措置により遺構の形態を明確にして景観を整える。 【将来】 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
本計画	【本計画】 ・縄文時代の周堤墓が造られた時代に、周堤墓が造られなかったエリアが樹林地であったかどうかはわからないが、往時の植生を想像しうる森林景観として、現状の景観・林相・地形を維持する。手を入れず天然更新を促す。 ・「ガイダンス施設」区域～遺構区域B2地点を結ぶ見学経路及び管理用道路を設置する。 ・千歳市域の自然植生としての姿を残す。
将来	道路の公益性の確保を前提としつつ、史跡の保存管理に当たる。 【当面】 ・道路脇の遺構のモニタリングを継続する。 ・ガードレール等の設置など車両の路外逸脱防止策の協議を検討する。 【将来】 ・将来的な構想として、キウス2号・4号・5号・11号の各周堤墓等について修復を行い、遺構区域の一体的な景観をつくる。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・キウス11号周堤墓北半部について修復を行い、遺構区域の一体的な景観をつくる。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・除草、伐採等の維持的措置や修景などにより遺構の形態を明確にして景観を整える。 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群がつくりだす「特異な」史跡景観を来訪者が目の当たりにすることができる環境をつくる。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・遺構区域B地点～C地点を結ぶ見学経路を設置する。 ・一体の価値を有する遺構が確認された場合には、遺構の性格等を踏まえ遺構の表現等の整備を検討する。
将来（追加指定・公有化後）	【当面】 ・土地所有者等の同意、協力を仰ぎ、現状保存を維持する。 ・保存目的の確認調査を経て、追加指定を目指す。 【将来】 ・除草、伐採等の維持的措置や修景などにより遺構の形態を明確にして景観を整える。 ・景観を損なわないよう施設（園路・解説板等）を配置して、見学ポイント等から周堤墓群からなる墓域の広がり（分布と構成）を理解できるポイントとして整備する。
本計画	【本計画】 ・「ガイダンス施設」などを建設し、指定地の整備と一体となった情報提供及び活用、運営を行う。 ・便益施設、駐車場を整備し、来訪者の利便性の向上を図る。 ・導入部に案内板を設置して、公開区域が来訪者に分かるような手立てを講ずる。

表8 細計画と対象区域

細計画			早期に整備を図るべき区域			当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域	他の土形態を温存させる区域	追加指定を目指す区域	その他区域	
			遺構区域 B 2地点	森林区域 B 地点	「ガイダンス施設」区域					遺構区域 A/B1/B3地点
2 遺構保存に関する計画	(1) 破損及び劣化又は風化の防止対策に関する基本的な考え方	ア 保存管理のための施設の設置	(ア) 標識			●				
			(イ) 説明板			●				
			(ウ) 境界標					●	[公道]ほか	
			(エ) 囲い		●	●				
		イ 植生管理	●			●		[A/B1/B3]		
		ウ 来訪者の誘導・規制	●	●						
	エ 国道通行車両の路外逸脱の防止						●	[公道]		
	(2) き損又は衰亡している場合の復旧（修理）の在り方についての方向性・目標					●	●	[11号]		
	(3) 適切な区域の追加指定についての方向性と目標						●			
3 動線計画	(1) 見学者動線・管理用動線	ア 見学者動線	●	●						
		イ 管理用動線		●	●					
	(2) 来跡動線	ア 車両動線							●	
									[市内]	
4 地形造成に関する計画	(1) 地形復元		●			●		●		
	(2) 公開・活用のための施設		●	●	●				[11号]	
5 遺構の表現に関する計画			●			●				
						[B1/B3]				
6 修景、植栽及び植生管理に関する計画			●	●		●				
						[B3]				
7 案内・解説施設に関する計画	(1) 案内板				●					
	(2) 解説板		●	●	●					
8 管理施設及び便益施設に関する計画	(1) 管理施設	ア 維持管理施設			●					
		イ 管理運営のための建物			●					
	(2) 便益施設	ア 休憩施設	●		●					
		イ トイレ・手洗い・水飲み			●					
		ウ 緑陰	●							
9 公開・活用及びそのための施設に関する計画	(1) 公開・活用施設	ア 園路	●	●	●					
		イ 広場	●							
	(2) 「ガイダンス施設」				●					
	(3) その他の施設	ア 多目的広場			●					
イ 管理ヤード				●						
		ウ 駐車場			●					
10 周辺地域の環境保全に関する計画							●	●		
								[周辺区域]		
11 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画	(1) キウス4遺跡・キウス7号周堤墓						●	●		
	(2) 千歳市埋蔵文化財センター							●		
	(3) 史跡ウサクマイ遺跡群・美々貝塚ほか							●		
	(4) 「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産							●		
								[市内]		
12 整備事業に必要な調査等に関する計画	(1) 発掘調査		●	●						
	(2) 植生調査	●	●			●				
	(3) 測量調査	●	●	●						
	(4) 地盤調査	●	●	●		●				
						[B3]				
13 公開・活用に関する計画	(1) 公開		●	●	●					
	(2) 活用		●	●	●					
14 管理・運営に関する計画	(1) 管理・運営体制の基本的な考え方		●	●	●					
	(2) 維持管理計画		●	●	●					
	(3) 運営計画		●	●	●					
15 事業計画			●	●	●					

2 遺構保存に関する計画

(1) 破損及び劣化又は風化の防止対策に関する基本的な考え方

本史跡の本質的価値を構成する遺構には、周堤墓、通路状遺構、土坑墓がある。これらは、国道337号が史跡を縦貫する箇所を除き、その全体が腐植土や火山灰といった陸成堆積物からなる「被覆土」に約60cmの厚さで覆われている。周堤墓及び通路状遺構は現地形と一体となり、その姿を地上に表出しているが、本史跡において周堤墓等の遺構を覆っている「被覆土」は単なる遺構の保護層にとどまるものではなく、現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた今日の史跡景観を形成している重要な要素（「史跡の本質的価値を構成する要素に準ずる要素」）であることから、遺構とともに「保存」の対象として扱う。

本史跡は、史跡指定地内における現状変更等（現状変更及び保存に影響を及ぼす行為）の取扱いに基づき、厳正な保存が図られている。遺構に影響を及ぼす発掘調査と史跡整備はその必要性を十分検討し、慎重な計画と遺構保存・史跡景観への適切な配慮の下に実施することとしている。

その上で、遺構及び「被覆土」の破損及び劣化又は風化の防止対策に関する基本的な考え方は、保存管理のための施設の設置、植生管理、来訪者の誘導・規制及び国道通行車両の路外逸脱防止である。

ア 保存管理のための施設の設置

史跡を確実に保存管理するためには、その位置及び範囲を明示して周知に努める必要がある。来訪者に対して史跡の護るべき価値と護るべき範囲を周知するものとして、標識、説明板、境界標を設置する。

これらの保存施設は、「史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則」（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号）に基本的な仕様が定められている。この規定を基本としつつ、設置に当たっては本史跡の具体的な保存管理方針に基づき、地下遺構の適切な保存及び景観への適切な配慮の下に、それぞれふさわしい位置・工法・材料及び意匠等を検討する。

(7) 標識

標識は、文化財保護法により史跡に指定されていることを現地で示す上で重要なものである（写真16）。したがって、標識の設置に当たっては史跡の保存と活用の観点から、指定地への導入部となる「ガイダンス施設」区域の多目的広場付近を適切な位置として検討する。

(イ) 説明板

説明板は、文化財保護法により指定された史跡の価値及び範囲等を現地において伝達する上で重要なものである（写真17）。「ガイダンス施設」区域の多目的広場における設置を検討する。

(ウ) 境界標

境界標は、指定に係る地域の境界線が屈折する地点及び主要な地点に設置して、史跡の指定範囲を現地において明示する上で重要なものである。現在、令和元年（2019）の追加指定範囲に係る境界標が土地境界標を除いて仮木杭を代替品としており、今後これら7基ほどの正規境界標への交換設置が必要となるが、施設の設置の時機については、追加指定地の公有化の進捗状況や地積測量の可否を踏まえて適切に判断していく。



写真16 標識の事例（特別史跡大湯環状列石）



写真17 説明板の事例（史跡阿光坊古墳群）

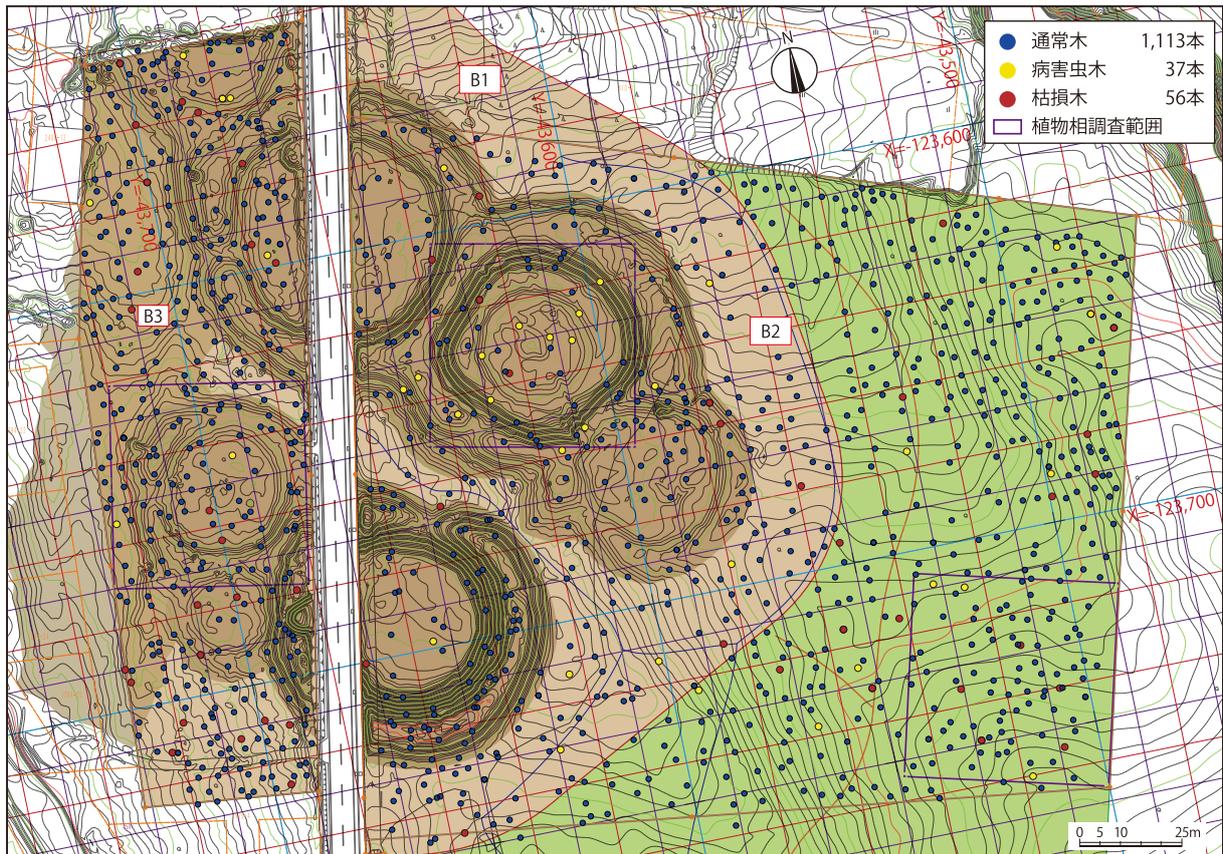


図 17 立木調査図 (中央 2777 番・2778 番。令和元年調査)

(工) 囲い

囲いは史跡が森林環境下にあることから設置せずに、その代わりに「ガイダンス施設」区域において、林帯の切れ目となる園路出入口（多目的広場及び駐車場通路）に簡易なロープ柵又はチェーン柵等を設置して、非公開時の人の侵入を防ぐことを検討する。

イ 植生管理

周堤墓（群）は周辺の自然及び地形と一体となった構築物であるため、保存のための維持管理が不可欠である。風倒木及び樹根が原因となる遺構等のき損防止策として、既存樹木の整理を行う。これは「早期に整備を図るべき区域」である遺構区域 B 2 地点及び「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」の遺構区域 B 3 地点を対象とする（図17）。私有地である遺構区域 B 1 地点（「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」）については、所有者の樹木整理に対する理解と協力を求めていく。

既存樹木の整理は、現地表面の起伏で遺構の形状を視認できる範囲（周堤外縁から 3 m 外側までの範囲）について、既存樹木を人手により伐採（皆伐）、搬出し、その株は除去しないで残置して自然に腐朽させる。伐採は年間最大約 30 本を伐採本数の目処とするが、B 2 地点で約 270 本、B 3 地点で約 350 本が対象となり、数量が多く、また樹高 15～20 m 程の高木が多数含まれていることから、実施に当たっては長期的な期間を考えていく。景観の急激な変化を避けるため、公共座標を基準とする 10 m 方眼の区画を設定して、各区画内の森林密度が等しくなるようにして伐採を進めていくが、施設設置工程を考慮しながら、周堤天端・法面箇所を優先的に整理する。生育状態の観点では、枯損木・病虫害木（B 2 地点で約 20 本・B 3 地点で約 30 本）を早急に伐採する。それ以外の既存樹木の伐採は胸高直径 20 cm、樹高 15 m 以上を基準とし、生育状態を見ながら実施していく。既存樹木の整理は伐採のほか、遺構上に実生木等の萌芽が見られた場合は発見次第これを除去する。

この遺構区域B2・B3地点では、遺構の表現等の目的で林床の草本を刈り払うが、除根（すきとり）せず草本が地表面を被覆する状態を維持することにより、遺跡を覆う表土の地表面を安定させ、雨水・表面排水等による「被覆土」の流亡を防止して、遺跡の確実な保存を図る。周堤墓範囲の既存樹木がほぼ整理されている遺構区域A地点（民有地。「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」）及びB1地点においても、周堤墓の現状確認のために、土地所有者の理解と協力を得て、草本の刈り払いを実施していく。

ウ 来訪者の誘導・規制

周堤墓（群）が現地形に遺存しているため、整備後の活用に伴って来訪者の踏圧等が地形と一体となった遺構及び「被覆土」並びに史跡景観に負の影響を及ぼすことがないように、来訪者を適切に誘導し、行動範囲を限定するため、来訪者動線に園路・広場などの公開・活用施設を設置する。公開・活用の条件に適う遺構区域B2地点及び森林区域B地点の一部を対象とする。

本史跡では、周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌が、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていることから、周堤墓を構築するために縄文人が選んだ土地の特徴もこれに反映されている。したがって、これを理解するためには、周堤墓の外側のある程度の範囲の地形を周堤墓群の地勢と一体的に捉える必要がある。ここでは周堤墓群が巨大であるため、その範囲は少なくとも周堤外縁から20mほど外側までの範囲である必要がある。地形は史跡の本質的価値を構成する要素であるから、特に遺構の立地を示すこの範囲の地形については、地表を掘削して地形の起伏をき損することなく、周堤墓や通路状遺構と一体的に保存していく必要がある。

それゆえ、遺構及び地形、「被覆土」の保存を前提とする施設の設置に当たっては、周堤外縁から約20m外側までの範囲においては、地形の起伏をそのままに設置が可能な空中架設を基本的な構造・工法とする。これ以外の範囲においても、設置に際しては遺構に負の影響を与えないことのない、かつ地形の改変範囲（「被覆土」の掘削範囲）を必要最小限とする構造・工法とする。

エ 国道通行車両の路外逸脱の防止

史跡指定地を縦貫する国道からの車両の路外逸脱による遺構のき損防止策について、道路管理者との管理協定に基づく協議の中で検討していく。

(2) き損又は衰亡している場合の復旧（修理）の在り方についての方向性・目標

「他の土地利用形態を温存させる区域」における国道337号の縦貫によるキウス2号・4号・5号及び11号の各周堤墓のき損箇所について、当面は道路の存在が地域社会にもたらしている意義を踏まえ、今以上の史跡の価値の低下や遺跡の損壊を招かないよう経過観察を実施して保存管理を進める。車両の史跡内通行に伴う荷重・振動や道路施設の経年劣化が遺構に及ぼす影響について、特に国道脇の遺構の状態を注視していく。これに異常が発見された場合には、道路管理者と協定に基づき協議を行い改善を図る。

「保護を要する範囲」（「当面の間は現状保存を図り、追加指定を目指すべき区域」）において追加指定・公有化がなされた場合には、11号周堤墓の周堤が消失した北半部分について、残存する遺構の状態に基づき、周堤の復元を行うのか、周堤を復元しないで堅穴部分・くぼみ内墓坑の見せ方に重きを置くのかなど、遺構の表現と合わせて修復を検討する。

(3) 適切な区域の追加指定についての方向性と目標

史跡指定地に隣接する「保護を要する範囲」に本質的価値を構成する遺構と同一・同等の遺構が確認されることから、史跡のより万全な保存を目指す観点からは現状の指定地に不足があると判断される。

したがって、この区域については、土地所有者等の協力を仰ぎ、同意があり次第、保存目的の確認調査などを実施して、本質的価値を構成する遺構の態様に基づき追加指定を図る。

3 動線計画

(1) 見学者動線・管理用動線

ア 見学者動線

(7) 全体的な構想

見学者動線は、「ガイダンス施設」区域（「ガイダンス施設」・多目的広場、見学者用駐車場）を起点として、各遺構区域を結ぶものである。遺構等のあり方から往時の周堤墓を連絡した動線が推定される場合には、空間構成上の本質を理解するため、この「往時の動線」を来訪者動線として設けるほか、遺構に依拠して史跡の特徴を理解するための視点に基づく動線「活用上の動線」を設置する（図18）。

「往時の動線」は、遺構区域B地点（～C2地点）において、群在する周堤墓群の西側縁辺部で地上に表出して、4号・5号・12号の各周堤墓周堤低下部が面する「通路状遺構」箇所と、これに接続して1号・3号と2号周堤墓の間を走り、これら周堤墓の周堤低下部が面する「浅い谷地形」箇所である。往時の視線をなぞり、墓地群の光景を彷彿させる体験的な視点を提供するものである。

「活用上の動線」は、遺構区域B地点（～C2地点）において「往時の動線」と接続し、周堤墓（群）の外周をめぐり、ここと「ガイダンス施設」区域（駐車場を含む）と結ぶ。加えて、遺構区域B地点と、ここから離れた遺構区域A地点及びC3地点とを結ぶことを計画する。周堤墓群の構造や立地環境などを理解するための学習的視点を提供するものである。

なお、周堤低下部に位置すると推定される周堤墓内部空間への往時の動線については、遺構及び史跡景観の保存の観点から、施設を設置することによって遺構及び史跡景観に与える負の影響が大きいと考えられるため、来訪者動線（「往時の動線」）に設定しないこととする。

「往時の動線」と「活用上の動線」の表記については、一般の来訪者にはなじみの薄い言葉であるため、案内板等で説明する場合、親しみやすい名称に変更することを検討していく。

(4) 第I期整備計画の動線と見学ポイント

第I期整備計画の範囲においては、対象区域である遺構区域B2地点及び森林区域B地点に見学動線を確保する（図18）。これは「ガイダンス施設」区域（駐車場→「ガイダンス施設」・多目的広場）を起点として、3号周堤墓の南東地点で「浅い谷」地形の両側に立地する周堤墓群を見渡せるポイント（VP②）を経由して、3号周堤墓から2号周堤墓の南東側を通過して起点に戻る反時計回りのルートの基本として、この見学ポイント（VP②）から2本の動線を拡張する。1つは「往時の動線」で、北西方向の浅い谷を歩き2号周堤墓北側の見学ポイント（VP④・VP⑤）に赴くもの、もう1つは「活用上の動線」で、3号周堤墓から1号周堤墓の外縁を歩いて1号周堤墓の北側の見学ポイント（VP③）に赴くものである。

見学ポイントは、来訪者に本史跡の本質的価値の理解を促すため、1）周堤墓が立地する地形の特徴、「浅い谷」地形（「往時の道」）と鈍頂な尾根地形が説明される地点（VP①）、2）周堤墓群の連なりを見て、最大級の規模を有する周堤墓が群在することが理解される地点（VP②）、3）1号周堤墓を中心として、周堤墓群の連なり（周堤の共有）が説明される地点（VP③）、4）2号周堤墓の内部を覗き、構造の特徴が理解される地点（VP④）、5）史跡の公開範囲が限定的である中で、道路に分断された2号周堤墓・4号周堤墓の連続性を看取でき、国道西側へ続いて広がる周堤墓群及び「浅い谷」地形と、これに接続する「通路状遺構」の様子を通じて、全体として広域な墓地の集合体を形成していることが理解される地点（VP⑤）の5か所を検討する。

イ 管理用動線

管理用動線は、伐採幹・枝の搬出等、日常の維持管理のための動線である。これを使用しての維持管理作業が来訪者の見学や安全性・快適性の確保等に支障を来さないようにするため、見学者用動線とは別に設ける（図

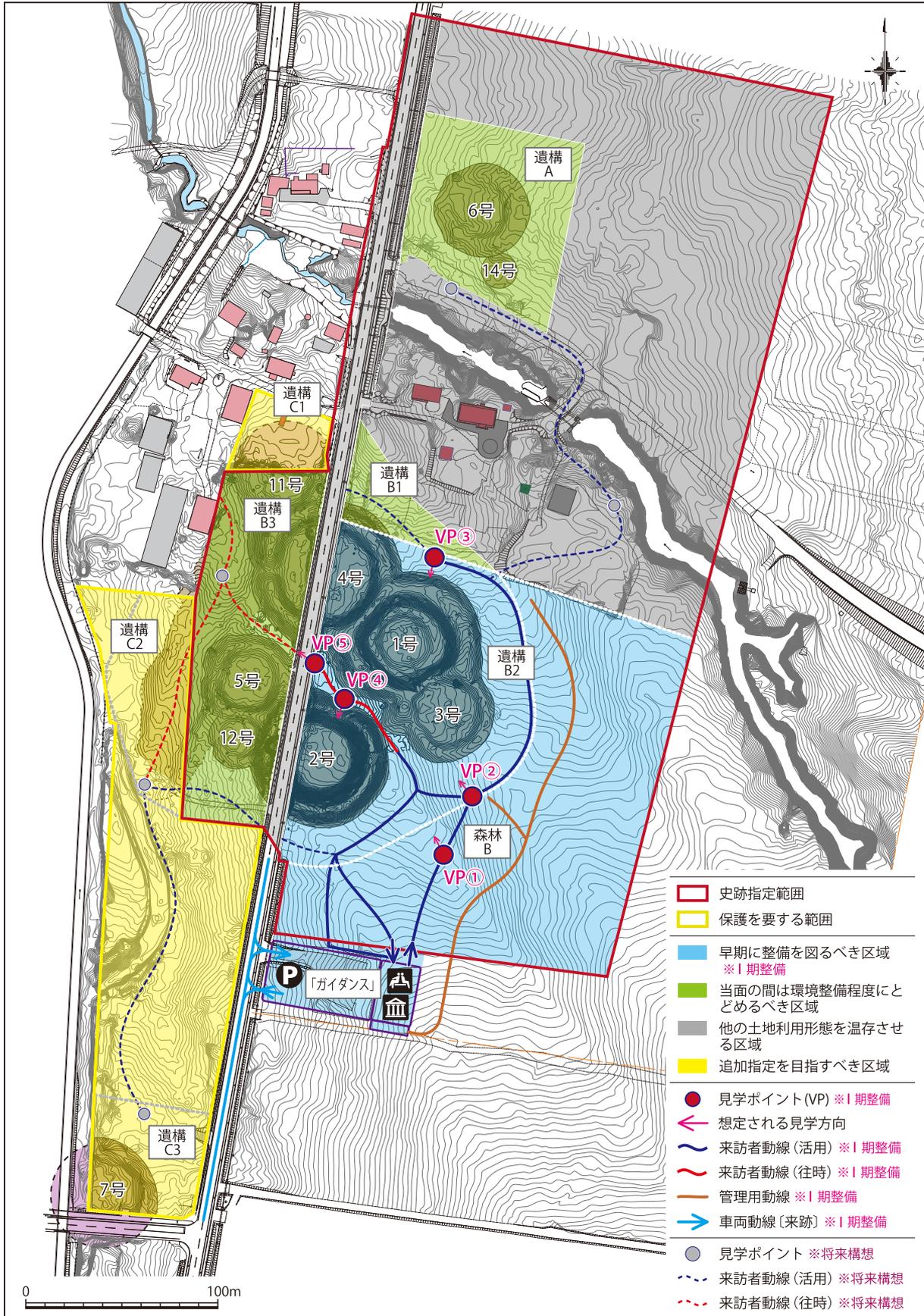


図 18 見学者動線・管理用動線計画図

18)。「ガイドンス施設」に南隣する管理ヤードを起点・終点、公有地境界（民家区域と森林区域B地点との境）を折り返し点として、森林区域B地点内に公開・活用する遺構区域B2地点の東側をとりまくように配置する。

(2) 来跡動線

ア 車両動線

本史跡の近傍に公共交通機関がないため、史跡への来訪手段は主に自動車の利用である。直接の来跡動線は、本史跡を縦貫し見学者用駐車場が接する国道337号である。史跡はこうした立地にあるため、来訪者が市内はもとより市外からもアクセスしやすい道路環境にある。

国道337号は、本史跡を起点として、上りは千歳市街地方面へ、下りは長沼町・江別市方面へ至り、史跡から約8km南西の市街地において国道36号（札幌市一室蘭市）、道道支笏湖公園線と接続する。また、国道337号は見学者用駐車場から南へ300～700mの区間において、千歳市埋蔵文化財センターからの経路である市道中央都線のほか、北海道横断自動車道の道東自動車道千歳東インターチェンジ及び地域高規格道路（自動車専用）の道央圏連絡道路（国道337号バイパス）泉郷道路中央ランプと接続しており、これらの路線が市内・市外からの主要な動線として設定される。

スムーズな移動を促す情報を提供して、これらの路線を利便性の高い動線として整備するため、史跡の交通案内板・標識を千歳東インターチェンジ、泉郷道路中央ランプ付近を中心に郊外5地点及び市街地での設置を計画する（図19）。市街地方面では道の駅・千歳水族館や新千歳空港、支笏湖温泉などの集客施設からの動線をわかりやすくするため、国道36号及び国道337号での設置を検討する。

4 地形造成に関する計画

(1) 地形復元

地形復元とは、自然の成因によるものか、人工的な造成によるものかの違いを問わず、史跡のかつての地表面の起伏を復元的に造成することである。本史跡において、かつての地表面の起伏は「被覆土」に覆われて周堤墓及び通路状遺構の形状と一体となり、現地表面に表現されていて、周堤と中央部のくぼみ、及び相互の配置が作り出す地勢・地貌は現在に至る史跡（遺跡）の形成過程を示すとともに、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡（遺跡）景観をなしていることから、本質的価値の保存についての基本的な考え方にに基づき、遺構区域B地点における現在の遺存状況をそのまま保存していく。したがって、遺跡の表現について地形復元は行わないこととする。

「保護を要する範囲」（「追加指定を目指すべき区域」）におけるキウス11号周堤墓について、切土整地されて周堤が消失したその北半部分の遺存が確認されて追加指定・公有化がなされた場合には、キウス11号周堤墓当該箇所の保存及び遺構表現において、盛土造成による地形復元（周堤と中のくぼみの「修復」）もひとつの手法として検討する。この際には、盛土厚と周辺地形との調和について十分配慮するとともに、地被植物等による表面の被覆など雨水等による盛土（土砂）の流出を防止する必要がある。

(2) 公開・活用のための施設

遺構区域B2地点及び森林区域B地点において、地表面に敷設する園路及び管理用道路（砂利敷き）の路床の形成を行うために、現状の地盤面に盛土等を施して地形を造成する。史跡景観を形成する重要な要素である「被覆土」の保存及び地形・史跡景観の保全の観点から、盛土等については必要最小限の規模とする。

史跡指定地外の「ガイドンス施設」区域においては、「ガイドンス施設」及び多目的広場等、各種構造物等の支持基盤の形成を行うために、現状の地盤面に盛土等を施すなどして、駐車場と一体となった地盤整備を行う。

5 遺構の表現に関する計画

遺構区域B地点において、周堤墓（群）及び通路状遺構は形態及び相互の配置が地勢により現地表面に表現されていることから、B2地点においては周堤墓（群）を現在の遺存状況のまま「展示」することとして、現地形に表出している遺跡の形態上の特質を視覚的に把握しやすくするために、修景（樹木の伐採等）を行う。

また、周堤内の土坑墓についての遺構表現は、周堤墓の構造（中央部のくぼみ（墓域）に土坑墓があること）を見える形でわかりやすく伝えることができる良好な露出展示方法である。しかし、過去の発掘調査が部分的で土坑墓群の全体像が判明していない。そのため見学者に誤解を与える可能性があることから、今後新たな情報を収集しながら適切な遺構表示の時期や内容・表現方法を検討していくこととする。

6 修景、植栽及び植生管理に関する計画

修景とは、史跡の空間が持つ各種の効果を高めるために、新たな緑化植物を植栽し又は既存植生を制御・整備することをいう。本史跡の場合は森林環境下であり、公有地（遺構区域・森林区域）においては縄文時代後半期の推定植生に近い落葉広葉樹林となっていることから、既存植生の制御・整備を基本的に行う。

ここでは、現状の地形に史跡としての本質的価値が表れていることから、遺構区域B2・B3地点を対象として、遺構の破損又は劣化の要因を取り除いて保存を確実にする（2(1)イ 植生管理）とともに、遺構の規模・形態を明示して現状の地形に表出している遺跡の形態上の特質を視覚的に把握しやすくするため、また林床環境を適度に維持するために、遺構の周辺については必要最小限の修景を行う。下層植生の乏しい林床環境は、降雨時に地表流が発生し、土壌が流出することがある。適度に陽光が入り、下草が維持され、林地面が荒らされず、常に落葉が地表面を被覆する状態で、ササ類や外来種の侵入を防いでいく。

修景は、現地表面の起伏で遺構の形状を視認できる範囲（周堤外縁から3m外側までの範囲）については前述したとおり既存樹木の伐採（皆伐）であり、この範囲の外側の樹木については、適度な緑陰の配置や見学ポイント、園路からの眺めに配慮しつつ、上部空間が開放的となりすぎることにより林床へのササなどの侵入がないよう間伐（除根なし）や枝払いを計画する（図17）。緑陰や林床等のために残す樹木はつる切り等を行って育成を図り、天然更新を促す。

遺構区域B2・B3地点全体の林床の草本は、遺構の輪郭及び地形の起伏（地勢）が不明瞭にならないように、またB2地点においては園路が不案内にならないよう、春期～夏期に2～3回刈り払う。残置倒木・伐採木は、史跡景観や周堤墓の見学に負の影響を与えることがないよう、支障箇所からの撤去を検討する。

園路・見学ポイントを設定する森林区域B地点では、遺構区域とのつながりにおいて視界の閉鎖と開放を取り混ぜたメリハリのある空間を創造するために、樹林に手を入れず天然更新を促して自然林の状態を維持するが、施設付近では来訪者の安全を確保するための除草や倒木・枯損木等の除去を行う。

外来植物が今後確認された場合には、現状の林相を維持するため、これを取り除く（樹木の除根なし）。

7 案内・解説施設に関する計画

案内・解説施設は、史跡見学の導入部に当たる「ガイダンス施設」区域の多目的広場及びここを起点・終点とする来訪者動線上の見学ポイントに、必要最小限の数量をもって配置する（図20）。施設の設置に当たっては、史跡が持つ本質的価値の保存に十分留意し、景観面では施設の高さ・色彩・材料等に配慮し、史跡の空間構成及び個々の構成要素の視覚的印象を阻害することのないようにする。特に周堤墓群の範囲内での設置には配慮が必要であり、場合によってはリーフレット等に解説機能を代替することも考慮に入れておく。

(1) 案内板

案内板は、来訪者に対して敷地内に所在する史跡の本質的価値を構成する諸要素及び便益施設等の諸施設の所



写真18 案内板の事例(1) (特別史跡大湯環状列石)



写真19 案内板の事例(2) (特別史跡大湯環状列石)



写真20 案内板の事例(3) (史跡常呂遺跡)

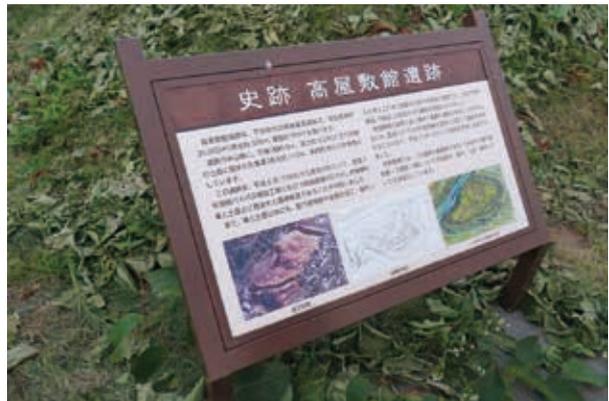


写真21 解説板の事例(1) (史跡高屋敷遺跡)



写真22 解説板の事例(2) (史跡阿光坊古墳群)



写真23 解説板の事例(3) (史跡大船遺跡)



写真24 遺構表示板の事例 (特別史跡大湯環状列石)



写真25 誘導標の事例 (史跡阿光坊古墳群)

在を示して、史跡の中を適切に誘導するためのものである（写真18～20）。「ガイダンス施設」区域の多目的広場における設置を検討する。

誘導標は園路の分岐箇所のほか、駐車場から多目的広場への案内用にも設置を検討する（写真25）。また、注意、禁止、告示、危険予防等の事項を記した認知のための掲示板も適宜設置することを検討していく。

史跡名称を表示した車両向けの大型サインとして、園名板を「ガイダンス施設」区域の駐車場入口付近への設置を検討する。

(2) 解説板

解説板は、史跡の全体もしくは各個別の遺構に関する内容及び本質的価値に関する情報を、文字・図版・写真等によって補足的に伝達するものである（写真21～24）。多目的広場には保存管理のための施設「説明板」としてあり、遺構区域B 2地点～森林区域B地点の各見学ポイント（見学デッキ及び「広場」）には、景観に配慮して最小限の大きさとした「解説板」を1基ずつ、合計5基の設置を検討する。

これらでは、最大級の規模を有する周堤墓が群集して国道の両側に広がり、史跡は全体として広域な墓地の集合体を形成していること、構築時の外観を現地表でもそのまま確認することができ、縄文時代の墓地群の有り様を反映させた史跡景観をなしていること、周堤墓群は地形や往時の道との関係性を持って配置されていること、1号・2号周堤墓の発掘状況等を解説する。

現在、見学路入口にある「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産としての解説板は、整備においてはオリエンテーションの場である多目的広場に移設する。

8 管理施設及び便益施設に関する計画

史跡への来訪者が快適に見学できるように、必要最小限の休憩施設、トイレ・水飲み、照明等の施設を設置する。

(1) 管理施設

ア 維持管理施設

維持管理施設は、いずれも史跡指定地外の「ガイダンス施設」区域に設置する。史跡の保存に影響を与えない位置・設備・工法を選択する。

(7) 防災設備

警報装置（機械警備）、防火設備、消火設備（消火器、屋内消火栓設備）は「ガイダンス施設」に設置する。防火設備、消火設備の設置は、建築基準法や消防法等法令に基づく。

(4) 水道設備

水道設備は、飲水及び手洗い、施設清掃等に必要の水を供給するための給水設備を設置する。国道歩道下の既設水管から新たな配水管を分岐させ、駐車場南縁に配管、埋設して「ガイダンス施設」・多目的広場まで引き込む。

(7) 照明設備

照明設備は史跡の夜間利用を想定しないため、「ガイダンス施設」近辺での秋期通行の安全確保及び治安維持のために必要最小限の範囲で設置することを検討する。

(イ) 「ガイダンス施設」諸設備等に電力を供給するための電気設備

電気設備（配管・配線等）は、国道沿い西側の既設電線から「ガイダンス施設」区域に引き込む。電力線は、「ガイダンス施設」区域では景観への配慮から駐車場南縁箇所での地中埋設を検討する。ハンドホール、マンホールを配管・配線の管理を目的に設置する。

(オ) 管理用道路

管理用道路は、「ガイダンス施設」付設の管理ヤードを起点・終点とする森林区域B地点内の管理用動線に設置する（図20）。砂利舗装で、1号周堤墓付近まで延びる主線のほかに、「広場」付近に接続する支線も検討す

る。先端部で折り返しが可能な車両用道路（2tトラック対応）の仕様を検討する。道路の両脇は幅1mの間隔をもって樹木を伐採する（除根なし）。

(カ) 私有地との境界柵

遺構区域B2地点とB1地点との土地の境界にロープ柵等を設置して、来訪者の私有地への立入を防ぐ。

イ 管理運営のための建物

管理棟、用具等の倉庫は単独の建物とせずに、「ガイダンス施設」にその管理機能を併設する。

(2) 便益施設

ア 休憩施設

ベンチは、遺構区域B2地点の見学ポイント「広場」に2基、指定地外「ガイダンス施設」区域の多目的広場に2基の設置を検討する（図20）。

イ トイレ・手洗い・水飲み

史跡指定地外「ガイダンス施設」区域に設置する。トイレ・手洗いは「ガイダンス施設」内に、水飲みは多目的広場、清掃用水場は管理ヤードに設置を検討する。トイレは、男子用・女子用・身障者用（ファミリー用兼用）の別とする。

ウ 緑陰

史跡の環境を良好に保つために設置する樹木である。史跡指定地内での既存樹木の整理において、遺構区域B2地点での遺構範囲外で、見学ポイント・「広場」からの眺めや園路の位置等を考慮しながら設定する。

9 公開・活用及びそのための施設に関する計画

(1) 公開・活用施設

来訪者が史跡を見学して、その本質的価値を学習するために必要な施設である。史跡見学の導入部に「ガイダンス施設」・多目的広場を設置し、これを発着点とする遺構区域B2地点及び森林区域B地点の見学者動線上に、園路及び見学デッキ、「広場」を配置する（写真26～33参照）。園路は耐凍害性を考慮し、「都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン」【改訂版】（平成24年（2012）3月 国土交通省）に基づき、バリアフリー対応とする。

ア 園路

園路の設置に当たっては、公開・活用区域をバリアフリー対応とするため、適切な緩勾配を確保し、幅員を2.0mとして計画する（図20）。園路は回遊式ではないため、終点部となるVP③やVP⑤では、混雑の緩和を目的に複数の来訪者がスムーズに折り返すことが可能となるスペースを設ける。また、周辺となじむような彩度の低い色を選び、素材についても自然素材を基調とする。

周堤外縁から約20m外側までの範囲においては、遺構及び「被覆土」の保存及び地形と一体となった遺構群の地勢・地貌の保存を前提として、遺構の表現と明確に区別するため、園路は地表面を掘削しない空中架設を基本的な構造・工法として、素材においても全体の景観と調和する「木道」の採用を検討する（写真26～29）。「木道」は地盤より0.2～0.5mの高さを想定する。

周堤墓から距離を持つ森林区域の林床においても本来史跡保護の観点から園路として空中架設・自然素材によるものが望ましいが、これの将来的な管理性の観点から全経路での導入は難しいため、この箇所において園路は遺構に負の影響を与えることのない、かつ地形及び史跡景観に与える負の影響を最小限とする構造・工法の「舗道」の採用を検討する（写真30～32）。路床形成に伴う「被覆土」の掘削範囲及び地形改変範囲（盛土等）を必要最小限として、現地がなだらかに傾斜しているため舗装高は現地盤とほぼ同じ高さとすることが可能である。舗装材はバリアフリー対応の脱色アスファルト舗装、ウッドチップ舗装（ウッドチップを樹脂で固めた舗装）、土系自然色舗装を候補として検討する。脱色アスファルト舗装はウッドチップ舗装、土系自然色舗装と比べて、

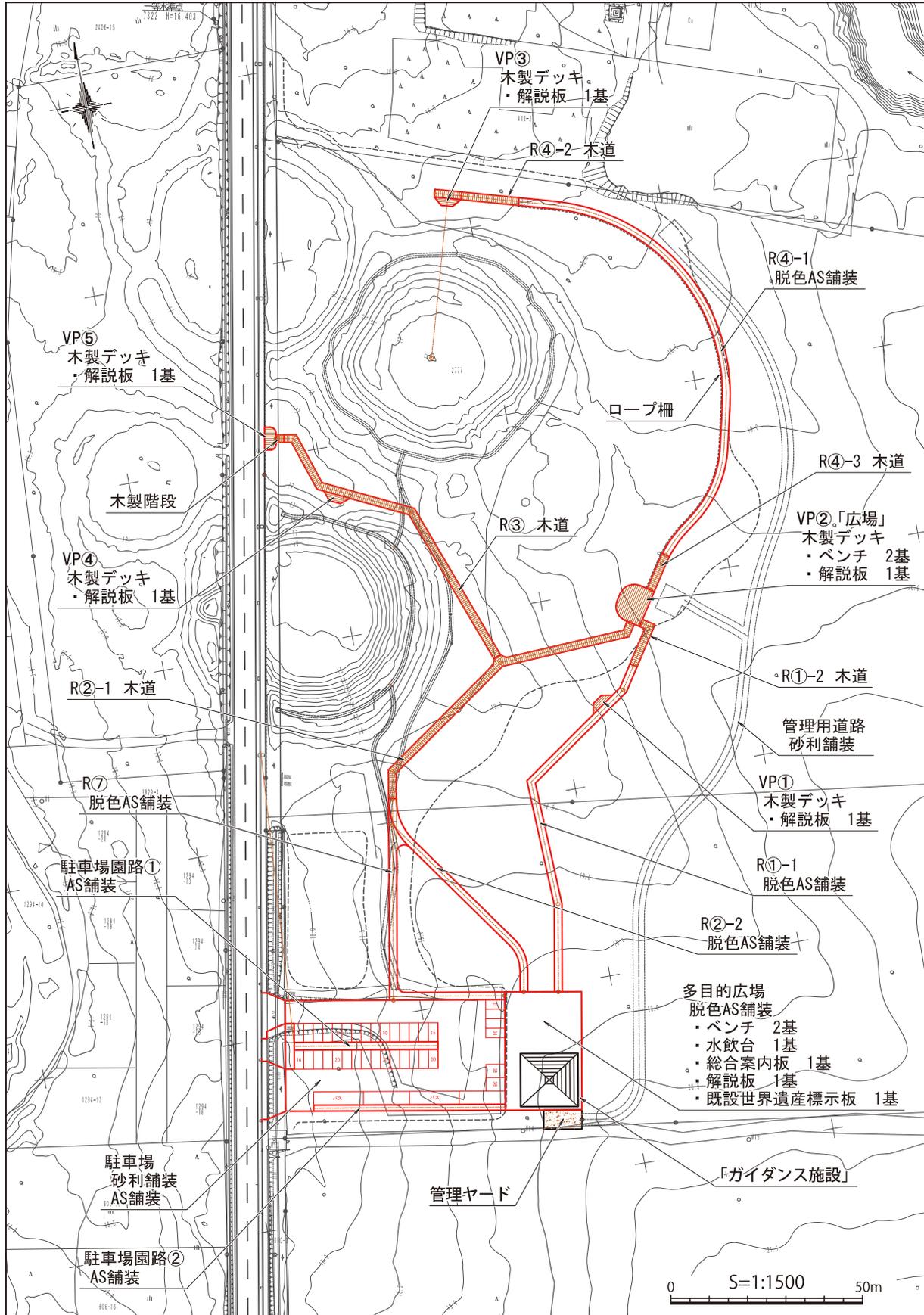


図 20 園路計画図



写真26 園路「高架木道」の事例(1) (パンケ沼園地: 木材+木材)



写真27 園路「高架木道」の事例(2) (津別町民の森: 鋼材+再生木材)



写真28 園路「高架木道」の事例(3) (下サロバツ園地: 木材+木材)



写真29 園路「高架木道」の事例(4) (西岡水源池: 鋼材+再生木材)



写真30 園路「舗道」の事例(1) (特別史跡三内丸山遺跡)



写真31 園路「舗道」の事例(2) (史跡大船遺跡)



写真32 園路「舗道」の事例(3) (史跡北黄金貝塚)



写真33 見学デッキの事例 (特別史跡大湯環状列石)

車椅子対応、長寿命化、経済性の面で優れるが、維持管理性で劣る（補修材が割高である）性質を持つ。

見学デッキは見学ポイントに設ける（写真33）。木製デッキ構造とし、園路と同様の地上高を想定する。解説板を各1基付設する。

森林区域B地点の園路では、その両側1mずつの幅をもって樹木を伐採し（除根なし）、空間を確保する。

イ 広場

来訪者の休憩、団体見学の案内等の活動に供される施設である。見学者動線上、多目的広場から入り森林区域を出たところ（3号周堤墓南東地点）の見学ポイントVP②に設置する（図20）。木製デッキ構造とし、約50人が集合可能な広さを持ち、解説板1基、ベンチ2基を付設する。

(2)「ガイドンス施設」

「ガイドンス施設」は、史跡が属する時代の歴史や文化を学習するための補完的建築施設である。ここで史跡の本質的価値や歴史的背景、往時の姿などを説明パネル・模型・出土品等を利用して、見学者にわかりやすく説明するものである。

施設整備については、調査・研究により得られた最新の成果を常に展示にいかし、広大な縄文墓地群の往時の風景を彷彿とさせる史跡景観を目の当たりにすることができる場所で史跡のガイドンスを展開していくことが、史跡に対する深い理解と縄文文化の効果的な学びにつながっていくものであることから、史跡を訪れた方が見学に併せてその理解を深めることができる施設を、史跡を感じる空間に整備する必要がある。

ア 施設計画

「ガイドンス施設」は、1) 展示・情報発信機能、2) 活用機能、3) 管理・運営機能、4) 便益機能の各機能を有する施設を想定する。

- 1) 展示・情報発信機能については、史跡の概要をガイドンスするため、及び史跡の継続的な調査・研究に基づく積極的な情報発信を行うために、十分なスペースの確保を検討する。
- 2) 活用機能については、小規模な講演会や学習会の開催に対応できる機能、小中学生の校外学習等による団体利用のための機能、また雨天時に団体利用者が休憩や昼食など多目的に利用できる機能などを想定し、十分なスペースの確保を検討する。
- 3) 管理・運営機能については、施設の管理・運営を行うための事務室窓口機能や、市民ボランティアの活動拠点としての機能を設けることを検討する。また、維持管理作業やボランティア活動等で使用する道具・用具類を収納・保管する機能を設ける。
- 4) 便益機能については、来訪者の利便性に供するため、トイレ・手洗い等を設置する。

これら機能に基づき、施設内の空間区分（ゾーニング）は次のとおりとする。

- ・導入部門（受付、風除室、エントランスホール）
- ・解説展示部門（テーマ展示室）
- ・活用部門（多目的研修室）
- ・サービス部門（休憩室、トイレ・手洗い）
- ・管理部門（事務室、管理室、倉庫）

加えて、「ガイドンス施設」には、文化財の展示施設として耐火性・耐震性を有する構造と適切な防火設備・防犯設備の設置が求められる。

施設の整備に当たっては、史跡及びそれを取り巻く自然景観と調和したデザインを検討するとともに、多様な来訪者に対応できるように、ユニバーサルデザインにも配慮する。

これらを踏まえ、建物は平屋建て、建築面積は200㎡程度の規模を想定する。

建設場所は史跡指定地の南側隣接地で、駐車場の東側隣接地を予定する（図20）。

イ 展示計画

(7) 展示方針

「ガイダンス施設」における展示機能は、史跡キウス周堤墓群を訪れた方々が、史跡の見学に向けて、また体験活動への参加に向けて、史跡キウス周堤墓群と千歳の縄文文化について事前学習を行う公開・活用の導入施設として重要な役割を担う。

このことを踏まえ、展示では史跡キウス周堤墓群の本質的価値や特色を発信し、同時にこれまで蓄積してきた発掘調査の成果を活用して市内の他の縄文遺跡についてガイダンス展示を行い、千歳の縄文文化の魅力を発信していく。千歳の縄文文化の魅力発信については、埋蔵文化財センターでの体系的な展示や美々貝塚保存施設の実物の展示など市内関連施設と関連付け、それぞれの役割を明確にし、来訪者を他の施設に誘うような発信に努める。なお、発信に当たっては、整備のテーマ「縄文文化最大級の墓地群を映す史跡景観の協働継承～キウスにしかないものとしての価値の享受～」を柱とし、市民ボランティアと協働で検討する。

(4) 展示計画（案）

「ガイダンス施設」における展示構成案は、次のとおりである（表9）。

表9 「ガイダンス施設」展示構成（案）

項目	細項目
1. 千歳の縄文文化	1) 縄文文化の概要
	2) 千歳の歴史年表
	3) 地質・地形と遺跡分布図
	4) 市内縄文遺跡の概要（写真・解説パネル）
	5) 周堤墓の概説
2. 史跡キウス周堤墓群	1) 保護の歩み（写真・解説パネル）
	2) 発掘調査の成果（写真・解説パネル）
	3) キウス周堤墓群の本質的価値（写真・解説パネル）
	4) キウス周堤墓群と周辺遺跡（写真・解説パネル）
	5) 出土品展示（土器・石器・土偶・石棒など）
	6) 史跡模型展示
3. 北海道・北東北の縄文遺跡群	1) 世界文化遺産の概要
	2) 北海道・北東北の縄文遺跡群の概要
	3) 縄文遺跡群の中のキウス周堤墓群
4. 情報発信	1) 史跡キウス周堤墓群の最新情報（史跡整備情報等）
	2) ボランティア情報

(7) 展示手法

継続的な調査・研究に基づく積極的な情報発信に向けて、展示替えを容易に行うことができる自由度の高い可変展示の手法を検討する。また、来訪者の理解を深めるために、ハンズオン展示の手法やグラフィック機器などの効果的な導入について検討していく。さらに、海外からの観光客の来訪も視野に入れ、外国語表記の導入や二次元コードを活用した外国語解説への対応等を検討していく。

(3) その他の施設

ア 多目的広場

多目的広場は、史跡見学のオリエンテーションの場及び休憩の場として、史跡見学の導入部に当たる「ガイ

ダンス施設」に隣接した屋外に設ける（図20）。舗装床とし（園路と同材を検討）、総合案内板・説明板・「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産看板（移設）及びベンチ・水飲みの設置を検討する。

イ 管理ヤード

維持管理作業や管理用車両の駐車等に利用する砂利舗装の場所を「ガイダンス施設」の南隣に設ける（図20）。

ウ 駐車場

来訪者用駐車場は、史跡指定地の隣接地にある既存の駐車場を利用し、拡張整備を加える（図20）。砂利舗装とし、歩行者用通路部分をアスファルト舗装する。歩行区域のみを舗装することにより、車両走行区域と歩行区域との区分を明確にして、歩行者の確実な多目的広場・「ガイダンス施設」への誘導を図る。区画の設定に当たっては、降車後の歩行者と場内の車両の動線を合わせた安全性・効率性の確保に努める。規模は令和元年（2019）度実施の史跡将来入込予測調査「同時駐車台数」における世界文化遺産登録時の予測規模（乗用車台数30台、バス台数2台）に準じて、その他に身障者や高齢者など歩行が困難と認められる来訪者に対応する優先駐車場の設置を検討する。

10 周辺地域の環境保全に関する計画

史跡の周辺地の景観はいわゆる田園景観であり、史跡指定地内から続くカラマツ林の営林地や未開墾の落葉広葉樹林等の樹林地が国道の両側で史跡の周囲を取り囲み、西側では樹林地の外側に小麦や根菜類等の畑が広がり、牧舎が建っている。

指定地と一体的な保全が求められる特定の範囲の周辺地域は、史跡指定地内と一体の価値を有する遺構が存在している「保護を要する範囲」である。この範囲が私有地であることを踏まえ、ここにおいては、キウス7号周堤墓や通路状遺構が地表面で現認されていることから「被覆土」の取扱いは慎重に行うこととし、また遺跡の立地環境を示す要素として現在の段丘地形を維持することを含めて、史跡景観に連なる景観として現状を保存していくことの必要性を土地所有者等に理解してもらい協力を得ることに取り組み、景観を保全していく。

指定地内から眺望される周辺地域は、上記の「保護を要する範囲」及び「史跡周辺区域」であり、世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」における「緩衝地帯」を包括する。これらの地域の環境保全の手法には、植物の維持管理等の技術的手法と、法的・行政的手法がある。

植物の維持管理等の技術的手法には、ひとつは、隣接地に適切な緑量の緑地帯を確保し、指定地内に対する外的な阻害要素を緩和する方法があり、もうひとつは、隣接する植生を適正に制御・改善して指定地内と一体の環境形成を図る方法である。史跡キウス周堤墓群の場合、指定地内外の植生環境が連続性を持ち、隣接地に緑地帯が確保されている現状にあり、指定地内からの眺望において視界に入りこみ眺望阻害要素となる現代の建築物・構築物の視認は緩和されている。公有地においては、園路・見学ポイントを設定する森林区域B地点では、樹林地（落葉広葉樹林）の現状が良好であることから樹林に手を入れず天然更新を促して自然林の状態を維持することを植生管理の基本としており、指定地内から連続した植生である隣接地においてもこれにならい、指定地内と一体の環境形成を図る。私有地においては、営林の過程（伐採後の植林等、森林計画の方法）でこの環境維持について所有者に理解と協力を求める。

法的・行政的手法は、景観条例等を定めることにより、史跡等の周辺地域において指定地に影響を与える可能性のある一定規模の建築物の建築や開発行為を規制していく手法である。千歳市は令和3年（2021）に景観法による「千歳市景観計画」を策定しており、景観づくりの基本方針として「史跡キウス周堤墓群などの保全につながる景観づくり」がうたわれている。史跡指定地及び「縄文遺跡群の緩衝地帯」については「景観重点区域」として建築物等の高さや形態意匠等の規制を行い、重点的に景観保全を図ることとしている（第2章3(5)イ 景観法/千歳市景観条例）。それ以外の史跡周辺においても、良好な景観づくりを進めることとしている。その中に

沿道景観軸という観点があり、国道337号を含むいくつかの幹線道路についてユニバーサルデザインやバリアフリーなどの考えを取り入れ、歩行者に配慮するとともに無電柱化を促進する方針を立てている。今後、史跡周辺の景観をより縄文時代の雰囲気を感じられるようにするため無電柱化について、関係機関との検討を行っていくこととする。

千歳市では、各種法令の所管課が参加する市内「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」を設置して「保護を要する範囲」及び「史跡周辺区域」における開発の把握や調整を行っている。史跡周辺区域については、森林区域を対象として森林機能の保全を目的とする森林法に基づき土地の現状変更や森林伐採等の行為を制限しており、また都市計画法に基づく市街化調整区域、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域に位置づけ、原則開発を禁止し、農地の転用を制限しているなど、法令による規制を伴う環境保全を推し進め、景観の一体的な保全を図る（第2章3(5)法的規制）。

地域住民、民間団体及び事業者等に対しては、「緩衝地帯」等周辺地域の環境保全について周知し、史跡周辺環境の保護意識の醸成を図っていく。

11 地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用に関する計画

(1) キウス4遺跡・キウス7号周堤墓

史跡キウス周堤墓群と関連付けるべき文化財は、キウス4遺跡とキウス7号周堤墓である（図21★印）。キウス4遺跡は、史跡指定地から南西へ600mほどのキウス川右岸の段丘上に立地する縄文時代後期後葉の集落遺跡であり、キウス周堤墓群の形成に大きく関係すると考えられる。現在、遺跡の大部分が北海道横断自動車道（高速道路用地）であるため、遺構確認調査によって保存が図られた11基のうち7基の周堤墓は橋脚やループの間に遺存するが、道路建設以前は畑地であったこともあり、発見当初から地表に周堤や竪穴部のくぼみによる起伏はなく現認されない。道路用地外には原野（民有地）に周堤墓が4基地表で確認される。キウス7号周堤墓はキウス2号周堤墓から南南西約250mの史跡範囲外民有地に所在し、現地表面の起伏でその存在を確認できる。市道中央線沿いにあり、これを挟んでキウス4遺跡の対面に位置している。この近接した両遺跡は「キウス遺跡」（大場利夫・石川徹 1967 『千歳遺跡』）の周堤墓群として史跡の価値の理解に資するものであるから、道路（国道又は市道）沿いに地権者の同意と安全対策の下、両遺跡の所在を周知する標柱などの設置を検討する。

(2) 千歳市埋蔵文化財センター

遺跡を通した千歳の歴史・文化学習の導入として、埋蔵文化財センター展示室（図21★印）と活用面などで連携し、縄文文化を中心とした市内遺跡の情報を発信するとともに、千歳の遺跡を学ぶことができる学習メニューの提供を目指す。

(3) 史跡ウサクマイ遺跡群・市史跡美々貝塚・末広遺跡

市内で縄文文化における様々な生活・活動の場面を実際に訪れて見学することができる遺跡は、史跡キウス周堤墓群以外にも存在する（図21★印）。美々貝塚では現在の海岸線から約17kmの内陸部にあつて、貝層断面を観察することで、漁撈生活を知り、縄文海進・気候変動を学ぶことができる。史跡ウサクマイ遺跡群では千歳川とその支流内別川と原生林に囲まれた原始の佇まいを体感することができる。周堤墓が存在していた末広遺跡は未発掘の範囲が盛土保存されて「遺跡公園」と称した地区公園となり市民の憩いの場となっているが、千歳川に臨む段丘地形は残り、遺跡の立地環境を知ることができる。千歳川はキウス周堤墓群と末広遺跡やウサクマイ遺跡群をつなぐ河川である。夏期から冬期にかけて縄文時代においても主要な食料資源であったと考えられるサケ類が遡上し、末広遺跡に近い川岸には道の駅に隣接したサケのふるさと千歳水族館、ウサクマイ遺跡群の直近には千歳さけますの森さけます情報館があり、サケ類の生態やサケ類と人との関わりを学ぶことができる（図21★印）。

こうした史跡キウス周堤墓群を始めとする史跡・遺跡と自然に見る千歳の特性をいかして、千歳らしさのある

縄文文化の学習機会を提供することを目指す。市街地にある末広遺跡・千歳水族館以外は郊外にあり、直接赴く公共交通機関がないことから、連携して各所への誘導情報（案内板、標識、情報パンフレット）の整備を図る。

(4)「北海道・北東北の縄文遺跡群」構成資産

世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の各構成資産と連携した情報提供の下、縄文遺跡群を一体的な歴史資産として捉えて価値を広く伝えるために、そして、来訪者が一つの歴史遺産として認識できるように、資産全体の価値や構成資産の関係性について「ガイダンス施設」において展示パネル解説を行う。また、資産保護と同時に広域的な文化的観光を推進し、情報パンフレットを整備して、道内構成資産を中心とした各地への誘導案内に取り組み、価値の発信に努める。

12 整備事業に必要となる調査等に関する計画

(1) 発掘調査

整備に必要な適切な調査範囲を選定し、その範囲内で最大限の情報の収集を目的として、保存目的及び今後の活用に供する検証目的の確認調査を計画する（図22）。記録をとり終った後には、遺構面の保存と明示を兼ねて、また将来の再調査に備え、不織布を敷くなどして十分養生を行った上で、慎重に埋め戻すこととする。現地作業、整理作業は当該年度に実施し、調査結果の公表は整備事業報告の中で行うこととする。

調査は、千歳市教育委員会が主体となり、教育部主幹（国指定史跡担当）及び埋蔵文化財センターが担当する。また、発掘調査について検討・審議するため、外部有識者を構成員とする整備検討委員会を教育委員会の附属機関として設置する。調査結果の客観的な解釈のみならず、調査範囲及び調査方法を含めた調査計画のあり方は検討委員会における十分な審議を踏まえる必要があるため、適切な時期に会議を開催する。

今後は、遺跡の内容をさらに明らかにし、その成果を展示等に活用するため、中長期的に研究目的の調査を行っていく。調査に当たっては、文化庁及び北海道教育委員会の指導・助言の下、目的・方法を十分吟味し、掘削を伴わないレーダー探査等も計画に入れて検討する。また同時に、追加指定を目指して保護を要する範囲における確認調査についても実施できるよう土地所有者との調整を図っていく。

ア 保存目的の確認調査

保存目的の確認調査は、園路・広場及び管理用道路の設置を計画する場所における遺構の有無を確認するために実施する。平成25年（2013）～29年（2017）の詳細分布調査と同様に、公共座標（平面直角座標系第Ⅱ系（世界測地系））を用いて、それぞれ20mごとのX軸、Y軸の交点を基本位置とする発掘区を必要な範囲で設定する。元文4年（1739）の地層面から手掘り（移植ごて）により発掘する。遺構が検出された場合、完掘はせず、写真及び実測図等による記録を作成する。出土した遺物は、トータルステーションで座標点及び標高を記録して取り上げる。

イ 検証目的の確認調査

検証目的の確認調査は、周堤墓の内部を対象とした過去の発掘調査の痕跡から情報を得て、遺構説明情報（野外解説板・「ガイダンス施設」展示）に反映させるために実施する。昭和39年（1964）～40年（1965）に実施されたキウス1号周堤墓及び2号周堤墓の発掘調査区を対象とする。調査は、埋め戻された土を人力で除去して過去に行われた発掘終了時点の遺構（周堤墓床面及び墓坑）を検出し、平面・土層断面を写真及び実測図等によりできる限り詳細に記録する。埋め戻された土からはフルイを使用して遺物の回収を試みる。

(2) 植生調査

樹木及び希少植物を含む草本について、分布や生育状態等、整備設計に必要な情報を得るため、令和元年（2019）の調査（図17）に引き続き、森林区域B地点の一部区域における立木調査及び遺構区域B2地点・B3地点、森林区域B地点における植物相調査（春期・秋期）を実施する。

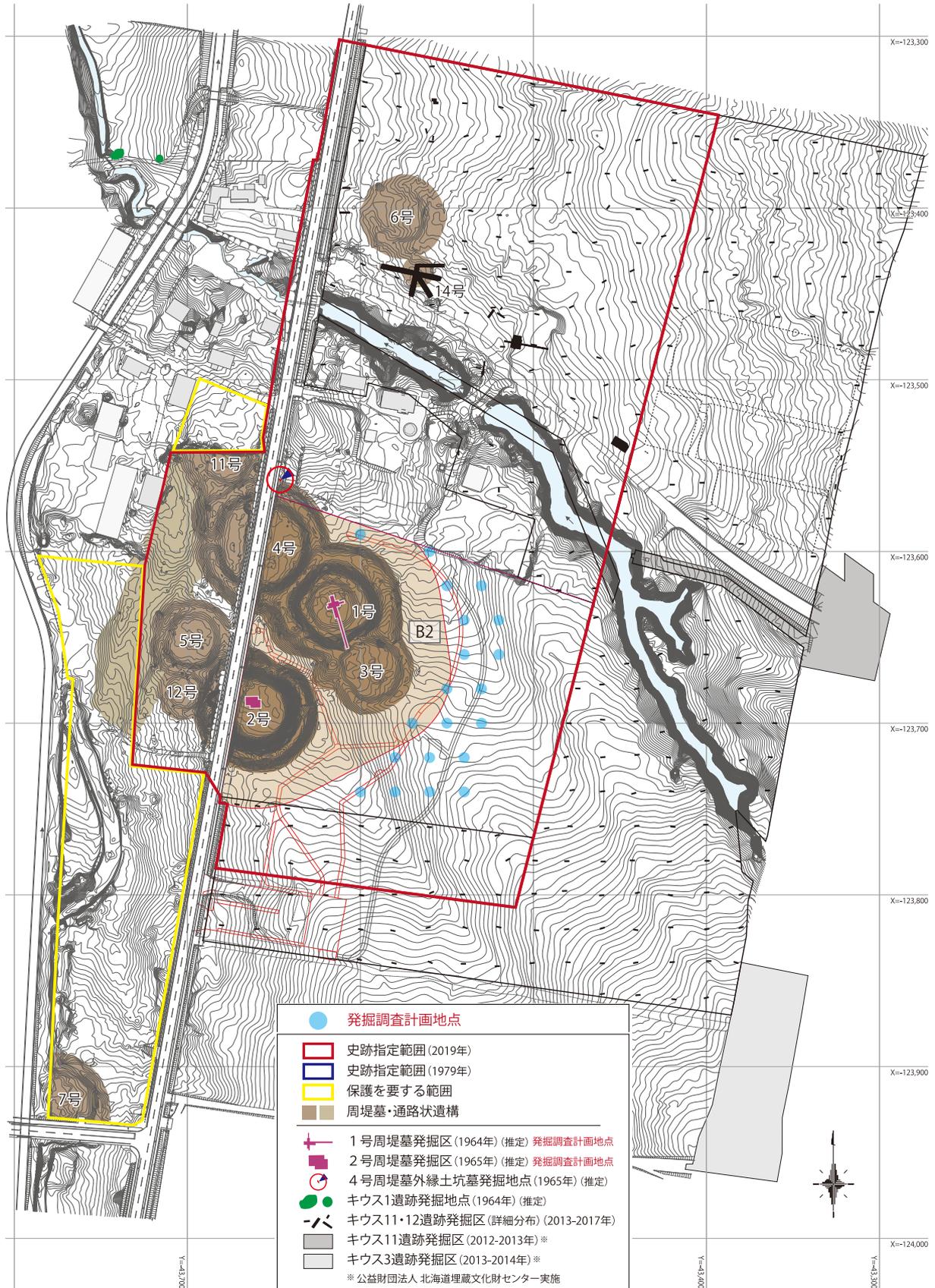


図 22 発掘調査計画地点図

(3) 測量調査

測量調査は、平成25年（2013）～29年（2017）度に作成した史跡指定地及び周辺地域の地形測量図（縮尺500分の1。指定地内周堤墓範囲とその周辺の縮尺100分の1）を基礎として、周堤上に敷いたウッドチップや林床植生の刈り払い範囲、駐車場の拡幅状況等、公開・活用を計画する遺構区域B 2地点、森林区域B地点及び「ガイダンス施設」区域において測量以降に付加された情報を得て、これらの区域の現況を把握するために実施する。

(4) 地盤調査

設置が予定される施設に対する地耐力を把握するための調査を実施する。「ガイダンス施設」から遺構区域B 2地点内「広場」にかけての任意の地点及び1号周堤墓北側又は2号周堤墓北側の地点において計画する。

13 公開・活用に関する計画

現在、史跡は未整備ながら暫定的に一部区域を開放しており、今後整備中においては来訪者の安全性・快適性を確保しつつ、遺構及び史跡景観を損なわないように範囲を限定しての公開・活用を、仮設建物を使用した解説ブースの設置を加えて継続して行い、計画内容については整備中から段階的に取り組んでいく。

(1) 公開

ア 公開の範囲

史跡の公開範囲は、遺構区域B 2地点及び森林区域B地点（部分）とする。この区域は史跡の個人所有者が生活している空間に隣接していることから、公開に際しては、見学者のモラルなどに関するルール等をあらかじめ決めておく必要がある。

イ 公開の方法

(7) 公開日・公開時間

史跡指定地の公開区域及び「ガイダンス施設」は、屋外施設のため春期～秋期に開放し、冬期は閉鎖する。公開時間は、千歳市教育委員会の所管施設として、千歳市埋蔵文化財センター展示室の開室時間に準じるが、秋期の日没時間を考慮して設定する。

○公開日	4月29日～11月23日	無休
○公開時間	4月29日～9月30日	9：00～17：00
	10月1日～11月23日	9：00～16：00

(イ) 料金の徴取

千歳市埋蔵文化財センター展示室の入室が無料であることから、史跡及び「ガイダンス施設」の見学についても無料とする。また、体験活動や講演会等のイベント参加料についても埋蔵文化財センター開催事と同様に無料とする。

ウ 案内・解説の手法

来訪者に対する史跡の案内、解説として、1) サイン、2) 広報、3) ガイド、4) 「ガイダンス施設」展示（9(2)イ 展示計画）を計画する。

(7) サイン計画

史跡キウス周堤墓群までの確実な誘導を図るため、誘導情報（案内板、標識）を市中に新設して動線の整備を行う（3(2) 来跡動線）。史跡周辺では、駐車場出入りの車両があることの注意喚起のため、指定地外国道脇の市街地方面及び長沼方面箇所にサインの設置を検討する。また、道路敷地における事故防止の観点から、注意喚起の看板設置等について関係機関との協議を検討する。

国道に面した駐車場の出入口付近には史跡の名称表示を行うとともに、駐車場から史跡への入口となる多目的広場へ案内する誘導板の設置を検討する。駐車場内の身障者駐車スペースには告示標識を設置する。多目的広場

には史跡の入口表示を行うとともに、公開範囲、見学ルート、利用マナー等公開に関する情報を表示する総合案内板を設置する。さらに、見学ルートに史跡や各遺構の概要を説明する解説板を必要最低限の範囲（見学ポイント）で設置する（7 案内・解説施設に関する計画）。なお、解説板には、モバイル型（スマートフォン・タブレットなどモバイル端末）など最新のIT技術を活用した手法の導入や、二次元コードを活用した外国語解説への対応を検討していく。

(イ) 広報計画

リーフレットの作成、ホームページの開設・更新等により、史跡及び「ガイダンス施設」の情報を随時発信していく。情報発信の際は、“発地”で必要な行き先を決めるために意思決定させてくれる情報と、“着地”で必要な旅程における隙間時間を有効に使うためのサポート情報に留意して、それぞれに有用な内容を検討し、掲載していく。また、各種イベントの開催時には、ホームページ・広報誌等を活用するとともに、チラシ・ポスター等を作成し、関連施設での配布を働きかけることにより活動内容を市内外に広く周知し、集客を促していく。なお、ホームページは外国語に対応した整備を検討していく。

(ウ) ガイド計画

来訪者に史跡の価値や魅力をわかりやすく案内、解説するため、市民ボランティアによるガイドサービスを設ける。令和3年（2021）度から千歳市（担当課：埋蔵文化財センター）と市民活動団体「キウス周堤墓群を守り活かす会」との市民協働事業として、市民の参画を得てガイド活動を始めており、これを継続して来訪者の様々なニーズに応じる解説に発展させていく。なお、インバウンドに向けた対応として、外国語対応ガイドツール等の導入を検討していく。

(2) 活用

「ガイダンス施設」を学びの導入とし、史跡キウス周堤墓群と千歳の縄文文化を発信していくとともに、史跡景観をとおして千歳特有の縄文墓地群を体感する機会を提供し、実際の縄文時代の周堤墓が現存している、目の前に見える形で群集している魅力を市民のほか、近隣地域にも広く伝えていくことを目指す。

千歳の縄文文化を体感できる史跡として、学校教育と連携した小中学校の校外学習としての活用も目指し、実物にふれ、体験を行うことによって、縄文文化の知恵や技術に気づき、現代の暮らしと縄文文化を比較することができるようなプログラムを検討していく。また、史跡の維持に関する業務についても活用し、特に植生管理において、自然を学びながら史跡に親しみを持ってもらう様々なプログラムを検討していく。

さらに、観光資源としての活用も目指し、市外からのアクセス情報や駐車可能台数等の受入情報など、SNSを利用した情報発信を充実させるとともに、観光マップへの掲載や市内観光ツアー、例えば支笏湖周辺の自然やアウトドア体験、中央地区でのグリーンツーリズムなど体験型ツアーとの提携を図るなど、観光客の集客に向けた取組を検討していく。世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の観点からの情報発信も組み入れるとともに、近隣市町村に所在する縄文時代の史跡を含めた考古学系資料館と連携した取組を検討し、千歳市や中央地区の魅力を高めていくことにより、年間およそ9,000人の方々が史跡を訪れることを想定する。

地域住民には、史跡の保存の対象・範囲及び意義・目的等の理解を促して、史跡整備に関する情報（目指すところや経過など）を継続してわかりやすく発信していく。整備計画の策定に向けて実施する発掘調査の機会には、その成果を現地説明会を通じて公開して、史跡の本質的価値を学び理解する場面の提供を行う。このような各種取組を通じて、史跡の本質的価値を理解してもらいつつ、史跡に関して興味・関心を持ってもらい、今後の史跡の保存や継承を担う市内外のサポーター的役割を持った人々の増加を図っていく。

さらに史跡に興味・関心を持ってくれた市内外の方の中から、市民ボランティアとして史跡キウス周堤墓群の継続的な学習や体験活動など活用において主体的に運営に取り組んでいく人材が育成できるような取組についても検討していく。

表10 活用計画（案）

項目	内容	対象			
		ボランティア	市民	小中学生団体	観光客
ガイド活動	千歳の縄文文化と史跡キウス周堤墓群の発信	◎	●	●	●
	「ガイド活動」施設情報・イベント情報等の発信		●	●	●
ガイド活動	ボランティア研修会、学習会の開催	●			
研究活動（学術的な情報の提供）	講座、講演会の開催		●	●	
	遺跡見学会などイベントの開催	◎	●	●	(●)
縄文体験活動	食文化の体験：どんぐりクッキーづくり	◎	●	●	(●)
	くらしの体験：勾玉・石器づくり、石器使用体験、火起こし、石斧伐採体験	◎	●	●	(●)
植生環境育成活動	伐採（石斧伐採体験）、除草（下草染物体験、外来種の学習と駆除）、清掃（落枝クラフト工房）	◎	●	●	

※ ◎はガイドや補助者としての参加を示す。

14 管理・運営に関する計画

(1) 管理・運営体制の基本的な考え方

史跡の管理は、文化財保護法に基づく管理団体である千歳市が行う。

史跡キウス周堤墓群では、史跡を適切に保存しながら市民と協働で史跡を活用していく方針の下、継続的な調査・研究を推進し、その成果に基づき史跡キウス周堤墓群と千歳の縄文文化を発信していく必要があり、史跡の管理・運営には、地域の方々や市民ボランティア等との密接な連携と取組の持続性が求められる。この管理・運営に係る取組を維持していくとともに、歴史・文化資源を始め、教育資源や観光資源として史跡を有効に活用していくためには、市が主体的に関わり、市民等と連携した管理・運営体制を構築することが必要となる。

そのために、千歳市は、継続的な調査・研究を核とし、研修会・学習会や講座・講演会等の開催など多彩な史跡の保存活用の取組をとおして、広く市民の運営への参加を求めつつ、地域の方々や市民ボランティアを恒常的に支援していくとともに、次代の担い手の育成が行われ、市民から市民へと発展的に活動が継承されていく体制の円滑な組織化をサポートしていく。

一方で、多様な市民ニーズに、より効果的・効率的に対応するために、史跡の管理・運営に関わる社会的環境の整備について「キウス周堤墓群保存活用連絡会議」を通じて全庁での取組を進め、市民サービスの向上を図ることを目指す。

また、史跡キウス周堤墓群は千歳市が管理団体であることから、千歳市埋蔵文化財センター（施設）との一体的な管理・運営などのあり方についても検討していく。

史跡の適切な活用を進める上では、史跡の管理・運営の拠点となる施設の設置を行うことが重要であり、ここでは、その機能を「ガイド施設」に併設する計画である。常時管理人となる臨時職員等を配置して維持管理を日常的、継続的に行う体制の導入を検討する。

将来的には、市と市民が連携し、史跡キウス周堤墓群が国の史跡であると同時に市民の身近な文化的資産である点に注目し、それぞれの能力を最大限発揮することができる史跡の管理・運営を目指していく。そして、これが史跡キウス周堤墓群のみならず、市域全体の文化財の保存と活用を推進する力となることを目指していく。

また、そうした管理・運営体制は、協働の精神をまちの礎とする千歳にあって、協働の原点を今の風景に見せている巨大な縄文墓地群を、千歳を象徴する「市民遺産」として、将来に継承していく動力にもなっていく。

(2) 維持管理計画

史跡の価値の保存及び施設の機能維持、保守を目的とした管理を行う。現在、史跡は暫定的な公開を行いながら、除草や枯損木伐採等、保存のための維持管理や、防犯のため夜間の史跡内への立入禁止を実施しており、今後整備中においても継続し、さらなる検討を行っていく。

ア 史跡の本質的価値の保存を主な目的として行う維持管理

「史跡の本質的価値の保存」を主な目的として行う維持管理は、その構成要素である遺構、地形を対象として実施する。特に地上に表出して史跡景観を形成する周堤墓群、「通路状遺構」及び「被覆土」には配慮する。

これらの要素にき損、衰亡及び滅失が生じていないかを目視を基本として点検するなどして、良好な状態を維持し続ける。すでに一部が損壊している周堤墓においては、き損範囲との境界部分の保存状態を詳細に確認するための定期的、臨時的な点検を行い、写真等で保存状態の経過を記録していく。維持的措置として、日常的、定期的な見まわり、清掃・除草、防犯カメラの設置等を行い、災害・事故・いたずら等に対する緊急的・応急的措置、軽微な補修・改善等の措置を行う。

イ 史跡指定地内にある保存施設等の機能維持を主な目的として行う維持管理

「保存施設等の機能維持」を主な目的として行う維持管理は、保存施設（標識・説明板・境界標）、活用のために設置された園路・広場（見学デッキを含む）、案内板・解説板、便益施設を対象とする。

点検によりこれらの施設等が史跡の保護に有効な機能を維持し、かつ保存・活用上の安全性が確保されているかを確認する。維持的措置として、日常的、定期的な見まわり、清掃・除草、防犯カメラの設置等を行い、その結果によっては保存施設の保守管理及び軽微な補修・改善等を実施して、機能の維持及び安全性の確保を図る。災害・事故・いたずら等が生じた場合等には臨時的な見まわりを実施し、保存施設等の破損、安全性等に関する状況確認を行う。その結果によっては緊急的・応急的措置や軽微な補修・改善等の措置を行う。

ウ 公開・活用施設の保守を主な目的として行う維持管理

公開・活用施設の保守を主な目的として行う維持管理は、「ガイダンス施設」を対象とする。

これについては、日常的な見まわりや法令等に定められた建物・設備・機器等の定期的な保守点検や安全管理上の定期的な保守点検等を実施して、施設が適切な公開・活用上の機能及び安全性・快適性を維持しているかを確認する。点検の結果によっては、建物・設備・機器の保守管理及び軽微な補修・改善等を行って、適切な公開・活用上の機能及び安全性、快適性を確保する。また、直接目に見えない埋土中の施設、設備等についても定期的な点検、維持管理を行う。

災害・事故等が生じた場合には公開・活用のための臨時的な見まわりを行い、建物・設備・機器の破損、安全性等に関する状況確認を行い、その結果によっては公開・活用状況に対する緊急的・応急的措置や軽微な補修・改善等の措置を執ることも検討される。

さらに、アンケート等の実施を含め、公開・活用状況を把握するとともに、「ガイダンス施設」の目的とする機能や役割が充足しているかについても確認し、広い視点から課題を明らかにして、その解決に取り組む。

(3) 運営計画

史跡キウス周堤墓群の価値、千歳の縄文文化の魅力を発信していくために、史跡を歴史資源、文化資源、教育資源、観光資源として活用し、市民と協働で将来に継承していく。また、千歳市埋蔵文化財センター（施設）と一体的に運営していくことによって集客交流機能を高め、市域全体の歴史・文化に対する発信力を一層視野の広い、深みのあるものとするを目指す。

ア 公開・活用

(7) ガイダンス活動

指定地内及び「ガイダンス施設」展示の見学について、来訪者のニーズに応じて解説を行う。解説は、市民が

ランティアによるガイドサービスで対応する。また、校外授業（学校教育）、団体見学（生涯学習）の受入に市民ボランティアが主体的に関わることができる体制の導入を検討する。

(イ) 研修・学習活動

市民ボランティアが調査・研究に関わることができる機会を提供し、自主的に取り組める環境を整備していく。また、市民ボランティアがガイドサービスや縄文体験活動を担うための学習を支援する仕組みを検討していく。

(ウ) 研究活動

史跡見学会の開催等に、市民ボランティアが主体的に関わることができる体制の導入を検討する。

(エ) 縄文体験活動・植生環境育成活動

市民ボランティアと協働で、体験・育成内容や手順の検討、体験・育成用具の整備等を行うとともに、参加者を市民ボランティアが主体的に指導できるような体制の導入を検討する。

(オ) 情報発信・集客活動

リーフレットの作成やホームページの開設・更新等による史跡・「ガイダンス施設」の宣伝、チラシ・ポスター等の作成、配布によるイベントの周知、小中学校の校外学習の誘致、観光資源としての史跡活用のPR等広報活動については、市民ボランティアが参画できる仕組みを検討し、効率的・効果的な集客活動が展開される体制を整備する。

(カ) 交通誘導

土日祝日を中心として数多くの来訪者が予想される状況に対して、混雑緩和、事故防止のために行う駐車場出入口付近での車両誘導のため、交通整理員の配置を検討する。

イ 維持管理

「ガイダンス施設」に施設管理員等を配置して、日常的な維持管理が実施される体制の導入を検討する。

管理は、指定地全域に及ぶ定期的な見まわり、史跡の本質的価値を構成する要素の保存状態を詳細に確認するための点検については、主に埋蔵文化財センター職員が中心となり維持管理を行う。施設・設備等の保守点検・保守管理等については、必要に応じて専門業者の協力の下に実施する。専門知識を伴わずに可能な維持管理業務について、定期的な除草はこれまでも地区住民が担ってきており、他の管理業務についても地域住民や市民ボランティアの協力を得ながら実施する仕組みも検討していく。経常的なデータの記録など簡便なものについては史跡の管理のために通常勤務する施設管理員又は埋蔵文化財センター職員により実施する。

本史跡において、地震・台風等の自然現象や交通事故等の人為的原因によって被害が発生した場合は、埋蔵文化財センター職員等が現地調査等によりその被害状況を把握し、北海道教育庁石狩教育局を通じて同庁文化財・博物館課に報告するとともに、状態に応じて速やかに各施設管理者及び北海道札幌方面千歳警察署（泉郷駐在所）等関係機関と連携をとって対応に当たる。文化財担当課では普段からこれらを把握し、内外の連絡・協議・連携の体制を整えて、史跡の保護に関連する組織等と緊密な連携を図っていく。

15 事業計画

第I期整備の対象範囲とする「早期に整備を図るべき区域」（「遺構区域B2地点」、「森林区域B地点」、「ガイダンス施設」区域）について、この基本計画を策定後、整備検討委員会での調査審議とともに「整備事業に必要な調査等に関する計画」の実施を経て、表11に示した事業計画に沿って整備基本設計・実施設計の策定を行い、整備工事を行っていく予定である。

工事対象地点は、史跡指定地内（「遺構区域B2地点」、「森林区域B地点」）、史跡指定地外「ガイダンス施設」・多目的広場地点（「ガイダンス施設」区域）、史跡指定地外駐車場地点（「ガイダンス施設」区域）の順を計画する。

表 11 年次計画表 [早期に整備を図るべき区域]

章/節	計画		対象区域	
	項目	関連 (包括) 計画		
—	整備検討委員会			
5/2	遺構保存に関する計画			
	保存管理のための施設の設置/標識		「ガイダンス施設」区域/ 多目的広場 (エントランス)	
	植生管理/伐木 (皆伐)		遺構区域B 2 地点/遺構範囲	
5/3	動線計画			
	来訪者の広域誘導/交通案内標識		(市中)	
5/6	修景、植栽及び植生管理に関する計画			
	伐木 (皆伐)		遺構区域B 2 地点	
	5/2 遺構保存に関する計画	植生管理/伐木 (皆伐)		
	5/5 遺構の表現に関する計画	修景/伐木・草本刈り払い		
	5/8 便益施設に関する計画	緑陰/伐採残置		
5/7	案内・解説施設に関する計画			
	案内板・解説板		「ガイダンス施設」区域/ 多目的広場 (エントランス)	
	5/2 遺構保存に関する計画	保存管理のための施設の設置/説明板		
	解説板		遺構区域B 2 地点・森林区域B 地点/ 園路見学ポイント	
5/8	管理施設及び便益施設に関する計画			
	管理用道路	※森林内樹木伐採は基本設計後施工可	森林区域B 地点 「ガイダンス施設」区域	
	5/3 動線計画	管理用動線		
	5/4 地形造成に関する計画	地形造成 (公開・活用のための施設) / 管理用道路路床形成・森林内の伐採含む		
5/9	公開・活用及びそのための施設に関する計画			
	園路 (公開・活用施設。見学デッキ込)	※森林内樹木伐採は基本設計後施工可	遺構区域B 2 地点・森林区域B 地点	
	5/2 遺構保存に関する計画	来訪者の誘導・規制		
	5/3 動線計画	見学者動線		
	5/4 地形造成に関する計画	地形造成 (公開・活用のための施設) / 園路路床形成		
	広場 (公開・活用施設)		遺構区域B 2 地点	
	5/2 遺構保存に関する計画	来訪者の誘導・規制		
	5/8 便益施設に関する計画	休憩施設/ベンチ		
	「ガイダンス施設」・多目的広場・バックヤード			「ガイダンス施設」区域
	5/4 地形造成に関する計画	地形造成 (公開・活用のための施設) / ガイダンス施設等地盤整備		
	5/8 管理施設に関する計画	防災設備・水道設備・照明設備		
5/8 便益施設に関する計画	休憩施設/ベンチ トイレ・手洗い・水飲み			
	駐車場	※駐車場看板・誘導標を含む	「ガイダンス施設」区域	
5/12	整備事業に必要となる調査等に関する計画			
	発掘調査/保存目的		遺構区域B 2 地点/園路・広場計画地	
	発掘調査/検証目的		遺構区域B 2 地点/2 号周堤墓	
			遺構区域B 2 地点/1 号周堤墓	
	植生調査		遺構区域B 2 地点・森林区域B 地点	
	測量調査		遺構区域B 2 地点～「ガイダンス施設」 区域	
地盤調査		遺構区域B 3 地点～「ガイダンス施設」 区域		
—	整備事業報告書			

「遺構保存に関する計画」のうち、植生管理（遺構区域B 2地点の伐木）は第I期以降にも継続する長期的な取組として実施する。

「当面の間は環境整備程度にとどめるべき区域」に位置づけた「遺構区域」は公有地（遺構区域B 3地点）と民有地（同A地点とB 1地点）があり、これらの地点においては保存のための維持管理を継続していく。民有地では、遺構の形態を明確にして景観を整えることの必要性が所有者に理解されており、協力を得て、除草等の維持的措置を継続していく。公有地では「遺構保存に関する計画」のうち、植生管理（伐木）をB 2地点と同様に長期的な取組として実施していく。

第6章 完成予想図

1 整備完成予想図

第5章までの計画をもとに、図23のような整備完成後のイメージを鳥瞰図として示す。

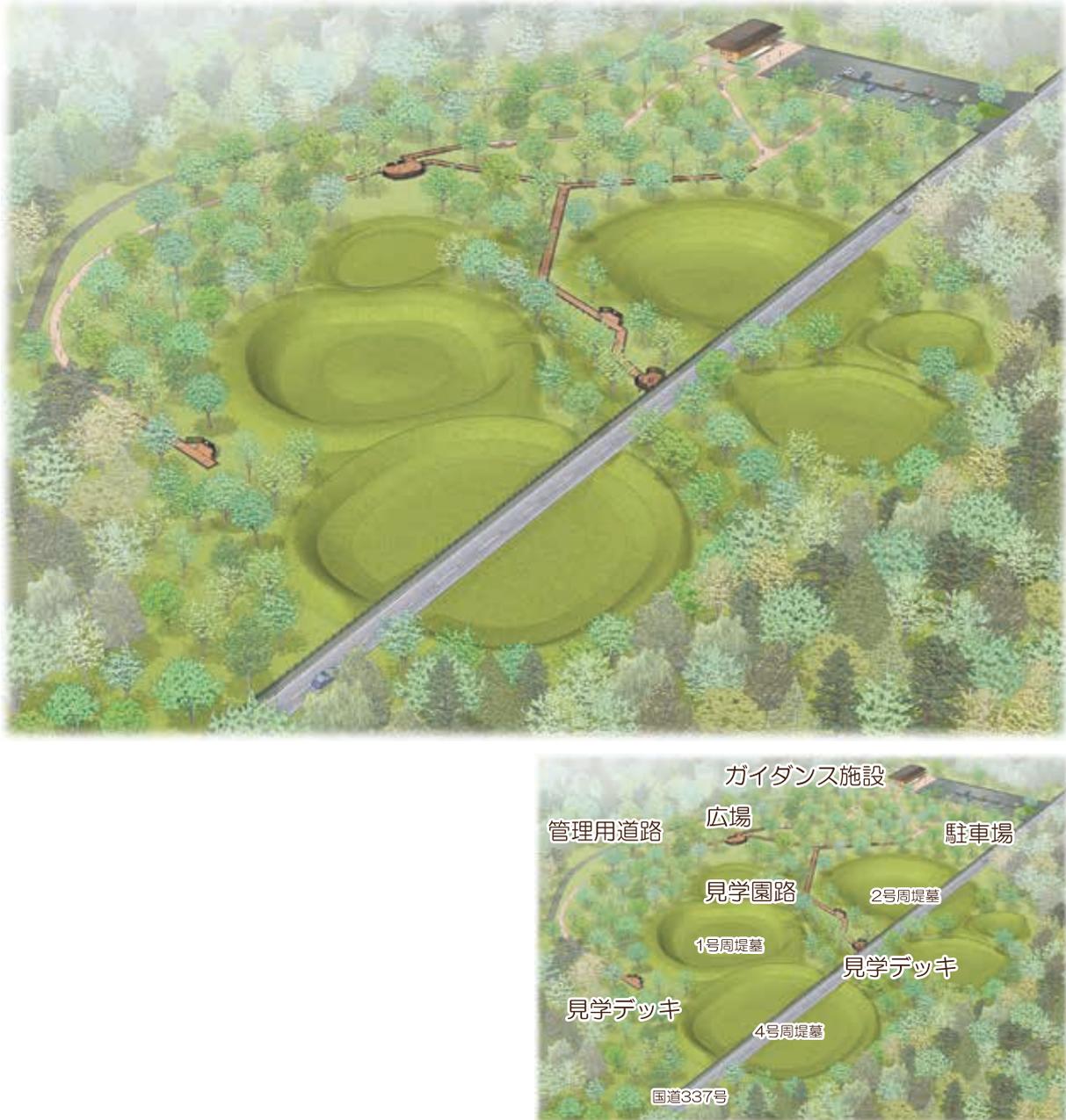


図23 整備完成予想図（イメージ図）

史跡キウス周堤墓群基本整備計画

発行日 令和4年(2022)2月21日

発行者 千歳市教育委員会
066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地

編集 千歳市教育委員会教育部主幹(国指定史跡担当)
千歳市教育委員会教育部埋蔵文化財センター
066-0001 千歳市長都42番1
TEL 0123(24)4210

印刷 千歳印刷株式会社
066-0064 千歳市錦町3-3
TEL 0123(23)2229